經濟學博士　本庄榮治郎著

日本社會史

東京　改造社發行

序

本書は大正十二年八月京都帝國大學夏期講習會に於ける講演の草稿に、多少の改訂を加へたものである。書肆の慫慂によつて茲に之を公にする。則ち京都帝國大學に於ける講義が全國に向つて公開されたものであり、大學普及事業（ユニバシチーエキステンシヨン）の目的にも副ふことかとも考へる。

講習會に於ては、所定の時間内に、日本社會史に關する一般概念を與ふることを目的とした。從つて本書に示す所も日本社會史の大綱を概説したるに過ぎぬ。然し類書の極めて乏しき我現狀に於ては、かくの如き一般概論的のものも、多少斯界に益する所あるべきを信じて疑はぬ次第である。

從來の我國の歴史は、實に貴族豪族のみの歴史であつた。社會は貴族

豪族の階級のみで成立するものではない。必ずやこれに對立すべき庶民の階級が無くてはならぬ。然るに一方の階級のみを見て、他方の階級を見ざる如きは實に史界の一大缺陷である。この缺陷を補ふものは卽ち社會史の研究を措て他に之を求むることは出來ぬ。

歷史は階級鬪爭の歷史なりと稱せられる。このことは我國に於ても亦然るか。その所謂階級なるものは果して如何。また階級間の爭鬪と一階級內の紛爭と、果して何れが甚しきか。此等の疑問を解くものは、卽ち日本社會史の硏究であらねばならぬ。

余は從來此方面に多少の硏究をなしたものであるが、本書はそれ等の研究の外、先人の硏究に負ふ所も、また決して少くはない。特に記して其等の人々の學恩を謝する次第である。引用參考書は煩雜に亘らんことを恐れて、その主なるもののみを記しておいた。また引用語句の中、漢文

體のものは、成るべく之を和文體に書き改めておいた。これは一般讀者の便宜を思ふの外、他意あるわけではない。

大正十三年一月三十一日

著者識

目次

第二節　階級鬪爭の意義

目次終

日本社會史

第一章　日本社會史の觀念

第一節　社會史の意義

一　緒言

我々は現在を知ると共に、また過去を知るの必要がある。過去を知るは卽ち歷史を知るの謂に外ならぬ。昔の狀態を知ることは、それ自身に於て興味ある事柄である。例へば旅行者が來し方を振り顧る時、其處に無限の興味を感ずると同樣である。勿論過去を回想することは、既に經過せる道程に逆戾りをする爲めではない。たゞ過去を知るといふことそれ自身に、大なる興味を有するものなることは明かである。然し我々

はまた過去の經驗によつて、將來進むべき道を、何處に求むべきかの參考に供せんとする場合も少くない。歷史は過去に屬する經驗の記錄であるが、それによつて過去を知るのみならず、現在を理會し、更に將來の指針として參考し得べきものである。社會史の硏究に於ても、このことは勿論同樣である。

一體、社會史なるものは如何なるものを指すか、世俗の用語は頗る區々であつて、適從する所を知らぬ有樣である。先般書肆の店頭に「社會史硏究」といふ雜誌があつたので、一寸開いて見た所が、中には狐憑きのことが書いてあり、其他民俗學的の記事が多く、こんなものゝ迄が社會史と稱せられるかと思つて、頗る驚かされたのみならず、聊か滑稽に感じた次第であつた。が、それ程、社會史といふ言葉は、濫用されて居るわけである。それで茲に所謂社會史なるものは、如何なるものであるか、即ちその意義及び範

闡を明かにすることは先づ第一になさゞる可らざる所であると信ずる。

二　社會の意義

さて、社會史なるものの意義を明かにするがためには先づ第一に社會といふ言葉から吟味する必要がある。社會といふ言葉も種々に濫用されて居るが、元來英語の Society なる言葉は羅典語の soci（私が結合す）から來たものであり、獨逸語の Gesellschaft は gesellen（聯合す、仲間となる）から來て居る。また二程全書には「郷民爲社會」の句がある。これ等の言葉から考へて見れば、社會なる言葉の根本の意味は、個人の結合を意味するものなることは明かである。(1)

然し世間では社會といふ言葉を、もつと變つた種々なる意味に用ひてゐる。或る辭書(2)を見ると、社會といふ言葉には(一)共同生活をなす人類の

團體又は組織(二)同種類の範圍(卽ち、なかま)の二義ありとして居る。前者は卽ち一定の土地を占有せる人類の集合團體卽ち、地域團體のことであり、後者は同一の職業身分等に屬する者、卽ち仲間または漠然たる階級の意味である。例へば學者社會、藝人社會とか、上流社會とかいふ如きはそれである。而して第一義の地域團體といふことから、やゝ轉化して(三)個人に對して公共を意味する場合にも、社會なる言葉が用ゐられる。例へば社會のために盡すとか、社會奉仕とかいふ言葉はその例である。

此外に(四)社會問題とか社會政策とか云ふ場合に、その所謂社會は、廣く人類の集團たる社會を指す場合もあるが、經濟學上に於ては、この形容詞として用ひられた社會なる言葉(卽ち英語の social)には、特別の意義が存するものとされて居る。卽ちこの社會なる言葉は、經濟學上に所謂一階級と他の階級との、相互の關係より生じ來る諸種の問題に冠せらるゝも

のであつて、その經濟學上に所謂階級(die Klasse)なるものは、分配論に於て各種の分配の內、同一種類の分配に與るものを指して、一の階級といふのである。例へば地代の分配に與るものが地主の階級であり、利子を得るものが資本家階級であり、利潤に對して企業家階級あり勞賃に對して勞働者階級が存する如き、これである。故にこの場合に於ては社會なる語は、前述の如き地域團體とか仲間とか公共とかの意味ではなく、階級といふ意味にしても、それは身分關係を示す處の階級(der Stand)とは、大にその意味を異にすることを知らなければならぬ。

(1)「經濟大辭書」二 六四九頁
(2)「大日本國語辭典」第二卷 一〇四三頁

三 社會史の意義

社會といふ言葉に、上述の如く種々なる意義用法があると同じく、社會史なる言葉も種々雜多の意義　用ゐられる。(一)先づ第一に社會史なるものを極めて廣く解して、人類社會の內に起りし重大事件を研究するものが、即ち社會史であると考ふるものがある。然しこの意味における社會史は即ち Natural history に對する Social history の意味であつて、普通に謂ふ所の歴史と大差なきものである。或は又人類の社會的生活の歴史を以て社會史なりとする場合に於ても同樣である。蓋、人類の社會的生活の內には政治・宗教・教育・經濟・社交等種々なる方面があり、從つて政治史・教育史・經濟史其他の歴史の分科が成立するものであつて、社會的生活の全體に亘るものならば、それは普通に謂ふ所の歴史と何等異る所はないのである。私は歴史の一分科としての社會史を考へんとするに當つて、普通の歴史そのものを以て社會史となすが如きは、決して當を得たるも

のとは考へられぬ。

(二)次に社會なる語は、一定の土地を占有せる人類の集合團體を指すことは、前述の如くであるが、社會史を以て、この社會てふ人類の集團組織が、如何にして出來、又如何にして發達し行くかといふことを研究するもの、簡言すれば、社會そのものの發達を述ぶるものを、社會史と稱する場合がある。社會組織の發生變遷を研究の對象とするが如き、即ちそれである。社會史が社會學と、相對して考へらるる場合には、社會史は多くこの意味に用ゐられる。

(三)社會なる言葉が、仲間又は公共の觀念を表はすことあるは、前に述べた所であるが、從て、かゝる方面の歷史、例へば貴族社會史とか、公共事業史とかいふものも、社會史として考へられる。この場合にはその內容を限定する如き題目が用ゐられて居るから、必ずしも問題とはならぬが、單に

社會史とか日本社會史とか稱した場合に、この所謂社會史なるものが取扱つて居る内容は、決して一定せるものではなく、容易に速斷し得べきものではないのである。故に特にかゝる場合に、社會史の意義を限定する必要が起るものであり、私がこゝに述べんとする所も亦、かゝる場合の社會史についてであることを考へなければならぬ。

(四)最後に社會史なるものは、社會問題の歴史を指すものとせらる。然し乍ら、この社會問題なる言葉も、亦必ずしも一定せるものとは限らず、種種なる範圍に用ゐられて居るやうであるが、先づ大體に於ては三種の區別を認むることが出來る。卽ち第一義(最廣義)に於ては、社會を構成せる各階級間又は階級内に於ける不調和より生ずる諸般の問題を指すものであつて、この場合の階級なるものは、必ずしも經濟學上の階級のみに限らず、廣く社會上其他の階級をも包含し、其不調和の原因も必ずしも經濟

上のみに限らず、政治上其他の原因によるものをも包含せるものである。例へば羅馬に於ける貴族と平民との兩階級間の政爭の如き、又現に起りつつある男女兩階級間の政治上の不公平の問題、卽ち婦人參政權問題の如きものも、社會問題として取扱ふものである。次に第二義（廣義）に於ては、階級に就ては、やはり社會階級を指すものであるが、たゞそれ等の階級間又は階級內における經濟上の不調和の問題、卽ち富の分配の不公平に起因する問題だけを、研究せむとするものである。然るに第三義（狹義）に於ては、これを全然經濟學上の範圍に限定し、分配論上同一種類の分配に與る者、卽ち經濟學上の各階級間の利害の衝突を、如何に緩和すべきかの問題を指すものであつて、勞働問題はその中心をなす所のものである。從て社會史を社會問題の歷史となす場合に於ても、上述の三種を認めざるを得ざる次第であるが、第一義の場合に於ては、その說く所はすべての

點について、必ずしも經濟上のことのみに限らずと雖、第二義に於ては、社會階級上の經濟問題に限り、第三義に於ては、すべての點について、これを經濟學上の關係にのみ限定せむとするものである。

かくの如く社會史なるものは、種々の意義に用ゐられ、從て其範圍を異にする次第であるが、私は社會史なるものを、社會問題の歴史として考ふることが、最も適當なりと信じて居る。　たゞ然しながら、茲に論ずる所のものは、經濟學上に所謂狹義の社會問題に非ずして、寧ろ第二義廣義のものについて考察し、説明の順序として、適當の時代別の下に、先づ其當時の社會組織を明かにし、次にその當時如何なる社會階級が存在せしかを考へ、更にそれ等の階級に於ける富の分配の不公平如何を究め、それに起因せる種々の問題、若くは所謂社會運動の如きものありしならんには、それにも説き及ぼすこととしたいと考へて居る。　即ち大體に於て、我國に於

ける社會階級上の經濟問題の歷史、換言せば、第二義の社會問題の歷史と考ふれば間違はない。

第二節　日本社會史研究の必要

一　社會史研究の重要

從來の歷史研究に於ては、その說く所極めて一方に偏し、歷史といへば、何人も政治の歷史、外交の歷史、若くは戰爭の歷史であると考へ、或は偉人說の如く、偉人豪傑を中心として之を說き、偉人に關することは、一般社會の發展に重大なる關係なき些末の點に至るまで、之を詳說し攻究する風があつた。カーライルの如きも、歷史は英傑の傳記である(History is biography of great man)といつて居る。然し之は必ずしも正當の方法ではない。史學が人類の過去の發展を研究し、個々事實の調査は、之を綜合して發展の跡を明かにするために、行はるゝものなる以上は、發展の跡を示す

に足らざるものは、史學の範圍外たると同時に、苟も之を明かにするものは、政治的事實のみに限らず、經濟上の事實の如き、或は社會階級に關する史實の如き、亦大に研究せなければならぬ所である。

勿論從來の歷史と雖、社會階級に關する敍述が、全然存在せなかつたといふわけではない。否、寧ろ或る階級に屬する事實は頗る多く記錄されて居る。例へば貴族豪傑に關する場合の如きそれである。見方によつては、從來の我國の歷史は皇室の歷史であり、貴族豪族の歷史であつたといひ得る。然し社會は貴族豪族のみで成立するものではない。必ずや他の一面に、これと相對立すべき庶民の階級、町人の階級、或は勞働者の階級が無ければならぬ。この一般民衆に關する歷史、勞働階級に關する歷史が明かでない以上は、從來の歷史研究は、やはり片手落のものであり、あまりに大政治家や貴族の一言一行に、重きを置き過ぎたとの批難は、免る

ることの出來ぬ所のものである。實際に於て、國史上の重大なる出來事でも、單に當路の大政治家や、武家將軍などの一擧手一投足の勞のみで出來たものはない。それ以下の侍階級の實力や、町人百姓の自覺等が原動力となり、時勢の變轉に乘じて事を成したものに過ぎない。然るに一方の階級のみを見て、他方の階級を見ざる如きは、實に史界の一大缺陷とあるこの缺陷を補ふものは、社會史の研究を措て、他に之を求むることは出來ぬ。

我々は社會史の研究によつて、從來の社會が如何にして組織され、如何なる階級が存在し、その經濟的關係が如何になり居たりしかを、知り得るのみならず、この研究によつて、從來の國史の缺陷として考へられ、史家の通弊として批難された處のものを、補ひ且つ改むるを得るわけであつて、社會史研究の如何に重要なるものであるかは、論ずる迄もない所であら

う。

二　日本社會史研究の必要

明治維新の後、西洋の文明を吸收するに急なりし我が國民は、却て自己自らを研究するの遑なく、遂に今日に及んだ次第であるが、自己に關係のあることは、特別なる興味を感ずるのが常であるから、日本の社會史についても、日本人が特に興味を有するものなることは、論ずる迄もない所である。内田博士も言はれた如く「自分に近い所のもの、自分に關係ある事柄には特別なる興味がある。同じことであるならば、懸隔した緣もゆかりもない場合よりは、自分に近い親密な場合が一番興味が深い。」[1]自分の故郷に關する事柄などは、それが些細な事であつても、多くの興味を惹くものであるから、我々の祖先が如何なる有樣の生活をなし、我國が昔か

らどういふ經濟社會上の變遷を經て來たか、如何なる階級があつて、それが如何なる工合に對立し、また社會運動と稱すべきものには、如何なるものがあつたか、などといふ諸々の事實を知ることは、如何に興味多きことであらう、我々が外國の社會上の變遷を研究して、その興廢鬪爭の跡を究めた時に生ずる興味と、我國自身の社會關係の變遷を知り得たる時の興味とは、著しき差異があると思ふ。

かくの如く日本の社會史は、我々日本人にとつて興味があるばかりではなく、又研究上にも種々の便宜がある。日本に居つて西洋のこと、殊に歴史的研究に從事する場合に、根本史料を手に入れることは、決して容易のことではなく、特別なる研究をなすに、頗る不便なる地位にあることはいふまでもない所であらう 然るに日本のことを研究する場合には、右の場合に比して、史料の蒐集も頗る容易であり、且これを判斷する上に於

ても、我々が西洋の事情に不案内であるがため、西洋の書物を讀んで、判斷を下すに當て、往々生ずる『誤解』に陷る如き弊が少い。黑板博士は『我が國史は我國の祖先以來代々やつて來たことである以上、その血液を受け繼いで居る我々日本人が、國史上の出來事に對して、最も肯綮なる判斷を下し得ない理由はあるまい』〔2〕と言つて居らるるが、このことは移して以て我國社會史の研究に就いても立言し得る所である。かくて邦人の日本社會史研究は、一言にして盡せば、行屆いて行ふことが出來る。かくの如き便宜は獨り自國民のみが有する處であるといつても差支あるまい。

日本の社會史は、日本人にとつて以上の興味があり、且つ便宜があるばかりではなく、我々自らの立場から考へても、外國の事の調査よりも、先づ自國のことの研究に、主力を注ぐべき義務があると思ふ。人間の力には

限りのあるものであるから、一人を以て總ての國の社會的發達を、詳細に研究し盡すといふことは、到底不可能のことである。既に歐米の學者は、歐米における社會的發達を能く研究して居るが、それに比すれば、東洋のことは彼等と雖、猶調査研究の行屆いてゐない所が、少くないやうに考へられる。我々は東洋に國を成してをる關係上、日本或は稍廣く東洋のことを、十分に研究し、西洋のことは、西洋の學者が最も確實に研究せし結果を利用し、以て比較研究を大成せなければならぬ。然るにたゞ西洋の事ばかりを、而も第二次的史料たるに過ぎぬ編纂物で知つてをつて、自國自身のことを知らぬといふが如きことが、若しありとすれば、それは所謂燈臺下暗しの譬の通りであつて、主客顚倒の事柄ではあるまいか。かくて日本自身のことを、却つて西洋人に教へて貰つたり、或は日本に既に存在してをつて、長く經驗されてをることを、未だ日本に存在せなかつたかの

如くに考へて、西洋の事例を、直輸入して失敗したりする例もあるかも知れぬ。我々は昔から我國に存在してゐる制度慣行等を、正しく理會して、之を現在の事情に照して實行するの必要がある。我國將來の社會政策を確立する上に於ても、亦然りであらう。されば我々日本人には、日本の社會史を研究すべき義務があるのではなからうか。

我々は以上の如き興味と便宜と義務とからして、日本社會史の研究は、日本人自らが、行ふべきものであることを主張した次第であるが、之は決して學問上の鎖國主義を唱へ、繩張りをするといふわけではない。日本の事情が明らかになるといふことは何人が研究したにしても結構なことである。又外人の研究中には、或は我々と觀察點を異にするものがあり、或は研究の方法の學ぶべきものもあり、從つて他山の石以て玉を攻くの材料となるものも少くない。我々は外人の日本研究も大に歡迎する

次第である。然し日本のことを日本人自身が研究するといふ風潮も、近頃大に興りつつある。この風潮に乘じて、我々は自ら日本の事情に通曉するに至らなければならぬ。

(1) 内田銀藏博士「日本經濟史の研究」上卷、五八九頁
(2) 黑板勝美博士「國史の研究」總說の部、三〇八頁
(3) 内田博士前掲、四八七頁

第二章　氏族制度の社會

第一節　社會組織

一　氏族制度

我國上古に於ける社會組織の根柢をなせしものは、卽ち氏族制度であり、政治上の關係に於ても、經濟社會上の關係に於ても、この氏族制度といふことを度外しては、當時の狀態を考へ得ざる程、重大なるものである。さて氏族は、共同の祖先を有し、又は有すと信ずる、幾多の戶を包含せる團體であつて、各戶には直系の血族のみならず、傍系の血族をも包含して居る。卽ち親子兄弟姉妹といふが如き一家族よりも更に廣く、伯叔父母、甥姪、從父兄弟姉妹などの親族をも包含したものである。氏には何れも氏

の上（うぢのかみ、うぢのおさ、うぢのこのかみ）があつて、其氏の氏人を支配し、各戸には家長があつて、其家族を統率して居る。而して此等の氏には、更に部（若くは伴）と稱する團體之に附隨し、更に『やつこ』なども隸屬してをつた。

氏は同一の祖先より出でたる團體なれども、その下に屬する部なるものは、必ずしも同族ではない。たゞその氏に屬するより、その氏の名を稱することゝなり、遂にその氏の首長と同族同祖なりと考へ、他人も亦之れを認むるに至つたものであつて、氏は卽ち同祖信念の上に築かれた團體であつた。而して更に氏には氏の守護神を祀りて氏神となし、[1]氏神の崇拜は、また氏族の團結を鞏固にしたるを以て、氏は血族關係のみならず、信仰關係を同じくすることによつて、結成せられし團體なりといふことが出來る。

我國における氏の辭義については、或は生地、生筋、内の義なりといひ、又は外來語なりとの說あるも、要するに氏族は同祖信念による團體に外ならぬ。氏は元來血族の系統を示すに起れるものであるが、上古の初期よりありしものではなく、始めには人名に地名や部名を冠して呼ぶ習慣があつたに過ぎないが、其後、それが永續性を帶びて氏となつたのであるから、氏には地名や部名から來てゐるものが多い。[2] 今、氏の名の據つて出づる所を分類すれば、

(一)職官によるもの。例へば神と君との御中を執持つ職を有する中臣、神祭の物を齋み淨むる齋部の如し。

(二)國縣居地の名より出づるもの。大倭葛城の國造が、大和或は葛城といひ、又、胸形(筑前宗像郡)の如きそれである。

(三)祖名神名によるもの。玉祖(たまのおや)命の後裔に玉祖、天津久米命の後に久米、

猿田彦命の名によつて猨女といふが如き、その例である。

(四)事物より出づるもの。 少子部は嬰兒を聚めし事より、柿本は家門に柿樹あるより起り、坂合部は國界の標を立て、治田は田地を開墾せしことより起つた。

(五)技藝によるもの。 矢を作る矢作、弓を作る弓削、石棺を作る石作、笠を作る笠縫、鍛冶をなす倭鍛冶、韓鍛冶等の如きそれである。

氏は一以上の家から成立つて居るが、氏によつては數十戸、中には數百戸を包擁せるものもあり、數戸に過ぎないものもある。 そこで大氏と小氏との區別が出來る。 姓序考」以來大氏は本家で、小氏は分家であると考へられてゐる。 例へば阿倍氏は大氏であつて、それより分れたる阿倍志斐・阿倍間人・阿部長田・阿倍陸奧等は皆小氏であると說かれてゐる。(3) 今天智紀」三年の條を見ると、『大氏の氏上に大刀を賜ひ、小氏の氏上に小刀を

賜ふ」とある。この大刀小刀は代々傳へて氏上の證憑となすものであるが、古語拾遺によれば、中臣氏に大刀を賜ひ、齋部氏に小刀を賜ひしことが明かである。[4] 即ち天智紀の記事によれば齋部氏は小氏である。然るに齋部氏は神代より齋部の頭梁として傳はれる氏であつて、決して他の氏より分れたる分家ではない。されば小氏を以て分家とし、大氏と宗支の關係に在りといふは首肯し難い。寧ろ大氏とは數十戸乃至數百戸といふが如く、多數の族人を包擁して格式の高かりし氏をいひ、小氏は單に數戸を包含するに過ぎざるもので、其間宗支統屬の關係を有するものではなく、大國小國・大縣小縣といふの類と同じく、その包擁する所の大小による區別であると解せねばならぬ。[5] 勿論時代の經過すると共に一族次第に繁衍して一の氏より數多の支流を生じ、諸方に散在分布するに至り、是等の支流は通常、その居住せる地名等に基いて別の氏を稱したもので

あつて、此等のものが宗支の關係を有することは勿論である。前掲の阿倍氏の例が、宗支の關係を有することは明かであるが、宗支の關係と大氏小氏の關係とは、全然別物であると考へたい。通説は大小の關係と宗支の關係とを、妹更に結びつけたために生じた誤解であらう。

大氏でも小氏でも相當に多數の戸と人とを包括して居るから、それが團體として活動するには、內部に何等かの組織がなければならぬ。氏によつて多少の相違はあらうが、先づ大體に就ては、(一)氏上(二)氏人(三)部民などから成立し、時にはこの外に『やつこ』も隷屬してをつた。氏上や氏人は勿論自由民であるが、部民は半自由民、『やつこ』は不自由民である。これ等のことに關しては、猶後に至つて逃ぶる所があらう。

(1)　氏神には(一)祖神を祭りしもの(二)居住地の神を祭りしもの(三)緣故ある神を祭りしもの(四)朝命にて奉仕せる神を祭りしもの等がある(太田亮氏「日本

古代氏族制度」二二八頁以下）

(2) 太田氏、前掲、二八三頁

(3) 細井貞雄氏「姓序考」（改定史籍集覽第十七册）

(4) 「群書類從」第十六輯一〇頁（經濟雜誌社本）

(5) 内田博士「日本經濟史の研究」下卷一〇九頁。太田氏、前掲、二一九頁

二　かばね（姓、骨）

古代に於ては人々個々の名も、家族をあらはす名稱も總て名といひしものであるが、其後次第に分化し、個々の名と區別して姓氏等の稱呼を見るに至つた。姓は一般には朝廷より賜はりて後、之を稱するものとされて居る。例へば瓊々杵尊が天ノ鈿女ノ命に猨女ノ君の號を賜ひ、垂仁天皇の廿三年十一月に天ノ湯ノ河板擧に姓を賜ふて鳥取ノ造と稱し、雄略天皇の

六年には天皇國內の蠶を聚めしめ玉ひしに誤て嬰兒を聚めて献れるものに少子部ノ連の姓を賜ひ同十六年に漢部の伴造を定め姓を賜ひて直といふと見えたるが如き、即ちそれである。(1)

然し姓は朝廷より賜はるもののみではなく、寧ろその始めに於いては、各氏の首長が自ら稱し、又は傍人によつて稱せられた稱號から發達せしものである。(2) 例へば(一)地名及び職業名に公・彥・梟帥等の稱號を附して其地又は其職業團體の首長たることを示し(二)又朝廷に奉仕せる人を尊敬して『おみ』(大身)『むらじ』(群大人)『みやつこ』(御奴)と稱へたが、年と共に發達して各家の門閥地位等を表彰するものとなり、朝廷に於ても公に之れを認められ、或は之に關する制度を立てて、有力なる者に授け賜ひしものに外ならぬ。(三)後更に國造・縣主・稻置等の世襲官職名は其性質姓と多く類する所あるより、自然に姓として取扱はるゝに至つたものである。

要するに姓は自他の稱呼尊稱等より出でたるあり、或は朝廷より賜はりしものもあり、世襲職名から出たものもあつて、此等の姓の間には必ずしも判然たる貴賤尊卑の別があつたものではない。然るに時代の經過と共に、それが階級的のものとなつて、尊卑高下の區別を生じ(3)、臣とか連とかいへば、最も重んぜられたものである。そして姓を賜るやうになつてからは、その人のみならず、その家族全體が、その姓を稱することゝなつたのである。

(1) 「日本書紀」神代紀五八頁、垂仁紀、雄略紀各年の條(經濟雜誌社本)
(2) 内田博士「日本經濟史の研究」下卷、一一一頁。太田氏「日本古代氏族制度」二七三頁
(3) 太田氏の說によれば允恭朝の頃よりとす。前掲書四一二頁。

三　氏族制度と國家の編制

上古氏族制度の完備せる時にありては、國家統治のことも亦この組織に依つて行はれた。先づ第一に當時に於ては、氏と官職とは離る可らざる關係を有し、大小の官、何れもそれ〴〵或る氏に屬する氏の上が、累世奉仕せしものであつた。例へば中央の政務に與るべき大臣は、皇別の氏に屬するものよりこれに任じ、大連は神別の氏より出で、その他、地方及び局部の政務に參與する國造・伴造の如きも、それ〴〵或る定まれる氏に屬せる氏の上の任ずる所であつて、統治機關と氏姓とは密接なる關係を有つて居つた。(特に氏上以外の氏人でも朝命により或る職に任せらるゝことはあるが、其場合は世襲の職に就くものではなくして他の官職として であつた。)(1)

次に統治の關係について見るに、天皇の統治權の及ぶべき範圍は神武帝の東征、四道將軍の派遣、日本武尊の西討東伐等によつて次第に擴張せ

られ、且、朝廷皇族に屬する品部、御名代御子代部、歸化貢獻の民次第に增加し、又各地に皇室御料地を設置せらるることも、益〻多きを加ふるに至つたものであるが、而も後世の如く、天下の土地人民を擧げて、直接天皇の統治下に在りしものではない。當時天皇の直接統治し給ふ所は、たゞ以上の如き天皇の氏、卽ち天皇及び皇族の直領地及び人民に過ぎずして、その他の氏の土地人民については、天皇は直接の領有權若くは支配權を有せられず、たゞ僅かにその氏の上を通して、間接にこれを支配さるるに過ぎなかつた。是れ國家の爲めに、諸氏に屬する土地人民を徵發使役せんとするときは、直接その私民に命せずして、先づその氏の上に命令を下し、又或は贖罪の料として、私民及び土地を朝廷に奉らしめられたる所以である。要するに天皇は一方に於ては、その氏の上として、天皇氏に屬する土地人民を直接統領せられ、他方、國の元首として他の氏の上を統括し、氏人はそ

の氏の上に依て直接支配せられたものであつて、氏族制度は又一の行政組織に外ならざりしものである。[二]

以上說く所によつて明かなるが如く、我國上古に於ては、血統上の關係を以て社會の秩序を立て、此秩序に基いて國家を編制したものである。されば社會上尊貴の地位に在る者、卽ち血統の上に於て貴く、財產も多く、部民も多き者は、やがて政治上に於ても高き地位を占めたものであつて、例へば大臣・大連は政治上に於ても社會上に於ても臣・連より尊く、臣・連は國造・伴造よりも尊く、又天皇は大臣・大連よりも尊かつたのである。故に社會の組織と國家の編制とは未だ分離せず、孰れも氏族の團結に基きしものであつて、氏族制度は單に上古の社會組織の根本たるのみならず、政治上に於ても、將た軍事上祭祀上に於ても、その基準をなせしものといふべきである。

(1) 太田氏「日本古代氏族制度」二三五頁

(2) 有賀長雄博士「大日本歷史」上卷、二二四頁以下

四　經濟單位

次に經濟上の關係は如何といふに、各氏は大抵專門の職業又は職務を有し、部民を率ゐてこれに當りしものであり、直接の勞働は大抵部民の任ずる處であつた。勿論各氏にはこれに屬せし土地もあり、種々なる職業的部民と雖、單にその職業のみに從事して全然他の仕事をなさゞりしわけではなく、その專門とせる職業の外に、時には農耕や漁獵にも從ひしものと考へられる。(1) 從て種々なる職業部の存することから速斷して、上古の時代に於て、既に所謂分業が存せしものと考へることは、果してどうであらうか。

而して當時一の氏は、氏全體として、一の共産體を組織せしや否は明かでない。蓋當時に於ては同一の氏に屬するものが、すべて一緒になつて居つたといふ譯ではなく、各地に散在し(例へば齋部氏に紀伊・阿波讃岐・筑紫等の齋部あるが如きこれである)各相別れて家を成し、その生活を營みしものなるが故に、氏全體が一の經濟單位を構成したりとは考ふることを得ない。當時の戸の組織は如何といふに、大寶二年の戸籍[2]等より推考する外なき次第であるが、大體に於て戸主及び直系及傍系の親屬、戸主及家族の姻戚、寄口(寄食者)の外に奴婢等をも含み、その數、百人以上に出づるものもあつて、所謂大家族を成せしものである。(かく多數の家族は到底一家内に居住する能はざるを以て、一戸の家族は數家に分住した。之を房戸といひ、之に對して戸主の住する戸を郷戸といふ)。而してその戸に屬するものは、皆家長の命の下に、その家の職業に從ひしものであるから、

上古に於ても、經濟單位は、氏に存せずして、寧ろ戶に存せしものといふべく、或は又家よりもやや大きく、同一地域における數戶、又は部民の團結が、一の經濟單位として自給經濟を營みしものであらう。(3) 大氏小氏の間に宗支統屬の關係を認むる人は、大氏は小氏を支配し、小氏は經濟單位であつたと解する。(4) 然し大氏小氏は宗支の關係を有せざること以上の如くであるから、小氏を以て直ちに經濟單位であるといふことは出來ない。或る場合には恰も小氏が經濟單位の如くなる場合もあらうが、一般的には戶を基礎として考へなければならぬものであると信ずる。

(1) 太田氏「日本古代氏族制度」九五頁
(2) 「大日本古文書」卷一
(3) 內田博士「日本經濟史の研究」下卷、一一二頁
(4) 福田博士「日本經濟史論」三四頁

第二節　社會階級

一　概說

上古に於ける社會組織は以上述ぶる所の如くであり、從て如何なる社會階級が存在してをつたかといふことも、以上述べた所を參照すれば、自ら明かであること考へるが、氏や姓を持つてをつたものは、社會の上流に立ち、當時の貴族階級をなせしものであつて、諸々の部の世襲首長及び地方の世襲君長等の族類がそれであつた。而してこれに附隨せし部と稱する一群のものには品部と部曲との區別はあるが、何れもその屬する所の氏を稱したものである。然し彼等は姓を有せずその身分は半自由民であつた。更にその下に氏も姓も持たず、たゞ名のみを有せし「やつこ」

があつて、これは純粹なる奴隷なりと考へられて居る。

要するに上古の社會は、貴族たる自由民と、部民たる半自由民と『やつこ』と稱する不自由民とより成りしものである。人類の社會が成立して政治組織が發生し、一方に治者階級を生ずれば他方には被治者階級が對立し、治者は專ら政治に當り、被治者は專ら勞働の任に當るのが、何れの國の歷史に於ても同樣である。而して治者の方面に於ける種々なる記錄は、昔より多く傳へられて居るが、被治者階級の狀態は決して明かではない。上古に於ける狀態の如きは特に然りである。然し知り得る限りの範圍に於て、以下、被治者階級の狀態を述べて見たいと思ふ。氏族制度そのものの組織にしても、部民の狀態にしても、直截明白なる記述は困難といふよりは、寧ろ不可能であり、疑問はいくらでも涌いて來る。定木に當て箝めたやうに、整然としたものであるかの如くに書いてあるものが

あるならば、それは寧ろ間違であつて、實は正確明瞭に判らぬのが本當である。

二　部

一般に部（べ）といふのは、世襲的に同一の産業又は其他の活動に從事するものの團結であつて、別に戸を成して各氏に屬するものであるが、皇室に屬する公的のものと、豪族に屬する私的のものとがあつた。前者を品部（ともべ）といひ、後者を部曲（かきべ）といふ。

部は古く神代より存在して居る。卽ち皇孫降臨のとき、天照大神は中臣の上祖（とほつおや）なる天兒屋命等、凡て五部神（いつとものをのかみたち）、卽ち五の部の祖神をして皇孫に附隨せしめ、[1]又神武天皇のとき日ノ臣ノ命は來目部を帥ひ、饒速日命は內ノ物部を帥ひ、天ノ富命は諸々の齋部を率ゐて、それぞれその職を奉仕したといふこ

とである。(2) 而して此等の部は年と共に増加し、或は百八十部、八十伴緒とて、その數の夥敷なつたことを示して居るが、後にはすべての職業に亘り、又特殊の人のために勞働する者、特殊の人の御名を傳ふるために設置したる者、特殊の人種を以て組織したるもの等があつて、其意味は廣くなり、其數は多くなり、後には殆んど全國の人が部に屬することとなり、其種類も記錄に載つて居る丈けでも三百に達して居る。而して此部に屬する人は、部名を氏として後世まで傳はつたものである。(3)

部は、その成立の由來より考へて、大凡次の四種に分つことが出來る。

(一)一定の職業又は職務を有する者。例へば祭祀を奉仕する齋部、軍事に從ふ久米部・物部、武器を作る弓削部、矢作部、機織に從ふ倭文部・錦部(錦織部)、染色に從ふ赤染部の如きそれであつて、此部に屬する人は世襲的にその職業に從事したものである。而して此等の部が當時の經濟狀態に應

じ又祭祀と軍事との上古における二大事件の必要に應じて、起りしものなることは疑なき所である。

(二)御名代、御子代の民。 我國は上古より名を重んずる風ありしがため、天皇皇后皇子等の御名を後世に傳へ、又は天皇に皇子坐さざるとき、御名を傳ふる目的にて設けられ、同時に供御其他の費用の資とせしものが、即ち御名代御子代の民の一例である。 例へば建部（景行天皇皇子日本武尊の御名代）雀部（大鷦鷯尊即ち仁德帝の御名代、御名より採る）葛木部（仁德天皇の皇后石之日賣命の御名代、葛城に生成し給ひしより採る）伊都部（垂仁天皇の皇子伊登志別王、子なきため）小長谷部（武烈天皇繼嗣なきため、御子代）の如きその一例である。

(三)豪族の氏名を帶ぶる者。 大臣大連以下臣連等の中央に於ける諸氏、國造、縣主等の地方における諸氏は、各多少の土地人民を私有して居つた。

この私民を稱して部曲(民部)といふ。この部曲は主家の名を稱するを常とした。例へば宗我部は蘇我氏、平群部は平群氏の私民なるが如きこれである。而して部曲の主家に對する義務は、勞役に從ひ、租調を納むることに等であつた。

(四)異人種の組成せる者。歸化捕虜若くは征服せられし異人種が組織せる部であつて、百濟部・漢部・佐伯部の如きこれである。但、吳服部・衣縫部・赤染部等の如きは異人種によりて組織せられ、且一定の職業を帶べるものである。

以上四種の內、第三のものが豪族の私有たることは明かであるが、其他の部の所屬は如何といふに、職業部の中には、朝廷に屬するものがある。即ち久米部・物部・齋部・玉作部等これである。又皇后皇子・皇族の所有に屬するものがある。私部・湯坐部・壬生部等の如し。或は諸氏私有のものが

ある。神社領有のものもある。又御名代・御子代部は其御名を傳ふべき天皇皇子等の御在世中は、その所領たること勿論であるが、崩御又は薨去の後に至つては、その領有權は必ずしも一定して居ない。次に異人種の組織せる部は、或は天皇に屬することあり、臣下に賜はるものあり、又神社領なりしこともある。要するに部民の中には(一)天皇に屬する者、即ち公の部民(二)皇后皇子及皇族所有のもの(三)中央及地方豪族の私民(四)神社領の私民の四種のものがあつたわけである。[4]

公の部民の中にも多少の階級があつた如く、高尚なる職業に從事するものと、卑賤なる職業に從ふ者との間には、非常な差異があり、中には自由民に近いものもあれば、また鳥飼部の如く、面に黥をされて奴隷に近いものもあつた。[5] この公の部民は伴造によつて管理され、其團結は頗る鞏固であつたが、部は常に同一血族のものの團結であるといふわけではなく

(膳之（かしはでの）大伴部の場合の如き、同一血族團體より發達したるものではなくて、國々の人民を集めて編成したものである)、またその伴造も、その部民に對し、常に族長たる關係に立て居たものではない。[6] 而して伴造は世襲的に其部民を率ゐて其職業に從事し、その職責をつくしたものであつて、兩者の關係は所有の關係ではなくして、管理の關係であつた。尤時代の經過すると共に、所有被所有の如き從屬關係が出來て來たことは、已むを得ぬ所であるが、[7]本來の性質はさうではない。故に久米部は久米氏の管理する所なるも、久米氏の私民ではない。かの巨勢部が巨勢氏の私民たる關係とは、その性質を異にしてゐる。然るに往々にして世人は、伴造卽ち部の管理者と、部曲の所有者とを混同し、品部と部曲とを同一視するけれども、それは誤りである。尤、部は一地方に集合せずして、數地方に分れをる場合多きを以て、公の部民のみならず私民についても、各氏は別に管理者

を置いて、之を統轄せしむるを常とした。故に部の持主以外の者が、之を管理することは相同じと雖、而もその部民は或は公の部民たり或は私民たるの區別あることを忘れてはならぬ。然し公の部民といひ私民といふも、その屬する所が異るのみであつて、共にその所有者(卽ち朝廷又は豪族)に對して從屬關係に立つものであり、兩者共に半自由民たることは同一である。

部は各戸に屬せしものではなくして、別に戸を成して氏に屬せしものである。この部に屬する者は、大化以後には、大部分は自由民となつたが、たゞ品部の中で職業部に屬する一部のものは、尙、雜戸として存續し、部曲の中の一部の者も家人となり、卽ち或は半自由民として、或は奴隷として、存續したものである。然し雜戸にしても家人にしても、別に戸を成して從屬せしものであつて、主家の戸籍に入つたものではない。主家の戸籍

に入つたものは奴婢のみである。このことは、大寶二年の戸籍等にも明かである。これから考へても、既に半自由民であり、一部は雜戸や家人の前身たりし部民が、別に戸をなして氏に屬せしものなることは、當然であらうと思ふ。

(1) 「神代紀」經濟雜誌社本、五六頁)
(2) 「古語拾遺」(群書類從第十六輯)
(3) 太田氏「日本古代氏族制度」九三頁
(4) 太田氏、前掲、一三五頁以下
(5) 太田氏、前掲、一四一頁
(6) 内田博士「日本經濟史の研究」下巻、一〇五頁
(7) 太田氏、前掲、一七八頁

三 奴

世界の何れの國にも、その上代に、奴隷の制度を有せざるものはない。我國と雖、その例に漏れざるものであつて、奴といふのが即ちそれである。これは品部や部曲よりも賤視された純粹の奴隷であつた。

奴の發生した原因は主として征服と犯罪とに在る。例へば日本武尊の東征や、三韓の役によつて生じた囚虜を收めて奴隷としたのは、征服によるものである。韓奴、高麗奴、蝦夷奴などの稱あるによつても、被征服者で奴隷にされたもののあることは考へ得られる。罪を犯したものを收めて奴隷となす習慣も應神紀や雄略紀に見えて居る。更に神奴寺奴等の名も見えて居るから、奴隷の中には神社に隷屬したものもあり、寺院に屬したものもあつたのである。前述の日本武尊東征の時の俘虜は伊勢神宮に獻じて、その所屬とされたのであつた。(1)

然し奴に關する記事は、あまり多くは見えて居ない。從て當代では、あ

まり重要なるものではなかつたのであらう。蓋當時の勞働組織の最も主要なるものは、部の制度であつて、奴隷制度ではなかつたからである。然しそれが大化以後奈良朝時代に至つては、大に重要なるものとなり、奴隷經濟時代とも稱すべきものが現はれたのである。

(1)「古事類苑」政治部二、一五一頁以下。有賀博士「本邦古代奴婢起源」（法制論纂所收）

*　*　*　*

以上述べた所の氏族制度の、標本的のものと考へらるる構成を、圖示すれば次の如くである。

貴　　賤

自由民　　半自由民　　奴隷

大氏・小氏（氏上・氏人）

戸（戸主・家族）（郷戸）
戸　家族（房戸）
戸（戸主・家族）（郷戸）
戸　家族（房戸）

部（公私の別あり、部民は別に戸を爲す）

奴（主家の戸籍に入る。但、氏に屬するものの外、家に屬するもの、氏人に屬するものもある）

氏・姓を有す　　氏を有す　　名のみを有す

その氏を稱す

第三節　社會問題

一　土地の兼併

我國は上古に於て、既に農業時代に入れるものであつて、土地は、この關係から見ても、重要なるものであつた。既に述べし如く、我國上古の制度に於ては、天皇の土地人民に對する統治は、直接には、その天皇の一族に限り、他に諸々の氏があつて、氏の上によつて統率され、間接に天皇に屬したものに過ぎなかつた。從て天皇氏の領有せらるる土地もあれば、又社寺領地もあり、地方豪族の領有せる土地もある次第であつた。而して皇室領には御縣・屯倉・御子代・御名代等があつて各地に散在し、豪族の私有地はこれを田莊と稱した。

御縣は大和國に六ヶ所ある。之を六の御縣といふ。高市・葛城・十市・磯城・山邊・曾布これである。歴代天皇の所有に屬し、皇太子と雖、帝位を踐まざる限り之を領することを得なかつた。(一) 單に縣と稱するは豪族の世襲領有する處であつて皇室御領ではない。

屯倉はもと御宅、卽ち官舍の義であつて、朝廷御料の田たる屯田を管理する官署、及び屯田より收納する穀物を貯藏する倉庫をいひ、それよりして兼てその穀物の出づる土地、卽ち御料地そのものをも意味するに至つたのであるが、その成立の由來については、或は地方土着の豪族等より、良田を獻らしめて設けられたものもあり、或は未墾の沃野を相し、之を開拓されたものもある。上古の末に至つては、全國に散在せる屯倉の數は頗る多かつた。(二)

御子代・御名代は、前述の如く天皇皇后皇子等の御名を、後世に傳へむが

ために、設けられたものであつて、その部民と共に土地をも併せ領して、供御その他の費用の資とせられたものであるが、世々御子代・御名代の設置せられるものの多かりしを以て、これが御料地も亦少くはなかつた。

皇室御領も年々増加するが、豪族も亦其私民を驅使して開墾に力め、又は他の進獻による土地を併せて、領地を擴大したものである。この土地の開墾といふことは、古代農業の發達に大なる貢獻をなせしことは明かであるが、一方には土地兼併の弊を生じ、大化改新の詔に見えて居る如き『或は數萬頃の田を兼併し、或は全く容針少地も無し』といふ有樣は上古に於て既に醸生されしことと思ふ。加之、之に應じて、私有の民も亦增加せざるを得ない。このことは雄略紀（二十三年の條）に「大連等民部廣大にして國に充盈す」といへる文句や、歸化人たる秦人が諸民に抄略せられて居たといふ記事に照しても明かである。或はまた勳功によつて

新に土地人民を賜つたこともあるが、氏族中野心あるものは、皇室御料さへも兼併せんとする勢ひを示したり、或は表面上自家の部民を、皇室・御子代・御名代に献じ、裏面に於ては、これを兼併し、蠶食する目的を遂せんとしたものもあつたやうであるから、(4)土地の兼併といふことは、隨分行はれたものに相違ない。

(1) 矢野友一氏「日本農政史」五九頁
(2) 内田博士「日本經濟史の研究」上卷一二頁
(3) 「日本書紀」(經濟雜誌社本、五一四頁)
(4) 三浦周行博士「國史上の社會問題」五四、五六頁

二　氏姓問題

既に屢述べた如く、當時は血統を重んじた世の中であり、氏や姓の地位

高きものは、社會上に於ても政治上に於ても、高貴の地位を占めてをつた。この優越せる地位を利用して、彼等は更に廣大なる土地を擁め、多數の人民を其配下に屬せしめ、財產上に於ても亦優者たるの地位に立ち、かくの如くして富と權力とは相共に增大する有樣であつた。勿論罪によつて氏を奪はれたり[一]或は貶姓、奪姓といふこともあり、或は私有地や私民を獻じて罪を贖ひ、又はこれ等の資財を沒收されたりすることもあり、當時これ等のことが、彼等にとつて非常に苦痛なりしは明かであるが、また之れと反對に、功あるときは、低き姓を有するものが、高き姓を賜はつたりすることもある。[二]然し通常は極めて固定的のものであり、官職や職業でも世襲によつて相承けたものであるから、身分の低いものは、いくら才幹があつても立身の途がない次第であつて、社會はかくの如き富强貴顯なる氏族と、たゞこれ等の氏族に頤使されて、その日その日の生活を送れる貧弱

なる半自由民や奴隷との對立から出來上り、その貧富の懸隔の甚しきに至りしことは、いふまでもない處である。

玆に於てか社會では高き氏姓に對する欲求が自然に起つて來て、各氏の血統や系圖を詐つて、社會的財產的の地位を得んとするに至つた。允恭天皇の詔(3)にも「上古の治、人民所を得て、姓名錯はず。今朕踐祚して玆に四年なり矣、上下相爭ひ、百姓安からず、或は誤て己が姓を失ひ、或は故らに高き氏に認む。其治に至らざるは、蓋し是に由て也」とあるによつても明かである。然してこの氏姓の紛亂を糺されたものは、卽ちかの盟神探湯である。(4) かくの如く貧富の懸隔は、實に遠き上古にも存せし處であり、これに原因して種々の問題が起り來りしものであつて、此等のことは今も昔も變らぬことである。

(3) 太田氏「日本古代氏族制度」二七二頁

(2) 太田氏前掲、二七二、四二〇、六二〇、六二二頁

(3) 「日本書紀」允恭天皇四年九月の條

(4) 三浦博士「國史上の社會問題」四三頁以下

第三章　郡縣制度の社會

第一節　社會組織

一　氏族社會の崩壊

上古に於て我國政治社會組織の根柢を成した氏族制度も、時代の推移するに從ひ、種々の弊害を生じ、品部・御名代・御子代部等は、何れも之を管理せる、勢力ある諸氏の私有に屬するが如き形勢となり、かの部曲の民との間に、殆んど區別する能はざる有樣となつた。勢力ある諸氏殊に平群・大伴・物部・蘇我等の諸雄族は次第に專横を恣にするのみならず、互にその勢力を爭ふの結果、各自相ついで滅び、蘇我氏獨り殘りしも、これ亦自滅して

國家の大權は遂に天皇に歸するの勢となつた。

他方に於て人口は時代の經過と共に増加せしものの如くであつた。蓋當時に於ては一夫多妻の俗行はれ、且つ祖先崇拜の信仰より子孫の繁榮を望みしのみならず、歸化人の移住や諸民族の征服等のこともあり、また前述の如く本家の氏の外に、分家の氏が多く出來て、其等のものが、本家の居住地以外の、他の地方に迄も繁衍したこと等に徴すれば、當時人口の次第に増加せしものなることは、否定すべくもない。

人口が次第に増加すれば、同じ氏に屬する者のみが、同じ地方に居住するわけにも行かず、同一地方に種々なる氏に屬するものが生活することとなり、加之前述の如く、戸若くは同一地域における數戸、又は部民の團結が、一の經濟單位をなせしものとすれば、日常生活に於ては「遠方の親族よりも近くの他人」の諺の通りで、地域的關係の方が、血族的關係よりも

多くの意義を有することゝなり、從て血族團體に代つて、地域團體の生るべき勢を馴致したことは、當然の成行であらう。

史乘に明かなるが如く、當時、先進國たりし、支那や朝鮮の文物制度が續續入り來り、我國貴族階級の間には、衣服錦繡の美を求め、支那風の住居や、寺院も建てらるゝことゝなり、工藝美術も進歩するといふ有樣であつて、從來の如き經濟組織では滿足することが出來ず、この方面から考へても、何等かの革新は避く可らざる勢に迫つて來た。

更に國民の思想の上にも、一大變化を及ぼすべきものがあつた。儒教及び佛教の傳來が卽ちそれである。儒教は應神天皇のとき、百濟王が阿直岐をして良馬經典を献せしめ、ついで博士王仁論語を上つたことより始まつて居るが、儒教の王道思想と、當時の族制思想とは、相容るべきものではなかつた。卽ち各氏が土地人民を私有し、天皇が直接これ等に對し

て支配權を有せられざりし當時に於て「其れ天の君を立つるは、是れ百姓の爲めなり(中略)百姓貧きは則ち朕が貧き也、百姓富みなば則ち朕が富める也」[1]の思想や、聖德太子の「君をば則ち天とし、臣をば則ち地とす、天、覆ひ、地載す」[2]「國に二君なく、民に兩主なし率土の兆民、王を以て主と爲す」[3]といへるが如きは、族制國家の組織を、根本から覆すものといはなければならぬ。また佛教の移入は、祖先の外に佛陀を信仰し、且各自個人的に之を信仰するものであるから、祖先といふ信念も薄くなれば、祖先を中心として共同に結合するといふこともない。佛教は宗支の區別もなく、階級の高下もなく、貧富の別もない、一切平等に信仰して成佛し得るとなすものであるから、從來の團體思想に反して、個人思想の喚起となつたことはいふ迄もない所であらう。

以上の如き内外各方面からの刺戟や變化によつて、氏族制度は次第に

動搖を來しつゝあつたが、會、蘇我氏の仆るるに際して、遂に全國の土地人民を直接に統治し、族制と分離された權力的の國家、郡縣制度の社會の成立を見るに至つたのである。大化の改新が即ちそれである。(4)

(1) 「仁德紀」七年の條

(2) 「憲法」第三條

(3) 「憲法」第十二條

(4) 田崎仁義氏「大化改新の社會上經濟上並に思想上の意義」(國民經濟雜誌第十七卷三號所載)

二　大化改新後の國家の編制

大化改新の要點は、大化二年正月朔の詔に明かである(1)、即ち曰く(一)昔在天皇等の立つる所の子代之民、處々の屯倉、及び別に、臣・連・伴造・國造・村首の有する所の部曲之民、處々の田莊を罷めよ。(二)初め京師を修め畿內の國

司・郡司・關塞・斥候・防人・驛馬・傳馬を置け。及び鈴契を造り、山河を定めよ。(三)初めて戸籍・計帳・班田收授之法を造れ。(四)舊の賦役を罷めて田の調を行ふこと。これ卽ち郡縣制の確立、行政區劃の改定、土地制度の革新、租庸調の徵收等の四大政綱を宣示されたものであつて、政治社會組織の一大變革たることは明かである。尤もこれ等の改新は唐制を摸倣された所が多く、當時の我が國情に比して、却て進步し過ぎたる點もあつて、果して空文に終らざりしや否やは、研究を要する所である。改新の後、五十餘年、大寶年間に完成したる大寶令は、この大化の改新の制度を、編纂された一大法典なりと見て、差支なきものであらう。

氏族制度の時代に於ては、天皇の土地人民に對する統治は、直接天皇皇族に從ふものの外は何れも他の諸〻の氏の上の統率の下に、間接に天皇に屬したるに過ぎなかつたものであるが、右に述べし如く、大化二年に全國

の土地人民の私有を禁じ、御名代御子代部、並に品部、及び御料地たる屯倉の制度を廢止され、又諸氏の私有せし部曲、及びその土地、卽ち田莊を廢止し、大夫以上の者には食封を賜つた。食封といふのは戸數を定めて、之れより納むる所の庸調の全部、若くは幾分を與ふるものであつて、支配權を與ふるものではない。この部曲廢止のことは、因襲の久しき、一朝にして停止することは、非常に困難であつたらしい（後述參照）。兎に角、土地人民の私有を廢止されたことによつて、全國の土地人民は直接に國家に屬することとなり、更に進んで氏の上の官職世襲の風も一掃せられ、氏の末葉に屬する者でも、才能あらば、國家の政務に參與し得べく、氏の上と雖國家政事の上に於ては、此末葉の一人に從はざるを得ず、血統の尊卑によつて、國家の公事につきて、上下の差別を認めざることとなつた。尤、これより前、推古天皇の朝には冠位十二階を定め、從來の氏姓に拘はらず、人材を登用す

るの制を立てられたものであるが、大化五年二月には更に十九階の冠制を定められてゐる。蓋、身分の高下と官職の高下とが相應せざるに至りしため、血統の尊卑をあらはす氏姓の外に、國家公務上に於ける官等の高下をあらはす位冠を、必要とするに至つたのである。天武天皇のときに、舊姓を改めて新姓を制定せられしことも、[2]勿論同樣の意味であつて、その姓なるものは、官職と離れて、身分上の尊卑を明かにするに過ぎぬものとなつた。

かくて國事と族制とは全く分離し、氏族制度による行政組織は改められて、中央に八省百官を置き、地方に國司、郡司を置ける、所謂郡縣制度を生じ、氏の社會上政治上における重要は、全くこれを失ふこととなつた。然れども多年因襲の組織を一朝にして破壞し、忽ち新制度を實行せんとするは、實に容易ならざる所であつたから、或は郡司に、舊來の國造・稻置の輩

を用ゐ、或は氏の上をして氏人を統率せしめ、氏の印を佩ばしむる制を定め、或は新姓を制定する等のことも行はれたが、而も今や氏の制度は單に家系を明かにし、姓の制度は爵位の如き尊卑を分つのみであつて、官職や國家の公務には何等の關係なく、族制と國家の編制とは全然分離することとなつた。(3)

(1) 「日本書紀」(經濟雜誌社本、五一五頁)

(2) 天武天皇の白鳳十三年の詔に曰く「更に諸氏の族姓を改めて、八色の姓を作り、以て天下萬姓を混かす。一に曰く眞人、二に曰く朝臣、三に曰く宿禰、四に曰く忌寸、五に曰く道師、六に曰く臣、七に曰く連、八に曰く稻置」と(同上六三五頁)

(3) 有賀博士「大日本歷史」上卷、五七一頁以下

三　經濟單位

大化の改新は族制政治を破壞し、中央集權的國家を現出し、氏は氏とし

て最早重大なる意義を有するものでなく、大寶令の規定を見るも、氏を目標とせずして、戸を見てゐるのみであるから、政治上に於ても法律上に於ても、その單位は最早戸に移つたものと見なければならぬ。加之、經濟上に於ても、土地の所有權は、氏の上から天皇に移り、班田收授法實施の結果土地の使用收益權は氏より離れて戸に歸することとなつたのであつて、戸が經濟上の單位であることは、前代に於けるよりも一層明かとなつた。そして家族の勞働力を補ふために、奴隷の勞働力が重要なるものとなつて來た。かくて戸即ち大家族制が經濟單位として活動したものであり、宮廷も、寺院も、各一の大なる家として考へることが出來、各その家によつて自足經濟を立てたものであるから、所謂家の經濟(Oikenwirtschaft)の時代であるといふことが出來やう。(1)

(1) 佐野學氏「日本經濟史概論」一一四頁

第二節　社會階級

一　概　說

大化の改新によつて、御名代・御子代部や品部が廢止され、品部と伴造との從屬關係も停止せられた。尙、諸氏所有の私民も廢止されたことは、前に述べた所の如くである。而して御名代・御子代部の廢止によつて、その名は氏として殘つて居るが、その部民は最早何等の結合力なく、普通の良民とかはる處なきものとなつた。品部を廢止し、且つ品部と伴造との從屬關係を停止することは、容易に行はれ難かりし所であるが、兎も角も、品部は一般良民として取扱はるることとなり、特別なる團體をなさず、唯舊來の部名を氏として存續したに過ぎぬ。然し其中で職業的部の一部の

みは、猶存續して諸官省に使役され、其伴造も存して居つた。これを雜戸といひ、調庸を免せられた。而して普通の良民よりは、一等卑しきものとせられて居つた。

次に諸氏所有の私民も停止されたが、これも容易に實行が出來なかつたやうである。卽ち天智帝のときに至て、再び民部・家部を定められたことが見えて居り、(1)これに對して天武天皇のときに、部曲(民部)を停止された詔が見えて居る。(2)然し大寶の戸籍以下の古文書には、豪族私有の部民も、他の部民と同樣、良民として取扱はれて居るが、家部だけは別であつて、これは賤民として取扱はれて居る。(3)

要するに部民の大部分は良民となり、一部分は雜戸となり、他の一部分は家部(家人部ともいひ、後には家人といふ)となつたものである。家部は奴隸であるが、尙この外にも奴隸に屬するものがあつた。

氏姓階級の後身は貴族階級であつて、大化以後は、官位を有する特權階級として現はれた。彼等は官職を帶ぶるのみならず、各地に多くの田地を有するに至つた。この外に佛敎の興隆に伴つて、僧侶といふ特別の階級が出來て來たことも、奈良朝時代に於ては見逃すことの出來ぬ處である。彼等は一種の特別階級を作つて、貴族にも劣らざる勢力を有して居つた。祖先敎が宗敎として十分なる慰安力を有せなかつたため、佛敎は我國に於ても、次第に信奉さるるに至り、僧侶はこれに乘じて、社會的にも政治的にも勢力を擴張し、特殊の階級を形造ると共に、種々なる弊害もあらはれて來た。聖武天皇の朝には僧玄昉の事件や、藤原廣嗣の亂もあり、稱德天皇のときには、惠美押勝や道鏡等の不逞の輩も出來たが、兎に角僧侶の階級が、特異の社會階級として、あらはれたことは認めざるを得ぬ。

之を要するに、本期の社會階級としては(一)貴族(二)僧侶(三)良民(四)半自由

民(五)奴隷の五者があつたと思ふ。而して勞働群をなすものは、勿論良民以下の階級に外ならぬ。

(1)「天智紀」三年二月の條
(2)「天武紀」四年二月の條
(3)太田氏、前掲一七六頁以下

二　良民及半自由民

前にも述べた如く、良民は主として班田を耕作せる人民であつて、從來の部民の如き從屬關係を有せず、自由民としてであるが、政治上には別に權利を有して居なかつた。後に詳述する如く、彼等の中、六歳以上の男子は二段の田地を受け、女子は一段百二十歩を給せられるが、二段の田地から生ずる收穫は、稻百束、大寶の制による租稅が、四束四把であるから、九十

五束六把の收入となるが、米にすれば四石七斗八升となり、これを今日の量に換算すれば、二石七斗九升三合四勺餘であつて、日食七合六勺餘に當る。女子の分も同樣の計算を辿つて、日食、五合一勺に當る。(1) 然し班田の方法は必ずしも規定通り行はれたものではない。一家における男女の數、奴婢の多少、其他の事情によつても、家の受くる利益は同一ではない、のみならず租法も時に變更があり、土地の狀態が一樣でないから、一段五十束の標準も、果して當を得て居るか否や明かでない。大寶二年の戶籍についての計算(2)から見れば、平均、日食五六合に當る。この外に調庸の負擔もあり、農民が故鄉を脫出して權門勢家の庄園に逃入する例もあり、其他の事情から考へても、彼等の生活は必ずしも餘裕あるものではなく、辛うじて口を糊するだけの事ではあるまいかとも思はれる。(3)

次に雜戶は、職業部の一部が殘存したものであつて、普通の良民よりも

一段卑きものとして、即ち半自由民として考へられた。彼等は樂戸が伎樂を以て雅樂寮（治部省）に屬し、船戸が舟檝を以て主船司（兵部省）に、酒戸が釀酒を以て造酒司（宮内省）に屬し、染戸が織部司（大藏省）に屬するが如きものであつて、即ち一定の藝業を世襲して官司に隷屬し、課役を免せられたものである。(4) 當時の工業が未だ國民化されず、貴族的宗教的の色彩の強かつたことは明かであるが、宮廷工業の發達が、これ等の戸民に負ふ所、大なりしはいふ迄もなき所である。　雜戸は半自由民であるが、免されて良民となり、從前の職業を營みし例も少くない。　例へば養老六年三月に伊賀國金作部の東人其他の雜戸七十一戸を免じ、(5) 天平十六年に馬飼雜戸を免じて良民とされし如きそれである。(6)

(1) 「古事類苑」政治部 二、三一七頁

(2) 川上多助氏「班田收授法の實施について」（國民經濟雜誌第十六卷四號一〇

九頁）
(3) 川上氏、前掲、一一二頁
(4) 三浦博士「法制史の研究」三六七頁以下
(5) 「續日本紀」（經濟雜誌社本、一三二頁）
(6) 同上、二五八頁

三 奴隷

前代に於て奴隷のあつたことは、既に述べた所であるが、本期に至つては益增加し、經濟上社會上に於て重大なる意義を有するものとなつた。然らば奴隷は如何にして發生するに至つたか。[1]（一）先づ第一に、征服による捕虜又は爭鬪に於ける敗者を收めて奴隷とした。征服による場合は、既に前時代の所で述べた如くであり、本期にも同樣の例がある。爭鬪の場合は、物部守屋が蘇我馬子に敗れたとき、馬子は物部の從類二百八十三

人を收めて、四天王寺の永き奴婢としたことがある。(二)次に和略、即ち掠奪して奴隷となす場合がある。「賊盜律」には和略を禁じて居る。又父兄が其子弟を奴隷に賣ることも禁ぜられて居るが、これは其反面に於て反對の事實のあつたことを證明するものであらう。(三)また奴隷の子は、やはり奴隷として取扱はれる。大化元年八月には、良賤男女の法が定められ、良人間の子は其父に配し、奴婢間の子は其母に配し、兩親の一方、奴隷なるときは、その子は奴隷に附することとなつた。即ち奴隷の子は、やはり奴隷として取扱はれる。(四)持統天皇の朝にも、奴婢の法、良賤の服制が定められてゐる。それによれば當時人身賣買の風があり、負債のために、身を債權者に入れて奴隷となつたことも明かであるが、雜令にも『家資盡る者は身を投じて折酬せよ』とある。即ち負債も亦奴隷發生原因の一つである。(五)更に犯罪のために沒官せられ、若くは身を以て自ら贖ひ、奴

隷となる場合がある。沒官は、罪を犯したる者の親族と緣座して官に沒し、或は不當の結婚により、良賤間に生まれし子を官に沒する。賊盜律に『謀反及大逆は皆斬、父子若くは家人資財田宅並に沒官し、年八十及篤疾者並に免せ』とある。又戸令に『凡そ家人奴、主及主の五等以上の親に姧して生む所の男女は各沒官す』と規定せられて居る。(六)戸令には『凡そ化外の奴婢、自ら來て國に投ずる者は、悉く放て良と爲す』とある。これが原則である。が、歸化人で既に奴隷になり居れる者に對しては、後に來りし其親族も亦奴隷とせられる。但し自ら贖へば良民と爲る。前示(一)及(二)は事實として現はるゝ場合であり、(三)以下のものは制度として存した場合である。

令の規定によれば奴隷には次の五種があつた。

奴隷
- 官に屬するもの
  - 官戸
  - 陵戸
  - 公奴婢
- 私人に屬するもの
  - 家人
  - 私奴婢

官戸は官衙に驅使せらるゝ奴隷であるが、官奴婢の年齡六十六以上及び癈疾のもの、謀反及び大逆の緣座により沒官せらるべき家族若くは家人、家人が主人若くは其五等親以上の者に通じて生める子等より成る。陵戸は山陵を守る奴隷であつて、主として公民の罪あるものを沒して、陵戸とせられたものであらう。公奴婢は官戸と同じく、官衙に使はるる奴隷であるが、官戸よりも一段低きものであつて、例へば返逆者の奴婢、奴が主人又は五等親以上の者に通じて生める子等より成る。而して官戸は

家をなすを得れど、公奴婢は戸を成さず。次に家人は各家に屬する奴隷であつて、前述の如く家部である。私奴婢よりも、少しく等級がよかつた。奴婢は前代の『やつこ』の後身であつて、主家の戸籍に載つて居る。家人が主家の戸籍に載つて居ないのは、彼等は戸をなして別居するからである。私奴婢には本來主家に使役せられし者、代價を拂つて買得されたものなどがある、彼等は財物と同様に視られ、戸主の外、各家族も奴婢を有し、奴婢の多少は、その家の財産の多少を知るべき一の標準ともなつて居た。(2)

奴隷は必ずしも終身奴隷たるべきものとは限らぬ。『免賤從良』又は『放賤從良』とて、解放せられて良民となることも少くなかつた。その原因は必ずしも一つではない。(3) (一)奴隷の中、官戸公奴婢については特別なる規定がある。公奴婢は年六十六に達すれば官戸となり、官戸は年七十

六に達すれば良人となる。又啞者傴僂或は片手片足の無い不具者は、六十六歲以上の老齡者と同樣に取扱ひ盲者癩患者或は兩手足無き不具者は、七十六歲以上の老齡者と同樣に取扱はれる。謀反大逆の罪に緣座して官戶となつた者だけは、七十六歲になつても解放されず、八十歲になつて良民となることを聽される。(二)家人、私奴婢は、その持主である本主の相續人の曠缺、卽ち絕戶によつて解放せられる。(三)外國に抄略された者が自力を以て脫出して歸れば、皆解放されて良民となる。又外國人で我國に奴隸たるものは、我國に歸化せる近親の贖ひによつて、解放されて日本の良民となることが出來る。(四)官私ともに、本主は其奴隸を解放することが出來る。奴隸の忠勤を賞し、大功あり、特別の技能ありしために、解放された場合もある。また、本主自ら家人·奴婢の子を養ふときは良となる。又或は佛敎の盛なりし當時には、死者の冥福を祈るために、奴隸を解

放したこともある。また死者の奴隷を出家せしめ、僧尼の身分を得ることもあるが、これは解放に准すべきものであらう。

當時は、宮廷も、貴族も、寺院も、自由民も、奴隷の所有者であつたが、殊に寺院には多くの奴隷があつたやうである。個人の家でも國造とか縣主とかいふ如く、一地方の舊家で、大家族を擁せるものには、奴隷も多く、新しい小さい家では、奴隷も少く、或は奴隷を有せざる家もあつたやうである。然し當時幾何の奴隷があつたかといふことは、知り得べき所ではないが、相當に多かつたことだけは考へ得られる。(4)

宮廷に奴隷ありしことは、官戸官奴婢等の規定があることからも考へられるが、その數は明かでない。貴族が多くの奴隷を有せしことは、下の如き例によつても推察し得る。即ち天平十七年九月に、巨勢朝臣奈氐麻呂等が所有せし奴隷二百三人、久しく官に訴へて良民たらんことを希ひ

しが、遂に聽されたといふ記事もあり、東大寺に奴婢を寄附せし者の中、藤原朝臣可是麿は一人で六十人の奴隷を寄附したが、其中三十九人は從來家に在りし奴隷で、二十一人は新に買取つたものであるといふ記事もある(天平勝寶元年)

又東大寺奴婢籍帳などを見れば、奴隷は寺院にとつて重要なる財產であつたことは明かである。物部の大連守屋が蘇我馬子等と戰ひて敗れしとき、物部氏の子孫從類二百七十三人皆太子の建てられた四天王寺の永奴婢となつた記事もあり、法隆寺の奴隷五百三十二人、藥師寺奴隷百二十二人、東大寺(寶龜三年)奴隷二百二人などといふ數字も見えてゐる。何れにしても極めて不精確なものではあるが、寺院が多くの奴隷を有せしことは推察し得やう。

私人の奴隷について、大寶二年の戶籍によると、御野國山方郡戶籍では

全村人口八百九十五人中、奴隷二十五人、同國加毛郡半布里の戸籍一家四十四口中奴隷十三人、筑前國島郡川邊里の戸籍には一戸に三十九人の奴隷がある。

以上は極めて斷片的の事例であつて、それを以て全般を推すことは出來ぬが、兎に角この時代に、奴隷なるものが少からず存在してゐたことだけは、明かであらうと思ふ。(6)

當時の奴隷は如何に待遇せられてゐたかは未だ明白ではないが、良民との間には大なる差別待遇を受けて居た。例へば奴隷は良民と結婚することが出來ない(雜戸については諸説あるも、やはり良民と結婚するを得ざりしものと考へる)。(7) 奴隷相互の婚姻でも、當色中、卽ち官戸は官戸、陵戸は陵戸といふ如く、同種の奴隷中に於てせなければならぬ。(8) 口分田の給額も、家人、私奴婢は良民とは異つてゐる。(9) 賤民中、私奴婢は其主人の財

物であつて、賣買の目的物となり、他の金銀器物と同じく、貢として、國家に上り、又は寺院に献納することも行はれた。私奴婢を盗んだものは、盗に准じて論ぜられる。逃亡した奴婢を捕へたものは遺失物拾得の報酬の原則によつて、報酬を受くることが出來る。[10] かくの如く奴隷は物である、從て生命の如きは、決して十分に尊重されてゐなかつたことは、奴婢を殺した主人を杖八十また百の刑に處するとか、[11] 奴婢にして篤疾となり、又は病氣となりしものは、往々遺棄されたとかいふ事實に徴しても明かであらう。主人が奴隷を虐使し、奴婢はこれに對して積極的に反抗し、若くは消極的に逃亡し、主人と奴隷との間に、險惡なる感情が流れてゐたといふことも、多少これを立證すべき事實もあり、且一般に奴隷制度が採用され、而も多數の奴隷の存在した以上、このことは考へ得べき所である。[12]

奴隷は勿論種々なる方面に使役された。陵戸が山陵の掃除に當つた

り、其他の官の奴隷が、官廳の雜用に使はれた事はいふ迄もないが、最も重要な方面は、工業的勞働や墾田の開發に盡したことであらう。特に後者の方面に勞力を要することの極めて多かりしため、奴隷なるものが當時多く存在したものであるとも考へられる。又、佛教興隆の結果として、寺院殿堂の建築などにも、多くその勞力が利用せられたことであらう。

奈良時代は文物燦爛たる時代であつた。青丹よし奈良の都に咲く花の匂ふが如き盛な時代であつたと說かれてゐる。當時の文化は一面から見れば、外來文明の時代であり、また他の一面から見れば、佛教文明の時代である。東大寺とか興福寺とかの大い寺が澤山建立され、高さ五丈三尺五寸、世界第一の巨像と稱せらるる大佛は、卽ち奈良朝文化の象徵である。然し當時の文化は、一部の貴族上流社會が享受した所のものであり、佛教にしても、貴族的佛教、若くは政治的佛教であつた。社會は、上流階級

のみより成立するものではない。文化に醉へる上流社會があると共に、これを享受する能はざりし庶民階級や、人として齒されなかつた賤民階級の存することを忘れてはならぬ。墾田の開發は額に汗して庶民階級のものが行ひしと共に、また奴隷の勞力を絞り取つた結果である。大佛の造營は決して高市眞國、同眞麻呂、柿本男玉等の鑄物師が成したものではなく、計り知ることの出來ぬ奴隷の汗と血との結晶で出來たものであることを忘れてはならぬ。この意味に於て我々は、この文化燦然たる奈良朝時代を、奴隷經濟の時代と稱へる。

1　有賀博士「本邦古代奴婢制度」(法制論纂所收)

2　三浦博士「法制史の研究」一五四頁

3　詳細は瀧川政次郎氏「本邦古代奴隷の解放について」(我等五巻一號二號)參照

4　瀧川氏「本邦古代奴隷の人口と其分布」(我等第五巻八號)には奴隷に全國民

の一二割を占むと說かれてゐる。

(5)「群書類從」第十八輯

(6)竹越與三郞氏「日本經濟史」第一卷第六章參照

(7)三浦博士、前揭「三七一頁

(8)「戶令」

(9)「田令」

(10)「賊盜律」「捕亡令」

(11)「法曹至要抄」

(12)「我等」第四所卷揭、瀧川氏の奴隸に關する諸論文參照

第三節　社會問題

一　班田收授法

大化以前には皇室の御料地があり、豪族の私有地があつた。土地の兼併、富の分配の不公平等の問題は、主としてそれから起つて來た。それが大化の改新で一切停止せらるることとなり、土地はすべて公のものとなり、班田收授の法によつて、全國民に一定の地を用益せしめ、これによつて前代にあらはれた貧富の懸隔を、匡さんとせられたものであらう。大化のときの方法は未だ十分に明かでないが、大寶令に規定せる處と、大體に於て同樣のものの如くに考へらるるから、令の制度によつて貧富問題の解決法たる班田收授のことを述べて見たい。

班田收授(1)といつても、凡ての田地を收授するものではない。一定の田地のみについてである。班給さるべき田地は、公有であつて、人民の私有を認めず、たゞその用益權のみを與ふるを原則とする。又各戸に對して一定額の田地を給するものであつて、直接個人を權利主體とするものではない。其の定額といふのは男子は二段、女子はその三分の二、卽ち一段百二十步(一段は三百六十步)で、男女共に六歲に至ればこれを受くることが出來る。この各口の受くべき一定の田地を指して口分田といふ。尤六年目毎に戸口を調査して六歲に達したる子供があれば、これを與へ死亡したる者あれば、これを收公するものであるから、班田を行ふ年、卽ち班年に當る迄は、その半途の年に於て、六歲に達しても、これを受けることは出來ぬ。又死亡したる者又は失踪者があつても、班田の年までは、家族又は親族で耕すべき定めであつて、死亡又は失踪すればとて、直ちに返納する

わけではない。要するに班田の年を基準として、口分田の過不足の分を收授するものであつて、六年目毎に田地の割替をなすものではない。而して一旦授けられたる以上は、爾後終身の間、之を使用收益し、その收穫の一部を割いて租税として朝廷に納め(但、一年を限り賃租することと即ち用益權を賣ることを認む)身死して後、これを返納するものであつて、年老いて勞働に堪えず、租税の負擔を免ぜらるるの故を以て、或は口分田を減じ、又は沒取せらるゝ等のことはなかつた。即ち班給は男女に應じての區別あるのみであつて、各人の勞働力や擔税力に應じて田を給したわけではない。(2)

口分田の支給高はかくの如く定められて居るが、支給すべき田地の多い處もあり、少き處もある。そこで『其地寛狹有らば鄉土の法に從へ』として、人口稠密にて土地足らざる地方、即ち狹鄉にては、必ずしも定量に滿

たしむることを要せず、反之、人口稀薄にして土地餘りある地方、卽ち所謂寬鄕に於ても、定量を超えず、餘りたる土地は剩田(乘田)として公田に屬せしめられ、また受給者の近くでは規定通り支給し難き場合もあるので、多少の除外例が種々の點に於て設けられた。又易田とて、土地磽确、隔年に耕作するが如きものは、倍額卽ち男子ならば四段を給することとしてある。

以上は良民の場合であるが、雜戶は勿論、官戶・官奴婢でも良民と同額の口分田を支給され、家人・私奴婢は三分の一を支給された。尤これ等は租稅を出さゞるものであり、寺奴婢には田を給せなかつた。これは寺田から支給するからである。故に田なき寺の奴婢には、やはり口分田を給した。[3]

口分田の規定は大體上の如くであるが、實際行はれた處は、令の文面に

見えて居る如く、秩序整然たるものではなかつた。が、それ等の細節はさにかくとして、班田の根本精神は如何といふに、大化二年の詔勅には、田を頒つに「均しく民に給ひ、彼我を生ずること勿れ」とて、不平均不公平の處置なきやう誡め、又「田を給はるは其百姓の家近く、田に接んことは、必ず近きを先きにせよ」とて、其田を受給者の家に近い處から支給すべきことを定め、令には、『凡そ田を授くるは課役を先に、不課役を後に、無を先きに、少を後に、貧を先きに、富を後にす』とあつて、課戸を先きにして不課戸を後にし、全く口分田を有せざる戸を先きにして、田少きを後にする、又貧しきを先きにして富めるを後にする等(これによつても班田は個人に對するものに非ずして、戸に對するものなることは明かである)の方針も定められたものであつて、凡そ此等の規程を見るときは、富の分配の公平について如何に注意せしかゞ判ると思ふ。のみならず元來班田收授さ

いふ方法によつて、人民の用益權のみを認めて、所有權を與へなかつたのは、私有地增加の結果、權勢の增大となり、終に大化以前の轍を覆むに至らんことを避けられたものであつて、その根本の精神とする處は極めて明かである。

班田收授の法は、隋唐の制度を參酌して定められたものに相違ないが、決して彼の國の制度を其儘に移し來つたものでない。我が大寶令に規定せる處は、彼の國の制度と比較して異る所が少くない。我が令の制では六歲以上の男子は其の少たり、中たり、丁たり、老たり、耆たるを問はず(十六歲以下を少とし、十七歲より二十歲までを中とし、二十一歲より六十歲までを丁とし、六十一歲より六十五歲までを老とし、六十六歲以上を耆とする)皆平均一樣に田二段宛を給するも、唐の制は之と異つて、年齡によつて區別を立て、丁男・中男には永業田二十畝の外に、口分田八十畝を給し、老男・篤疾・癈疾者に

は四十畝を、寡妻妾には三十畝を給し、戸主には以上の外に、二十畝の口分田を増給することゝなつて居る。蓋し支那に於ては、専ら各個の勞働力及び擔税力に應じて、田を支給したるものゝ如くであるが、我國に於ては、たゞ男女の間に差あるのみであつて、各戸の生活の需要に應じて田を班ちしものである。而して唐制にては、女子は寡婦とならねば受給の資格なく、戸主には特別優越なる地位を認めて居ることは、我國の制と大に異つて居る。易田を倍給し、寛郷・狹鄕の區別は唐制にも存するが、狹鄕の受田は、半を減ずることになつて居る。又我が令制は六年毎に班田することゝ上述の如くであるが、唐の制度は之と異つて毎年の冬收授を行ふものであつた。以上の差異だけについて考へて見ても、令の制度が決して唐制の直輸入に非ることは明かである。但し我國にても、後には更に唐制に倣つて、不課男及び女子の給額を減じたことがある。即ち清和天皇貞觀

十五年、太宰府にては、女子の給田額を減じて一段とし、光孝天皇仁和元年十二月に、土佐國では令制に據らず、正丁には四段、次丁並に中男には二段、不課男には一段、女子には僅かに五十歩を給した。但此等は勿論特別なる地方に行はれた特例であつて、一般的のものではないことは明かである。(5)

(1) 「田令」
(2) 内田博士「日本經濟史の研究」上卷一一八頁
(3) 「古事類苑」政治部二、三二〇頁
(4) 「日本書紀」(經濟雜誌社本、五二八頁)
(5) 内田博士、前掲、一一七頁以下、一三一頁以下

二　班田收授法の實施

この班田收授の法は果してよく實行されたであらうか、大化改新の詔

(大化二年正月)に、班田のことが見えて居り、同年八月に田を均しく民に給すべきことを宣べられてあることは、既に述べし所の如くであるが、六年後の白雉三年にも班田を行ひしことと見え、持統天皇の朝にも、班田大夫を四畿内に派遣されたこと(六年九月)があり、正倉院文書中、大寶二年の筑前國豐前國の戸籍に、各戸の受田を明記してあることや、其他の多くの事例から考ふれば、この班田法は、その始めに於ては、割合に廣く全國に亘つて實行せられたものの如くである。但、大隅薩摩の如きは、昔から不毛の地を開墾して持傳へたものなればとて、敢て變改せず、墾田のまゝにて、長い間、班田されなかつた(桓武天皇延暦十九年に至り、始めて此等の墾田を收めて口分田の法を行つた)といふ例もある。

この班田收授法は、元來煩雜なる手數を要し、奸詐常に起り易く、何時の間にか規定の如くには行はれず、朝廷の權力が最も強烈に及ぶべき帝都

附近の五畿内の地と雖、遂には數十年の久しきに亙りて、班田のこと行はれざるに至りしより見れば、遠隔の地方に於てはその事情は大半推察し得ることと考へる。且當時田地には口分田の外に、神田・寺田・位田・職田・功田・墾田等があつて、口分田の支給に少からざる影響を與へたものであつた。[3] そこで或は寺田の班給(元明天皇和銅元年十一月)や、功田・位田の班給(稱德天皇神護景雲元年)が行はれたり、或は田地の不足のため、他郡他國で班給したり(聖武天皇神龜二年)其他班田制度に對する種々の改廢が行はれたが、[4] それによつても、如何に班田制度の勵行が困難であつたかは明かである。而して最も大なる障害を與へたものは、私墾田の開發であらう。元正天皇の養老七年に、天下に向て私墾田開發の制令を發し、新に溝池を作り開墾をなす者には、其地を三世に傳へしめ、若し在來の溝池に水利を得て地を墾くものは、其地を一身に賜ふの制を設けた。是が墾田三世一身

の制であるが、収公の期限に近くに及んで掠奪耕作(Raubwirtschaft)を行ひ、之を荒廢せしむる虞れがあつたから、其後墾田は永世民の私財たるべしと令して、墾田の所有權を確保せらるゝに至つた(聖武天皇天平十五年)。[6]是より後、人々班田の虞ある熟田を棄てゝ、墾田に就き、資財ある者、爭つて開墾に從ひ、權門勢家の占むる私有の土地は、公地よりも廣きに至り、班田制弛廢して、所謂莊園の發達すべき勢を呈するに至つた。

思ふに班田の法は、民をしてその衣食に安んじ、身を勞して田疇の開闢を思はざらしむる所以である。然れども人口の増加、欲望の増進、生活程度の向上、口分田以外の田地の存在等は、年を經るに從ひ、田畝の不足を感せしむるに至り、こゝに開墾を奬勵するの必要に迫られたのであつた。而して之れが爲めには何等かの特典を與へて、これを促進せなければならぬ。かくの如くにして三世一身の制を認め、又墾田の私有を許した。

蓋、人世自然の發達に據る所といはなければならぬ。土地私有は墾田に限ると雖、既に之を認むる以上は、土地官有の田制は、根本より打破せられたものである。私墾田の增加が、農業の發達に寄與する所、多大なりしは勿論であるが、富の分配の不公平を匡さんために、土地を國家に收め、班田收授の法を行ひし精神は、今や全く破壞され、墾田の制によつて、又富の分配の不公平を生ずることとなつた。この現象が奈良朝時代に於けるよりも、平安時代に入つて一層著しかりしことは後に述ぶる所に讓る。(7)

(1)「日本書紀」(經濟雜誌社本、五四〇、六七一頁)
(2)「續日本紀」天平二年三月の條
(3) 令の制度では田地を公田と私田とに分けてあるが公田は卽ち剩田(乘田)で、配給した後に殘つた田地であつて、國家の所有である、私田は口分田の外に位田其他のものがある。
神田・寺田　寺田を班給した事もあるが、原則としては何れも收授の限り

でない、從て神田寺田の所有權は神社寺院に在つたものと見なければならぬ。歷朝崇佛の風、盛となり、寺院に多くの田地が寄附せられ、寺田は著しく增加した。

位田　位階に伴ふもので、有位者死亡すれば收公す。

功田　國家に特別功勞ありし人に賜はるもので大功は世襲、上功は三世に傳へ、中功は二世に、下功はその子に傳ふ。

墾田　新に開墾せる田地で、公墾田と私墾田との別があつた。

天平十五年に墾田の所有を許されたことは上述の通りであるが、廣大なる土地を獨占せしめざらんが爲め、階級に從て次の如き制限を付した。

親王、一品及一位	五百町	二品、二位	四百町
三品四品及三位	三百町	四位	二百町
五位	一百町	六位以下八位以上	五十町
初位以下庶人に至る	十町		

但郡司は大領小領共に三十町、主政主帳は各十町、國司在任の日開墾したるものは尙三世一身の制による。

これによつて、紊りに農民を驅使して墾田をなすに至り、年々私田のみ多く、公田自ら荒蕪に歸したるため、天平神護元年三月、勅して農民以外のものは、一切土地開發を禁ぜられたが、反對甚しかつたがため、八年を經て寶龜三年に之れが禁を解くに至つた。（猶矢野友一氏「日本農政史」五七頁以下參照）

(4) 三浦博士「國史上の社會問題」九八頁以下

(5) 「續日本紀」養老七年四月の條

(6) 「續日本紀」天平十五年五月の條

(7) 川上氏「班田收授法の實施に就て」（國民經濟雜誌、第十六卷四號）參照

第四章　莊園制度の社會

第一節　社會組織

一　上下都鄙の隔絶

大化の改新によつて、氏族政治は破れて郡縣制度となり、人才の登用も行はれたが、中央に於ては勢力ある諸氏が、互に他を排擠することにつとめ、遂に藤原氏が政權を壟斷し、貴族政治・門閥政治を見るに至つて、政界は再び氏族的政治に逆轉したる如き觀を呈した。地方に於ても莊園の發達と共に、上古の部曲制度と同樣なる、土地人民の私有が始まり、公地公民の原則も、また覆さるるに至つた。されば平安朝時代は、氏族政治若くは

貴族政治の時代と稱しても差支なきものであらう。

大化の改新は、政治上の必要から生れたものであつて、必ずしも國民一般の文化の進歩に促されたものではない。當時の燦然たる文物も、國民一般に享受されたものではなく、其傳播普及の範圍は極めて狹く、貴族社會上流社會の文化たるに過ぎなかつた。當時法令は悉く漢文を以て記されたが、一般人民は漢學なるものを知らない。如何に完備したる法制と雖、これでは何の役にも立たぬ。一方では立派なる帝都が造營され、京都を中心として生活せる貴族は、平和と共に奢侈に流れて、詩歌管絃の樂は止むときなかりしも、國民の多數は當時の文化とは沒交渉であり、貧しい生活を送つて居たものである。庶民の貧しい生活に就いては今昔物語[1]などの中に多くの事實が語られてゐる。

更に都會と地方との關係に於ても同樣である。「土佐日記」によれば、紀

貫之が任滿ちて、土佐より京都に歸るに百日を費し、その淀川の河口より京都に上るだけでも、十三日を費したといふことであり、又「更科日記」によれば、常陸守が常陸の國府より京都に歸るに五十三日を費して居り、其他延喜式に京都から各地への旅程が擧げてあるが、それによつても當時旅行の甚だ不便であつたことは明かである。(2) 勿論驛馬・傳馬・鈴契等の設備はあつたけれども、中央と地方との交通はかくの如く不便を極めてをつたのであるから、中央の政令が地方に通ずることは甚だ困難であり、中央の文化は、やはり中央の文化として存しただけのことであつて、大宮人は榮華に身をやつしてをつても、一歩都會を出づれば、地方の政治は紊れ、無智の農民が粗野なる生活をしてをるといふ有樣である。

然しながら他面から考へれば、公卿などが地方の國司などに任ぜられて「地方に赴くものもあり、或は自ら京都を去つて、地方の富源を開拓し、其

處に勢力の根據を作つたものもあり、或は又、寺院の普及佛教の感化等によつて、都鄙相通ずる處のものがあり、從つて地方に於ても、國府や豪族の根據地には、京都的の文化が、或る程度まで移植された事は考へ得られる。平泉の文化の如きはそれである。(3) 然し都鄙の連絡はまだまだ十分なものではなく、大體の上から見れば、やはり平安朝の文化は京都に停滯し、そこに固定したものと見て差支なき如くに思はれる。

要するに平安朝時代に於ては、奈良朝時代より引つゞき、上流一部の社會に於て、燦然たる文化を見たる如くであるが、上下都鄙の間、氣脈通せず互に隔絕し、加ふるに土地の私有は益盛となり、遂に庄園なる制度を生じ、それに伴つて種々なる新現象や新問題が發生し、莊園なるものを背景として、一種の社會狀態を生ずるに至つたものである。

(1) 「國史大系」第十六卷

(2) 有賀博士「大日本歷史」上卷、九〇六頁

(3) 竹岡勝也氏「日本文化史、平安朝末期」一一八頁以下

二　莊園を背景とせる社會狀態

大寶令によるときは、土地は天下の公有であつて、私人の所有を許さゞるを原則とする。然しこの制度は忽ちにして破れ私墾田の開發となり、所謂莊園なるものの出現を見るに至つたことは前にも述べた所の如くである。

奈良朝時代に於ても、國司の中には、その任地に於て膏腴の地を私有し、或は窮民に貸與すべき租稻を私借し、或は公租を私用し、以て私利私慾を營むに汲々として居た者が少くなかつたやうである。桓武天皇の延曆三年の詔には國司等が、或は廣く林野を占めて、蒼生の便要を奪ひ、或は

多く田園を營みて、黔黎の產業を妨ぐ」ることを指摘し、自今以後は「國司等公廨田(國司の俸給に充てらるべきもの)の外、更に水田を營むことを得ず、又私に貪りて墾開し、百姓農桑の地を侵すことを得ず」(十一月)と宣せられ、「且山川藪澤の利は公私之を共にせよ」(十二月)として、王臣諸司寺家等が多くの土地を兼併することをも禁せられたが、(1)其後弘仁三年五月にも「或は他人の名を假りて多く墾田を買ひ、或は言を王臣に託して競ひて腹地を占む」ることを禁せられてゐる。(2)當時墾田を求むることは、これ等の人々のみならず、僧侶と雖、同樣であつた。田令では寺院に對し、田地を寄附したり賣渡し交換することは、並び禁せられてゐるが、佛教の盛んとなつた時代のこととて、これ亦空文となり、僧侶も寺田を增すことに努めたものであるが、啻に此等民間の者のみならず、勅旨田といふものがあつて、朝廷に於ても土地の開墾を行はれたものであつた。尤この勅旨

開田に對しても延喜二年にその停止を命ぜられて居る。(3)かく土地兼併禁止の命令は屢發せられて居るが、あまり實効はなかつたものの如くである。

土地は當時唯一の財産であり、既に土地公有の根本原則が破られて、私墾田の開發が認められて來た以上、制度の上に於て、私有を許さゞる各種の田地も、自然私有の如き狀態となり、宮廷も社寺も權貴も豪族も、土地の兼併に力め、王臣家などで勅旨に託して私田を開墾するものもあり、國司もその一族又は他人の名義などで私有地を擴め、權勢ある者は、その地位勢力を利用して、民田を侵すことも屢行はれた。國司が國司として管轄せる土地は、即ち公領(公田・公地・國領ともいふ)であつて、その下にある人民は、納税其他の義務を負ふものであるが、上述の如くにして兼併された土地は所謂社寺權門勢家の莊園であつて、この莊園は事實上、不輸不入の地

として、一種の治外法權を有して居つたものであるから、地方の地主の中には自ら權門勢家の下に走り、その土地貲財を之に寄進し、その庇蔭の下に國衙の誅求を免れ、威を振はんとするものもあつた。[七] 又寺院領は不輸租地であるから、自分の田宅などをこれに喜捨したり、或は勝手に寺を建てゝ寺領の名の下に私利を貪るものもあつた。[八] 詳言すれば、地方の地主等は表面彼等の所有地を權門勢家又は寺院等に寄附し、これを本所若くは領家とし、自分は永く其管理者となり、土地は本所若くは領家の莊園となつて、不輸の地とし、或は又榮爵を買ひ求めたものであつて、當時多く賣買されたものは、六衛府の舍人であつたが、彼等は決して京師に入りて宿衛の任に膺るものではない。 唯これによつて課役を免れ、國司や郡司の干渉を斥けむとするのみである。 されば地方の豪家地主等は、國司の勘糺にあへば、直ちにこの手段をとり、官を買求めて威を挾み、國司に於ても

手を下すの術がなかつたとのことである。今昔物語には此種の挿話が少くない。例へば一東國人が榮爵を尋ね買はんとて、妻と共に京都に入り、川原院に在宿中、鬼のために其妻の捕殺されし話や、豐後の講師の職を奉ずる某僧が、任期畢りて更に重任を望み、いづれ其筋に運動すべき費用として、財貨を船に積むで上京の途すがら、海賊の難に會ひし話などは、當時賣官の風の盛なりしを推察すべき材料であらう。(6) 而して檢非違使の官を得んとして、成らず、叛亂を起したのが、かの將門である。

かくて地方に豪族が起り、小農の土地は次第に兼併さるることとなつた。事情かくの如くであるから、一方に土地を併せて、威權を振ふ者があるかと思へば、他方には土地を得る能はずして、不幸なる者や、その地を兼併せられて、身を容るるに處なく、遂に他境に流浪するものも出來、遂には諸國に盜賊が蜂起するに至つたが、藤原氏はこれを鎭壓するの力なく、地

方の豪族は自ら武藝を練り、家の子郎黨を養つて以て、自ら衞るの策に出でた。地方不穩の情勢は、やがて京師にも及び、盜賊闕下に橫行するに至り、藤原氏は武士に依賴して、纔かに之を鎭壓する有樣であつて、武人が政治上に於て、勢力を得るの形勢は、次第々々にあらはれて來た。

(1)「續日本紀」延曆三年の條
(2)「日本後紀」弘仁三年五月の條
(3)「類聚三代格」(國史大系第十二卷一〇〇九頁、延喜二年三月)
(4) 同上八二七頁、延曆十六年八月
(5)「續日本紀」延曆二年年六月の條
(6)「今昔物語」卷二七、二八(國史大系第十六卷)

第二節　社會階級

一　概説

平安朝の政治は、氏族政治に逆轉して、藤原氏一門の天下であつた。彼等が所謂、位人臣を極めて攝關となり、外戚となり、政權を擅にしたことは今更説く迄もない所であるが、彼等の所謂貴族階級は、宮廷を圍繞して官職を專らにしたのみならず、諸國に多くの莊園を有せしものである。

この時代に至つて佛教は種々なる意味に於て、前時代よりも一層國民と接觸することとなり、所謂貴族的宗教の外に平民的の宗教、卽ち念佛宗教が起つて來たが、奈良の諸大寺では莊園の增加するに從つて、數千の僧兵を擁して京師に亂入するといふやうなことも行はれて、僧侶階級は、と

にかく貴族や庶民の階級の外に、一の社會階級として存せしものといはなければならぬ。

次は庶民の階級であるが、これは、やはり農耕その他の職業に從事したものであつて、多少當時の文化を享受した部分もあらうけれども、大體に於ては、やはり當時の文化は一部貴族の者の文化であつた。否、彼等のある者は重き搾取に惱んで、故郷を捨てて放浪の旅に上り、或は權門勢家の庄園に遁入し、或は地方豪族の郎等となり、又は盜賊の群に投じたものであつた、その生活は、やはり憐れなものであつた。

この時代に於て、莊園の發達せしことは屢述べし所の如くであるが、これがために、京師の貴族階級と相對立して、地方に豪族階級があらはれて來た。上代に於けるが如く、この兩者を合して一の貴族階級として考へることは、到底不可能である程、その性質が變つてをることは從來から平

安朝の貴族階級といへば、藤氏一門の所謂公卿公達を指すものと、考へられて居ることによつても明かである。又他の一方には、土地問題に關連して浪人と稱するものを生じた次第であるが、それは庶民階級の一部のものが賦役を忌避し、又は其他の原因から鄕里を放浪したものであつて、階級として考へるよりは、寧ろ社會問題の一つとして考ふべきものではないかと思ふ。それで浪人の問題は第三節に於て說明することにしたい。この外に奈良朝以來の奴隷の階級も、この時代には大にその形を改めて來た次第であつて、この奴隷の問題は地方豪族の問題と共に、次に項を改めて詳述しやう。

二　地方豪族

平安朝殊にその中葉以後に於ては、中央と地方とは次第にかけ離れ、中

央で詩歌管絃の遊樂に耽つて居ると、地方では權門勢家や豪族が土地を兼併し、百姓は權家の威を假つて、奸惡を働くといふ有樣であつたことは、既に述べた所であるが、この地方豪族と稱せらるるものの中には、上古よりの地方豪族又は地主もあり、國司又はその一族の如く中央より任命されて地方に下り、そこに土着せしものもあらう。また、諸氏の土地を管理せしものや、自ら風雲を望み、開拓を目的として地方に來りしものもある。然し其中、主なるものは、やはり、上古よりの豪族や、國司の土着せしもの等ではなからうか。

地方の政治に與るものは、國司や郡司である。國司は中央から赴任する官吏で、其始めには清廉の士もあつたが、何分任期も短く、中央の監視も行屆かず、つい私腹を肥やすことにもなり、遂には請託によつて、その地位を得、寧ろ始めから收斂の目的で、地方に赴くといふ風も起つて來ただ、其

後任期が更められたり、或は遙任の制が出來たり、頗る複雜なるものとなり、遂には一國に數人の國司があるといふやうな有樣となつたが、後には、都會では生活の向上のために生活難に脅かされるが、それよりも寧ろ地方で勝手な生活をなし、顯官に阿ねる必要もなく、誅求を事とし、自由に富を吸收し、勢力を張るために、地方官となるやうな傾向となり、一旦赴任すれば再び都に歸らず、再任を乞ひ、そのまゝ玆に土着して、ひたすらに土地を兼併し、地方で勢力を張り、土地の安全を圖る上から權門勢家と結び、子孫も繁衍して、遂には地方豪族として動かすべからざるものとなつて了つた。

郡司は多くは上古の國造や縣主がこれに任せられたものであつて、從つて土着の名門の士たることが多く、譜第の如く世襲職で終身官であり、且直接民政に當るものであつて、重要なる職を有するものであるのみな

らず、大抵は資産家であつたから、土地兼併の勢盛となるに從ひ、その富に任せて多くの地を手に入れ、傳統的の勢力の上に、更に新しき富を加へ、或は更に彼等は貴紳の庄園を管理して、庄司を兼ね、その勢威を振つたものであつた。その由來から考へても、その實力から見ても、彼等及びその子孫が、地方の豪族として立てられたことは當然である。

其他にも豪族たるものがあるが、兎に角、郡司は土着名門の士であり、國司は元來京都の貴族として、地方民より尊敬されたものである。今や更に富の力を加へ、權門勢家の威を假り、地方の豪族として勢力を張り、人民との間には主從の關係を生ずるやうになり、地方の不穩に乘じて群盜起り、政府これを抑壓し得ざるに及んで、彼等は勢ひ百姓を指揮して、これに當り自ら衞るの手段に出でたものである。かの武士の起源が茲にあることはいふ迄もない。

三　賤民

奈良朝時代に種々なる賤民が存在し、種々なる原因の下に、これが良民となり得ることは既に述べた所の如くであるが、その階級の區別たるや、あまりに煩雜にして實際に適せず、賤民相互間に於ける婚姻上の制限の如きも、果してよく行はれしや否やは明かでない。又良賤間の婚姻は禁ぜられ居りしも、事實はこれに反する場合頗る多く、從來は良賤相通じて出來た子供は、すべて賤民とされて居たものであつたが、延暦八年五月には、良賤相通じて生んだ子は、良に從はしむることとなつた。當時の太政官の奏言の中には『天下士女及び冠蓋の子弟等、或は艶色を貪りて婢を奸し、或は淫奔を挾みて奴と通じ、遂に氏族の胤、沒して賤隷と爲り、公民の徒、變じて奴婢を作らしむ』[1]といふ文句も見えてをる。良賤間の通交が

廣く行はれて居り、最早實際上に於ては、良賤の區別は、立て難きに至つて居たものに相違ない。

賤民は本主の解放行爲により、或は法定の諸原因により、解放されたことは前に述べた通りである。この個々の解放行爲によつて、雜戶及び奴隸が良民となりし例は、史乘に屢見受ける處のものであり、かくの如き行爲が屢繰り返されること、良賤の區別は遂には明かにすることが出來ぬやうになる。前述の延曆五年八月の格は良賤間の婚姻を是認したに過ぎぬやうであるけれども、これによつて、踰ゆ可らざる兩階級間の區別が、撤廢されたものであつて、一般奴隸を解放する一の形を示せるものと見て差支がない。

前述の如く平安朝の中葉以後、中央の權力が衰へて、地方の莊園が興り、誅求に惱みし平民階級の者を、吸收したのみならず、奴隸が莊園へ遁れ込

みしことも、隨分多かつたことゝ思はれる。當時は既に奴婢捕亡介など
も、實際行はれ難かつたことであらうし、莊園の方でも開墾其他に多くの
勞力を要するから、此等の勞働階級をも吸收する必要があつた。精勤な
奴隷が解放さるゝことあるは前にも述べた所であるが、最早奴隷として
人間を使ふよりは、自由勞働者として働かす方が、利益であることも段々
理會されねばならぬのみならず、既に良賤の區別は立ち難くなつて仕舞
て居る。玆に於てか此等の勞働者は、遂にその地主、卽ち領主に對する農
民となり、年貢や賦役を納むるものと化するに至り、本主と奴隷との關係
は、かくして地主と小作人の如き關係に變らざるを得ない。時代は既に
奴隷經濟時代ではなくして、莊園經濟の時代、卽ち土地經濟の時代に移つ
て居る。前時代には奴隷の所有によつて、財産が量られたけれども、今や
奴隷所有よりも、土地の所有が重要となつた。而も莊園といへば、土地と

人民とを度外して考ふるを得ないものであつて、その土地を耕作せる人民は或は農奴の如く、土地と離るる能はざる關係の者もあつたらうし、或はそれよりも自由な者もあつたらうけれども、要するに最早前代の如き奴隷(體僕)ではなくして、地主に對して一種の小作人たる關係を有せしものであると考へられる。(2)

かくの如くにして奴隷は、實際上次第に變化し、平安朝末までには賤民と稱する一定の制度は消えて仕舞つた。勿論この後とても人身賣買の風は行はれ、奴婢といふ言葉は法典の上にも存するが、(3)それは一の産業制度として見るべき程の奴隷でないことを、考へなければならぬ。

(1) 「續日本紀」延暦八年五月の條

(2) 瀧川氏「本邦古代の奴隷解放に就て」我等五巻二號所載。佐野氏日本社會史序論」九九頁。竹越氏「日本經濟史」第一巻四一五頁以下、四四六頁以下。有

賀博士「大日本歷史」下卷五頁

(3) 「貞永式目」四十一、奴婢雜人事。

第三節　社會問題

一　土地所有の問題

前述の如く、班田收授法は、よく勵行されたわけのものではなかつた。桓武天皇の延曆十九年に、大隅薩摩に班田を行つたといふ記事もあるから、平安朝時代にも、勿論班田法は尙命脈を維持してをつたものであるけれども、年を經るに從つて弛廢したものの如くである。延曆二十年に畿內は十二年一班とし、平城天皇の大同三年、更に令の如く、六年一班としたが、實際には行はれなかつたから、仁明天皇の承和元年には、再び延曆の制に依つたが、これも勵行せられず、偶、班田使を任じたこともあるが班田は實行せず、淳和天皇の天長五年から五十餘年を經て陽成天皇の元慶五年

に至つて漸く班田し、其餘の諸國は五六十年を經るも班給せなかつたから、醍醐天皇の延喜二年、諸國を通じて十二年一班とし勵行すべきを命ぜられた。かく遷延に遷延を重ぬるうちに種々不正のことも行はれ、賣買交易などもせられたやうであつて、多くの場合に富豪の餌となつたものである。例へば死亡者の口分田が富豪に兼併されたり、下田を以て上田に易へたりすることも行はれ、男子の數や女子の數を詐つて田を貪る者や、税を逋れようとするものがあり、延喜式目には口分田賣却の形式迄が記されて居る位であつて、平安朝の末に至つては、班田の事、全く廢み、先きの口分田は、恰も各自世襲の家産の如くなつて仕舞つた。(1)

口分田制度の實施難に對して、時の政府が種々の政策を施したことは前にも述べた所であるから、茲には其れを繰返すことをやめるが、人口の増加につれて土地開發の必要に迫られ、それが却つて私墾田の増加とな

り、口分田の班給は一層困難に陷ることとなつた。　かの天平年中に私墾田を永世資財と定められて以來、私墾田は著しく增加し、その弊の及ぶ所、甚だ大なるものありしを以て、屢禁止制限を加へたけれども行はれず、勢の赴く所、如何ともする能はず、莊園は益增加し、公田は從て減少し、遂には財政の窮乏を告げ、爲めに賣官の弊風迄も起るに至つたが、後三條天皇の親政に及んで、記錄莊園劵契所を設けて新置の莊園(寬德二年以後)は一切之を罷め、舊置のものと雖、その劵契の不明なるもの、國務を妨ぐるものは、之を停廢することとし、之を勵行せんとせられたものであるけれども、一方には前關白藤原賴通の所領には手をつけることが出來ず、他方に此朝に立てられた勅旨開田も、なかなか多かつたから、豫期の效果を擧げ得たものとは考へられない。　次代の白河天皇は記錄所を廢止されたばかりでなく、佛法を信仰された結果、寺領の莊園は一層增加し、鳥羽天皇のとき、

再び庄園記錄所を設けられたけれども、檢察嚴ならず、庄園濫增の勢を制することは出來なかつた。(8)

庄園は實際上不輸不入の地である。平安朝末期には、公田公地の面積は減少して、全國が殆んど莊園化せむとする有樣であつた。公民公田の原則は既に破れて、土地私有の制度が之に代り、貧富の懸隔は、またまた現はれて來た。勿論莊園の發達は、未墾荒地の開拓や、農業の發達に寄與する所大であつたことはいふ迄もないが、一方には大地主があり、他方には土地を棄てゝ漂泊の旅に上るものも出來、遂には盜賊も起るに至つた。この土地の私有と盜賊の蜂起とは、この時代の最も主要なる社會現象であらう。然しこの莊園なるものが、誅求に堪えなかつた人民の避難所であつたことを考へれば、所有階級と無產階級とが、互に抗爭したわけのものではないことを諒解せねばならぬ。

(1) 「古事類苑」政治部二、三〇三頁以下。三浦博士「國史上の社會問題」九三頁以下

(2) 詳しくは三浦博士、前掲九八頁以下參照。

(3) 史學雜誌第三十四編第二號以下に川上多助氏「平安朝の莊園政策」あり。就て看るべし。

二　浪人問題[1]

浪人といふのは本籍地を離れて他地方に流浪せる者であつて、又浮浪人とも浮宕ともいつた。これに對して本籍地土着の人民を土人又は土民といひ、この兩者を併せて土浪と稱する場合もある。又浮浪と逃亡とを合せて浮逃ともいふ。この兩者の區別は、他國に往來して己の國を棄てず、課役を全出するを浮浪といひ、課役を輸せずして、他國に居住し、本屬を領せざるを逃亡といふ。[2]とあるによつて明かである。而して捕亡

律などでも、兩者に對する刑の適用を異にしてゐる。然し一旦他國に流浪したものが、調庸の納付を怠るに至るべきことは、極めて普通のことであるから、實際の上から見れば、浮浪と逃亡との間には、區別をすることは不必要なることが多からう。茲にいふ所の浪人も、必ずしも兩者を嚴密に區別してのことではない。

既に述べた如く、當時私墾田の開發盛に行はれて權門勢家や豪族は多くの莊園を占有し、公田は次第に減少した。而も莊園は不輸の地として租稅を輸せず、國司等は此處に失ふ所を、他方に求めんとして、土民を誅求し、この負擔に堪えざる貧窮の民は、遂に鄉貫を逃れて浮逃の徒となるに至りしものである。

浮浪の他の原因は出擧である。出擧とは、官私の稻を春時農民に貸出して、秋納の後、利息と共に返納せしむるものであつて、天武天皇四年四月

の詔によれば、農民の貧富を量つて三等とし、中戸以下のものへ稻を貸付けたもので、これから考へても、もとは窮乏せる百姓を救濟するものであつたのであらう。然るに後には其利稻によつて、國衙の經費を支辨することとなり、富家といへども、これを受けて利稻を拂はざる可らざることとなつた。出擧に二種の別がある。官稻を貸付けるのが公出擧で、私稻を貸付けるのが私出擧である。公私ともに其稻を出擧稻といふ(尤、稻の外に錢貨の出擧もあるが、主なるものは稻である)。雜令によれば利息は私出擧は年十割、公出擧は年五割と定められて居る。即ち元本十束で官稻は元利合せて十五束、私稻は二十束を返すのであるが、元明天皇の和銅四年十一月には、私稻出擧も官稻の如く五割の利とし、養老六年には官私とも十分の三に減ぜられ、又和銅六年には、同四年以前の公私出擧の未償稻を免除し養老四年三月には同二年以前の分を免除され、其後も同樣の

事例が少くないが、困窮せる時には後日の考もなく、農民等は高利の稻を借り、返濟の期に至つても返濟することが出來ず、抵當の家は沒收され、遂には住み馴れた郷里を逃亡して、他國に浮浪する有樣であつたから、聖武天皇の天平九年九月に遂に私稻の出擧を禁止された。これは英斷ではあるけれども、却て彼等に對する融通の機關を閉塞し、富民は其蓄積せる餘稻を利用する能はざるに至るの弊あるを免れない。勿論私稻は禁せられても、錢財の出擧は禁止されたわけでないから、表面、錢を貸すが如くにして私稻を貸付けたものもあり、右の禁止が實際に勵行されて居なかつたことは、其事例がある。(3) かくて桓武天皇の延暦十八年二月には「去年稔らず、百姓食に乏し(中略)宜しく前制を寬くし暫く民情に任すべし」として利息を十分の三として、私出擧を許されたが、六月に至つて更に、禁止せられた。然し其後も實際上は行はれてをつた。

公擧稲の利は、國用を足す主要なる財源であるから、天平九年に私稲出擧の禁せられたときでも、官稲は依然として年々出擧を繼續した。大同元年の勅によれば、十分の三の利率では却て富家の利用するところとなり、貧家の者に行き渡らざる弊があるから、利率を十分の五に高められた、然し半倍の利息では、窮困の民には容易に手が出せない、それで弘仁元年九月には、再び十分の三の率を採用された。

元來出擧に供すべき稲の量は、國々の大小其他の事情によつて、一定して居るのであるが、國司はその定數を超えて多量に出擧し、其差額を私するの風もあり、權勢家及びその庇護の下に立つ諸民は、其の主又は官司の威を假つて國司の命を奉せず、班擧の稲を受けず、又、國司の命を斥くる能はざるものの中にても、賄賂を出擧の吏に啗はして、之を免れむとする有樣であるから、正直に負擔するものは、勢ひ多くの負擔を強ひられ、納期に

至つて償ふことが出來ず、家を賣り、田を賣り、身を役し、遂には他郷に浮逃するの外なきこととなる。故に見方によつては、彼等は權門勢家や地方の豪族などの爲めに土地を兼併され、財産を絞り取られたものと少しも變りはない。

かくて土地を去つた浮浪人はどうなつたか、時の政府は彼等をして力めて其本籍地に還らしめ、又は現住地に新に編附せしむるの政策をとつた。然し多年他鄕を流れ歩いておいて、本籍地に歸つても、家業もなく、生活に困難を感ずる事情もあり、又新附地に於ても、口分田を給することについては、種々困難なる事情を生じたため、遂に便宜上、國司をして社寺私人の請求に應じて、浪人を招いて其莊園の開墾、或は雜役を助けしむるに至つた。この結果として、此等の浪人が莊園內に永く田宅を占め、莊園主の支配を受くるに至つたことは、自ら推測し得られる。

浪人の移住については、一般的には何等の制限を設けなかつたが、たゞ京畿の民の畿外に移住し、畿外の民の畿内に移住するにつき、慶之を抑制するの政策をとつたが、多くは失敗に終つた。政府は更に、浪人を驅つて東北諸國の開墾を計畫し、兼ねて邊境警備の任に膺らしめんとした。然しこれも遁去るもの多くして、留まるもの少き有様であつたといふ。

浪人が土地に土着した場合にも、尙土人との間には差別的の待遇を受けた。例へば平安朝の始めには、土人の調庸が狹布であるのに、浪人のは廣布を納め、又水旱不熟の年には、土人はその調庸を免除さるるも、浪人にはその恩典がない。然し前者は大同五年二月、後者は弘仁二年八月の太政官符で以つて之を改め、以後はその區別を廢止したが、「延喜主計式」によれば國によつて、やはり、土浪の間に多少の輕重があつたやうである。然しかういふ差別的待遇がつき纏つてをつては、土着した意味もなければ、

漂浪するに至りし原因が取り去られたわけでもなく、彼等はやはり、漂浪をつゞくるの外なく、不輸不入の治外法權の莊園へ流れ込んだことは、自然の成り行きと考へざるを得ない。　莊園の方でも、荒蕪地を開拓したり、不穩の狀況に對して、自ら衞るためにも、彼等の勢力や武力を必要とする。浪人が莊園に集らんとし、權豪の浪人を求めむとする、この二つの傾向は、自然に相合して、こゝに特種の勢力を作り、次代の社會を組織する一の階級を作るに至つたものである。　武士階級の成立がそれである。

(1) 關根正直博士「上古浮浪人の多かりし一原因」（國史論纂所收）。
川上氏「王代の浪人について」（國民經濟雜誌第十七卷及十八卷所載）。
三浦博士「國史上の社會問題」一九一頁以下。

(2) 「令集解」、（國書刊行會本、第一、三〇五頁）

(3) 天平勝寶三年九月四日の格（法曹至要抄所引）及び天平寶字五年二月の條（續日本紀卷二十三等。

(註)「延喜主税式」に各國の定數を載す。

第五章　分權的封建制度の社會

第一節　社會組織

一　封建の意義

封建なる語は、郡縣に對するものである。郡縣は上に名實ともに政務を總攬する主權者があつて、全國を郡・縣等の行政區劃に分ち、各行政區劃に對して、その任命せる官吏を派遣し、政務を執らしむるものであつてこの官吏は、決してその土地人民を、封土若くは自己の臣民として、占有するものではなく、又その職を世襲し、或は終身その官に在るものにも非ずして、時に轉官轉地せしめらるるのが常である。之に反して封建制度は、上に主權者あり、全國各地に諸侯があつて、之に臣從するも、諸侯は各自一定

の土地を占有し、例外の場合を除くの外、その封土人民を世々統治し、その領域内に於ける人民は、臣下として諸侯に服從して、その生業を營み(或は又諸侯の下に若干の小地主の存することもある)以て上下相貫の主從關係と封土關係とに依て組織する所のものであつて、この人的關係と土地關係とは、封建制度に離る可らざる要素をなすものである。

凡そ封建制度なるものは、不安定不確實なる社會狀態より脫して安定を得んとする要求より生れ出でたものである。西洋の封建制度が、羅馬大帝國滅亡前後の動亂時代を經て起り、我國に於ては王朝の末における都鄙の隔絕、地方擾亂の時代を經て封建制度の萠芽を發し、戰國時代の後、安定なる德川時代を現出したるが如きはそれである。思ふに動亂の世に於ては、國權は自ら分立的とならざるを得ない。この時に當つて、直ちにこの分裂せる社會を打て一丸とし、完全なる中央集權的國家を現出せ

んことは、必ずしも容易なることではない。而も不安動搖せる社會を現出せるは、西洋に於ても我國に於ても、中央政府の力、足らず、地方の有力者が自力に據つて事を行はざるを得ざるに至つたためである。簡言すれば、公權の次第に微弱となつて、私權の次第に擴大したるに在る。故にこの場合に處して安定なる社會を生ぜしむるの途は、私的保護の關係を發達せしめ、社會をして一種の主從關係によつて結合せしむるの外はない。これ卽ち封建制度が亂世の後に起りし所以であつて、又その始めに於ては、封建制度は分立割據の色彩濃厚なりしも、後に至りては次第に中央集權的となり、漸次小を併せて大となり、十二三世紀頃、分裂著しかりし歐洲も、後には少數の大領土に統合せられ、國家內に存する小君主の數は、大に減じて、中央集權化するに至つたものである。我國に於ても、武家時代の終、卽ち德川幕府時代に入つて、國家統一の傾向は甚だ大なるものありし

ことはいふ迄もない所である。(2)

要するに、封建制度は土地的關係と人的關係とを以て要素とし、封建制度の存する社會は、總ての方面に於て、階級制度、主從關係の存することが、その特徵である。然しながら封建制度も時代の推移により、其形を異にすることあるは、上述の如くであつて、鎌倉以後の封建と、德川時代の封建との間には大なる相違がある。即ち一は分權的であつて、他は集權的である。これ我國中世の封建制度を以て、分權的封建制度となす所以である。

(1) 內田博士「近世の日本」五五頁。瀧本誠一博士「日本經濟史」四頁。
(2) 大類伸博士「西洋時代史觀・中世」

二　封建の形勢

平安朝の中葉以後、史上には延喜天暦の文化が謳歌されてゐるが、實は中央の權力は次第に衰へ、地方は益〻中央より乖離して、地方豪族の勢力が醸成され、群盗の横行によつてこの勢力は更らに統一さるるに至つたのみならず、中央にまで波及し、之れを壓するの勢を呈した。此等地方豪族の中で最も擡頭し來りしものは、いふ迄もなく源平二氏である。彼等は最初は藤原氏の下に、その家禮を以て任じたものであるが、地方の爭亂に實力を現はし、藤原氏が屢之を抑へんとしたにもかゝはらず、第二の權門勢家となり、地方民はその家子郎等となり、茲に於てか、公領と權貴の莊園との外に、武家の莊園を加へて、鼎立の姿となり、軈て保元平治の戰亂を轉機として、世は平家の時代に移るに至つた。

かくて貴族が集中した權力は、藤原氏と共に衰へて、新興の武士階級に移り、平清盛が權勢を扶植するや、一門の庄園五百餘箇所を數へ、平氏が海

內を制せしこと二十年に及びしも、やがて平家も亦京都の貴族と同化し、その公家化するに及んで、諸國の武士が彼に叛き、源賴朝の覇府を鎌倉に開くに及んで、茲に純然たる武家政治があらはれた。彼は自家の將士(鎌倉御家人)を以て平家所屬の庄司・地頭に代へ、又國毎に守護(兵刑權)を置き、所在に地頭(行政及徵稅領)を補したが、京都近國三十七箇國の國領(公田)庄園(權門家領)のみは、當時猶鎌倉家人の不入の地であつた。かの承久亂は、京都公家の階級が、鎌倉幕府に向つて試みたる一大反抗であつたけれども、武士階級を覆す能はず、却て武家の勢力を甚しく增長せしむることゝなつた。卽ち亂後、幕府は、京方(敗軍の公卿將士)三千餘箇所の庄公を沒收して、領家・地頭を改補し、從つて武家(鎌倉)非入の權門家領は愈減少し、(從來の地頭は之を本補地頭といひ、新置の地頭を新補地頭又は新地頭といふ)守護地頭の制度は次第に全日本に行き亘り、武士殊に御家人が社會組

織の中堅を爲すに至つた。

高時のときに、北條氏は一旦亡ぶるに至つた。それには公家社會の力も加はつてゐることは勿論ではあるけれども、公家社會が復活するほど、世の事情は變つて居らず、やはり武家政治は尊氏によつて續けられたのは、階級的實力の相違による當然の成行きであらう。(1)

鎌倉時代には國衙の公領を始めとして、本所領家等の莊園が、尙多く存在し、これ等のものが、到る處に交錯し、幕府置く所の守護地頭との間には、屢紛議を生じ、公武間の交渉に少からざる手數を要したものであるが、室町幕府の世となりては、戰亂に託して此等の莊園公領を削れること夥しく、公田寺社領地等の守護の占有に歸するに至つたものが、甚だ多かつたのである。

守護の權限は鎌倉時代に在つては、所謂大犯三箇條に限られたもので

あるが[2]、當時既に國司地頭の如き行政官の事務に干渉せる事實もあり、南北朝を經て、室町時代に至つては、守護の權力益增大して、其土地を支配すること、私領の如く、部內の人民に對して、租稅勞役を强制して憚らざるに至つた。鎌倉時代に在つては、守護は猶國司本所と兩立したけれども、此時代には、國司本所は有るも無きが如く、大抵その事務を守護に委任し、これを稱して守護請といつた。かくて守護は同時に事實上、國司本所を兼ぬるに至り、全國の公庄田土は卽ち封地と變ずるの有樣であつた。

鎌倉時代に萌芽を發した封建制度は、かくの如くに發達し、守護の權勢は盛んとなつたけれども、其間絕えず公武の爭鬪があり、偉大なる中央權力を確立して全國を統合することは、極めて困難であつたのみならず、後醍醐天皇の王政復古の偉業も、功臣に土地を與へ各地に封ずるに及んで、却て封建の勢を促進することとなり、兵馬の大權は復た足利氏の手中に

歸し、前述の如く守護の勢力大に張るに至つたが、其中葉以後、世は次第に亂れて戰國時代となり、日本全國を地方的權力の跳梁場と化するに至つた。群雄は各地に割據し、階級的反抗の氣分は全社會に漲り、土民一揆の蜂勢は、從來と異れる一の新しき階級鬪爭の意味を有するものであつた。

要するに、鎌倉時代の封建社會の發生より、直ちに統一に進む能はず、各方面に於て對立と動搖とを續けて、遂に分裂と攪亂とへ進みしものであるが、それが遂に統一に向ふこととなり、茲に近世の時代が開けたものである。故に德川以前の封建制度は、決して集中的のものではなく、分立的のものであつたことはいふ迄もない。而してこの時代の中心をなせし者は、政治的にも社會的にも、武士であつた。法制にしても、貞永式目の如きものが生れ出て、宗教にしても、平民的武士的のものがあらはれた。すべてが、封建的に組織され、發展したかの如くに考へられる。

(1) 吉田東伍博士「日本文明史話」一一五頁以下

(2) 大犯三ヶ條とは、大番催促、謀反人、殺害人檢斷の三者で、即ち御家人の京都大番の徵募、謀反人殺傷犯强盜等の取締逮捕等をいふ。

第二節　社會階級

一　概説

鎌倉時代以後に於て、社會を組織せし重要なる階級は、凡そ四に區別することが出來る。公家・武家・凡下・賤民がこれである。

公家社會は、皇室を中心として之を圍繞せる、貴族の一團であつて、嘗ては天下の政治を左右した階級であり、社會上の地位や名譽の表彰等は、今も猶依然保有してをり、敍位任官等の國務に携はつて居るが、國家政治上の實權は、今や全く失ふに至つたものである。その數も少いが、兎に角上流階級たるものである。

國家の政治上の實權を掌握せるものは、卽ち武士の階級である。この

階級のものは、前代に於ては、地方豪族として寧ろ公家社會に從屬し、その差圖によつて活動したものであつたが、次第に實力を具へ、動搖せる社會に對して、武力を蓄へて、次第にその地位を向上し、今や國家政治上の實權を掌握するに至つたものである。思ふに京師の貴族は、武士の力によつて其莊園を開き、領地を維持し、莊園に屬する人民を蓄へ得たものであるから、一朝武士が自己の能力を自覺して、蹶起するに至れば、何時までも貴族を戴き、之に服從することの無益なるを覺るのが當然である。[1] かくて彼等は新興の階級として、社會の中堅をなす所のものとなつた。從て當時の種々なる社會現象の上には、武家社會の特色が發揮されてゐるのを見る。

佛教は鎌倉時代に入つて、一新生面を開いた。然し室町時代を通じて考へれば、隆昌時代といふよりも、寧ろ廢頽期に入つたものであり、僧侶と

いふ階級も、奈良平安朝に於ける如く、貴族と對立する、特異の社會階級と見る程のものではなからう。

第三の階級は即ち庶民の階級である。凡下とか地下とか稱せらるものが、それであつて、農民や商人や工匠等に亘つて、總稱されたものであるが、農民が多數であつたことはいふ迄もない。然し公家武家兩階級からは、政治的にも社會的にも、隨分かけ離れた地位に在つたが、後には商工業者の階級もあらはれ、次第に社會的に認めらるゝやうになつた。

賤民としては、貞永式目には、奴婢雜人の事の條があり、賣買も質入もせられた。新編追加にはやゝ詳しい規定がある。穢多非人の名稱も當時存在してをつたやうである。穢多は古くより皮革を取扱ひ、南北朝時代に京都では井戸掘を家業とさせるものもあつた。非人は各種の演藝に依り、又は物貰渡世をなせるものであつて、室町時代にも非人乞食と連書さ

れてゐる。(2) 神社に隷屬した賤民には、神社の勢力を笠に着て、何等かの特權を有せしものもある。例へば祇園の犬神人が、祇園社境内の掃除を掌り、不淨のものを取り棄てることから始まつて、洛中洛外に亘つて死體處分權を有するに至つた如き、それである。(3)

尚人身賣買も當時行はれてゐた。法令上では、たゞ飢饉のときだけ許されてゐたが、(4)實際に於ては、平時でも依然行はれた。謠曲の自然居士・隅田川等には人商人や人買船のことが見えて居る。(5)

(1) 吉田博士「日本文明史話」一一六頁
(2) 三浦博士「法制史の研究」一一三三頁
(3) 「祇園執行日記」(群書類從第十六輯)。「八坂誌」坤卷九七頁以下。 中村直勝氏「日本文化史、南北朝時代」二三一頁以下
(4) 「新編追加人倫賣買事、寛喜三年餓死之比爲飢人出來之輩事」其他
(5) 關根博士「人身賣買の古風」(法制論纂所收)

二　武士階級

上述の如く鎌倉以後に於ては、上流階級たる公家が衰へて、武家階級が之にとつて代つたものであるが、武士は概ね地方在住の住人が、兵仗を執つて立つに至つたものであつて、その多くは地方官の子孫であつた。或る土地に長く住して附近百姓等の尊敬を受け、土地を占有し、相當の實力を有せしものが、社會の秩序紊亂のために、自衛の手段として武を練り、各地の人々は何れもかゝる實力ある人の保護の下に、その身體財産の安全を託する目的で、或は家人となり、郎等となり、以て主從の關係を生じ、この關係が代々踏襲されて、主從の間の情誼も出來譜代の君臣となり、強固なる團結をなすに至つて、武士の階級が出來たものである。

侍卽ち武士の中には、御家人と非御家人との區別がある。前者は將軍

直轄の侍であつて、後者は公卿の侍とか、寺侍とかであつて、要するに將軍の命を受けず、直接間接に朝廷の支配を受くるものである。然し武家社會の中心をなせしものが御家人階級であることはいふ迄もない。[1]

凡そ封建制度なるものは、土地的關係と人的關係との二者より成り、主君が臣下に封地又は知行を與へ、この封與(infeudation) によつて、臣下をして忠誠を誓ひ、己に臣服せしむるものである。鎌倉幕府時代に於いて、將軍直轄の武士は之を御家人といひ、將軍は御家人に對し、生命財產所領を保護し、これに官職を授け、所領を與ふると共に、種々の義務を課した。卽ち所領の高に應じて租稅・勞役・年貢・兵役等の義務を負はした。之を御家人役といふ。彼等は常に其所領よりの收入を以て、部下を養ひ、一朝有事の日には、自ら之に將として軍に從ひ、忠誠を盡さなければならぬ。彼等の所領は、開發其他の理由によつて、祖先以來傳來せるものがある。或は

將軍からその舊領を承認せられたものもある。或は功によつて新に支給されたものもあつて、前二者は一般に私領と稱し、後者は恩地と稱へて特に重んぜられたものである。

戰國時代となつて、世は擧げて下剋上の風に襲はれ、土一揆が起り、正規兵の外に足輕即ち土民兵が起つて來て、それが或る場合には、正規兵にも優つて活動するに至つたものであるが、かうなれば侍と土民との階級の區別も、見方によつては、無意義なものとなつて仕舞ふ。(2)

(1) 三浦博士「國史上の社會問題」二四七頁

(2) 同上、三一〇頁

三 職業的階級の發生

平安朝時代は、勿論土地經濟の時代であり、産業としては農業があつた

のみで、工業商業の如きは、未だ一の產業として考へる程のものではなかつた。勿論當時にも種々の職業に從事する者があつたけれども、それ等は專ら朝廷や攝關家、又は神社や寺院の注文によつて、その必要品を造り、その保護によつて、生活を遂ぐることを得たるものであつて、利益を得るために自から生產し、市場に提供するものではなかつた。然るに鎌倉末期から南北朝へかけて、職業的の新階級が、漸く社會的の地步を占め、室町時代に至つては、座卽ち特許商人制度が發達を遂ぐるに至つたものである。

勿論平安朝時代に於ても、或種の商工業者の中には、その職業を獨占せんとするもののあつたことは、壬生官務家古文書に收むる、永承三年八月七日の文書によつて明かである。卽ちそれによれば織部司の管轄を受け、公役として御服其他の織物を納むべき義務ある京都の織工が、彼等以

外の者が恣に機杼を構へて、綾錦を作り利潤を得るを禁せんことを請うた。而して遂に其目的を達した[1]。是れ當時既に、ある種の織物業を獨占せんとすることが行はれた一例を示すものではなからうか。

かくの如く座の萠芽とも見るべき事實は、平安朝にも存するが、それだけでは、それが一般的の傾向を示すものとは考へられない。然るに鎌倉時代から南北朝へかけては、同樣の事實は次第に多く史上にあらはれてゐる。鎌倉時代に幕府が、鎌倉に於ける商人の營業地域を定め、魚町は魚商に、穀町は穀商に限り、且其員數をも制限したなどは、自ら一種の專業制を認めたものであり[2]、奈良の春日神社や東大寺や興福寺には、大工や檜皮工等が附屬して、其勢力圈內の作事に關する特權を有し地方の番匠は、其子弟を京都又は奈良の大工の許に送つて、其技を磨かしめ、其師の姓を稱することを許されて、地方に歸る者も多く出來て來たといふことである[3]。

其他の職業でも、勢力ある社寺の保護の下に、存在したものが少くない。これは貴族や武家の横暴を避くるがためであつたことは、恰も嘗て地主が權門勢家の下に走り、これを本所領家として、その財産の保障を得たのと、かはりはない。此等の例としては大山崎八幡神社の神人と稱した荏胡麻の油座、祇園社に從屬した綿座又は吳綿座、北野神社を本所とせる酒麴座の如きそれである[4]。彼等は多衆相倚つて組合を組織し、專賣權を掌握したもので、本所に對して多少の義務を負擔するが、その利益は甚だ大であり、次第に社會的地位を向上せしめたものである。これと殆んど同樣の性質を有して、その取扱ふ所のものが、主として食物に限られて居たものは、供御人と稱せらるる一團であつた[5]。神社を其本所と仰いだ供御人は、供祭に名を假つて、捕魚の專有權を獲たのみならず、更にそれを交易賣買して、巨利を博したものであつて、其中で著しいものは、加茂社を本所

とした宇治網代と、安曇の御厨とであつた。禁裡供御人と稱するものは、宮廷を本所と仰いだものであつて、進納する物品によつて、生魚供御人、鳥供御人、菓子供御人、燈籠供御人、などの名稱があり、其居住地若くは根據地の名を冠して、粟津供御人、六角供御人、今宮供御人とも稱したものである。

室町時代に至つては、社會の混亂と共に商人がその營業を安全に行ふが爲めには權力者を本所として、其庇護の下に立つことが、一層必要であつた。從て上述せる所と同樣の例が少くない。また戰國時代の大名が、地方に於て商工業者を保護するために、商品賣買の特權を與へたこともある。例へば武藏の熊谷は、北條氏邦の領分であつたが、一商人に木綿賣買の特權を與へ、小田原の鑄物師が特許營業であつた如きそれである。[6]

以上の如く、商工業上に特權を有する階級があらはれて來たが、これは商工業發達の徑路に於て、顯はるる一階段であつて、斯業がある程度まで

進んで來たことを示すものに外ならぬ。此時期に於ては、既に兵庫や堺の如き都市が發達して居り、問屋の制度も行はれ、商業取引は盛んとなり、錢貨も流通し、金融機關の如きものも發生したのであつて、一の産業としての商工業が、存立するに至つたことは、注意せざる可らざる處であらう。

(1) 三浦博士「法制史の研究」八五三頁。拙著「西陣研究」三五頁
(2) 三浦博士、前掲八五五頁
(3) 中村氏「日本文化史、南北朝時代」一九四頁
(4) 中村氏、前掲一九九頁以下
(5) 中村氏、前掲二〇五頁以下
(6) 魚澄總五郎氏「日本文化史、室町時代」二二五頁

第三節　社會問題

一　鎌倉時代の土地問題と徳政令

鎌倉時代に於て、土地所有の關係は頗る複雜であつて、一の土地には、實際の領主の外に表面の領主、卽ち本所とか領家とかいふものが、一人又は二人以上もあつた。當時土地そのものを下地（したぢ・げぢ）といひ、それを領有することを知行といつた。知行は單に下地のみではなく、下地からの租稅の徵收權だけを、占有することも知行である。卽ち下地知行と、所當知行がそれであつて、この兩者を合せて知行することを、一圓知行といふ。

所領は、一面に於て、幕府の主もなる財源であつたから、所領の賣買質入

讓與等については、それぞれ制限があつた。子が親の所領を讓り受くる場合にも、一々幕府の承認を要し、恩地についてはこれが賣買を禁じた。[一]蓋、幕府の支配を受けざる非御家人の掌中に、これ等の所領が歸し、ひいて幕府財政に影響を及ぼさんことを恐れたるに外ならぬ。

然し上述の如く土地領有の關係が複雜であり、所領は廣くても、實際の收入は割合に少く、且、作柄には豐凶の伴ふを免れぬから、幕府は盛に儉約を奬勵した。賴朝が美服を着けて出仕した筑後權守俊兼の小袖の褄を切り、最明寺入道が味噌を下物(さかな)に夜話をしたことや、松下禪尼が障子のつぎ張りをした話などは、這間の消息を語るものであらう。然し攝關家の將軍や宮將軍を迎へたり、和歌蹴鞠の公家趣味に耽つて居る内に、奢侈はいつとはなく浸潤し來り、御家人が窮乏を訴へるやうになり、種々の方法によつて所領を賣ることもあれば質入することもあるやうになつて來

た。そこで延應二年（仁治元年）には私領でも凡下や借上（商人）に賣渡せば沒收し、侍でも非御家人に知行させてはならぬといふ法令が出た。(2) 然し承久亂があり、文永弘安の外寇等で、御家人等は不斷の防備に當り、重き負擔に苦んでをつたものである。承久の亂後には、十分ではないにしても論功行賞として分配すべき土地があつたが、元寇の場合には左樣の土地があるべき筈がなく、御家人の窮乏は甚しかつた。既に文永四年には御家人の所領の質入賣買を無效として、買主が若し御家人であつたならば元金で買戻させ、非御家人であつたならば無償で取戻させることとした。が、實際に於ては窮迫のために所領を失つた御家人も少くなかつたから、遂に永仁元年には曾祖父の時代に將軍の下文に依て御家人となつた者の子孫は、縱ひ所領を知行せずとも御家人の待遇を享け得ることと定めた。(3) 實質上からいへば御家人は所領を失へば御家人たる資格はな

いものであるけれども、幕府としては、社會の中堅たるべき御家人を保護するの必要があつたため、かくの如き變法を認めたものであらう。

御家人が窮乏のために所領を失ふことは自然の大勢であつた。幕府はこの勢を人爲を以て抑止してをつたわけであるが、永仁元年の新規定にしても、祖先の勳功に對する特典であるから、この特典に浴せぬものも隨分あつて、融通を非御家人や凡下に求むるものも多く、所領が其等のものの手中に移ることは避け得べからざることであつた。茲に於て幕府は實に思ひ切つた處置に出でた。德政令の發布が卽ちそれである。

德政とは或期間内における賣買貸借質入等の契約に關する凡ての權利義務を破棄することをいふのであつて、文永四年には既に述べた如く、御家人所領の質入賣買を無效としたが、德政の精神は既にこの時にあらはれて居ると思ふ。德政令として世に知られて居るものは永仁五年三

月六日に發せられたものであつて、種々の條項から成り立つて居るが、(4)その要旨は御家人の所領を抵當に入れ流し、若くは賣買することを嚴禁し更に既往に溯つて質入賣買して御家人領となりしものの中、適法にして二十ケ年を經過せるものは取り返すことを得ざるも、然らざるものは無償にて舊所有者たる御家人に取戻させ、その所領が非御家人又は凡下に歸したものは、右の時效を認めず、すべて無償で取戻させることとした。金錢の貸借については、それに關する訴訟は向後一切受理せないこととした。之は御家人のみならず一般に適用される。但、質屋(庫倉)又は土倉から金を借りる爲めに質物を入れた者には此規定を適用せなかつた。要するに債務者偏重の規定であり、特に前者は御家人の利益のみを視たる亂暴な規定である。これがために經濟界の恐慌を來し、御家人に對する融通の機關が却て閉塞さるるやうになり、僅に一年ばかりで取消され

て仕舞つた。即ちその實施された間は僅か一年であつたけれども、一度かくの如き法律が出ると、今後また何時出るかもしれぬといふ懸念があり、財界に一種不安の念を與へた。このことは其後における賣買質入の證書を見ると、表面は讓狀とか寄附狀とかにして置き、同時に別に賣渡證文を認め、その賣渡狀の中には萬一德政が行はれても此土地については苦情をいはぬといふ所謂德政擔保の文言が書かれてゐるのを見ても明かである。かくて御家人の信望も幕府の財政もすべて窮地に陷るの外なく、幕府衰亡の期が迫つて居ることはいふ迄もない。

德政令の一ヶ條として一般人に對し貸借に關する訴訟を受理せぬ旨の規定があることは前述の通りであるが、これも貧富の懸隔から生ずる問題で、社會問題の一たるものであらう。然し飢饉のために救助米を貸付けたり（貞永元年十一月）放浪の身となつたものの身の處置をつけたり

することは寧ろ救貧政策であつて、上來述べ來りつつある社會問題とは少し範圍が違ふやうに考へられるから、此等のことはこゝには詳述せない。

(1) 「貞永式目」

(2) 「貞永式目新編追加」

(3) 三浦博士「法制史の研究」二一一頁以下、「國史上の社會問題」二五五頁以下

(4) 三浦博士「法制史の研究」七七〇頁に條文あり。

(5) 德政擔保の文言にも種々あるが、その一例を擧ぐれば、田地賣却の證文に「若し此地に於て不慮違亂及び賣買本主へ取り返す可きの由申す子細、出來の時は、本錢を返し奉る可き者也」と云へる如きそれである。即ち德政の場合には賣主は元金を辨償することを約したものである。猶詳細は三浦博士「法制史の研究」七八三頁、「古事類苑」政治部第四、八二六頁等を見よ。

二　足利時代の土一揆

南北朝時代から室町時代へかけて社會狀態は非常なる變調を來たした。かの「下剋上」なる言語は、よく當時の世態をあらはせるものである。室町幕府は創立のときから公武の對立があり、内訌があり、よくこれを統一する實力を有せなかつたものであるが、「王侯將相寧ぞ種あらんや」の諺の通りで、家柄は最早問題ではなく、實力のある處に權力が移らなければならぬ。上級者の無力によつて、下級者が上級者を凌がんとする精神は此時代に於て各方面にあらはれて來た。即ち將軍は台職に任りと雖、實權なく統御の力なく、其權力は全く管領に移つた。然るに管領の勢力も亦漸くその被官に移つたが、この關係は地方に於ても同樣でつあて、守護の實權は其守護代に移るやうになつた。當時本官のことを正

員といひ、其代理者を代官といつたが、當時は本官よりは代官が實際の權力を握つたもので、一言にしていへば代官の世の中であつて、後には代官の勢力が更にその代理者に移つた。この代官の又代官(代理者)のことを當時又代とか下代とかいつたものである。(1) 以上の關係は啻に政權上のことのみならず各方面にもあらはれ、本寺は末寺に、師家は弟子に、その勢力を奪はるる有樣であつて、特に有名なるは下層民が上層の者を凌ぎ、貧民が富豪を制せんとするものがそれである。

當時爭亂久しく打續きて上下共に生活の安定を保つこと能はざりしため、朝野擧つて生計の窮乏に陷り、道義地を拂ふの時代であつた。從て現錢の折紙(2)や訴訟に請託や秘計が行はれ、(3)將軍の母、富子は請託によつて暴富を積み、米相場に手を出し關所の通關稅を捲き上げた。當時の商人も時勢に順應して惡辣な手段で富を造つたものが少くはなかつた。例

へば永享三年七月に洛中の米商人が暴利を貪りしため、幕府は古米六升新米八升の割にて賣るべきことを命ずるに至つたが、彼等は其立札を立てた當日のみ、之を守り、翌日より米を賣らず、悉く商賣を止め、各地より運送し來る米をも途中に擁して京都へ入らしめなかつたといふことである。[4]『天下は破れば破れよ、世間は滅はゞ滅べよ。人はともあれ、我身さへ富貴ならば他より一段華美様に振舞んと成行けり』[5]とあるのは世情の一斑を示すものであらう。

一方にかく富を積めるものがあると同時に、他方には貧窮洗ふが如きものの多數にあつたことはいふ迄もない。この貧富の關係から絶えず壓迫を受け、不安の生活をつゞけてゐた下層民が、次第に上層階級のものに對して反抗心を懷き、その不平が暴發し一種の社會的運動となつたものが、即ち土一揆である。

土一揆とは土民一揆のことであつて、土民が德政令の發布を强要した場合が多いから、また德政一揆とも稱せられる。また土一揆は暴動者の馬借なる場合は馬借一揆といひ、足輕なる場合には足輕一揆とも稱へられる。文明十七年の土一揆に於ても、山城の馬借は京都に於ける德政令發布の目的を達したる後、奈良に向ひ、同地に於て猛烈なる馬借一揆を惹き起した。これ世間の不景氣のため馬借の運送すべき物貨に缺乏を來たし、彼等をして營業不能に陷らしめたから、疎暴なる彼等は遂に暴動を起すに至つたものである。(6) この外、宗敎上の一揆、卽ち一向一揆や法華一揆も亦土一揆と呼ばれたことがある。(7) が、これは異宗徒に對する攻擊であつて、通常は土一揆と區別されて居る。(8)

鎌倉時代の德政令は御家人たる武士階級の債務帳消の方法であつたけれども、室町時代に於ては、下層民たる土民が、同様の特權を自分等にも

均霑させて貰つて、その債務を帳消しにせんとして、德政令の發布を幕府に要求し、この要求を貫徹する手段として、多數を恃んで暴動したものである。その暴動の標的として破壞掠奪の對象となつたものは常に酒屋土倉等の富者階級であつた。

北條氏の頃から無盡錢といふ一種の金融機關があり、その無盡錢營業者が質物を預るための倉庫を有し、火災の難を避くるために土を以て塗つたから、之を土倉と言つたもので、後に酒屋が同じやうな營業を兼ね行つたため、酒屋土倉と並び稱せられたものであるが、(9)要するに兩者とも後世の質屋とも見るべきもので、簡便な金融機關であつた。一般人民には便利なものであつたから、幕府も相當保護を加へたことは、かの永仁の德政令に、質屋たる、この土倉を除外し、建武式目にも土倉保護のため特に一ケ條を設けてあるのを見てもわかる。當時幕府は其財政頗る困難なる

ものありしにもかゝはらず、驕奢甚しく、爲めに府庫常に窮乏を訴へ、屢ヽ京師に棟別錢を課し、諸國に段錢を徵せしのみならず、この土倉や酒屋に多額の倉役、即ち土倉營業稅を課し、又臨時の經費を要するときには、巨額の獻金を申し付くるを例とした。但、實際に於ては土倉や酒屋は、幕府の管領や政所執事等の被官入となり、主たる土倉の如きは、幕府の納錢方御倉として、直轄地の收入や金錢の收納を掌つて幅を利かしたものである。

然し重稅を課せらるれば勢ひ質物に對する利率は高まらざるを得ないのみならず、他方には暴利を貪る傾もあつたので貧窮なる公家武家や其他一般の土民等の土倉に就きて融通を受くるものは、非常なる不利益を感ずることとなり、負債典質は積り〳〵て返濟に窘み、酒家土倉に對する怨嗟不平の聲は市井に滿つるに至つた。當時一般社會の狀態は極めて不安であつて、何時迫害が來るかもしれぬ有樣であるから、彼等は朝野

の信仰厚かりし社寺を本所とし、自ら衛るの策に出でた。かの酒麹商が北野社神人として酒屋土倉を營み、土倉が延暦寺を本所とし、日吉の神人として威を振ひ、或は公卿の家人、武家の奉公人となつて其保護に浴した如き、それである。

質屋の類は弱い者相手の商賣のことゝて、彼等は高利を貪つたのみならず、随分傍若無人の振舞もやつたやうである。(1) 公卿でも武士でも彼等から苦い經驗を嘗めさゝれて居るが、土民は遂に堪え切れずに暴力を以て之に報ゆるに至つた。言ふ迄もなくそれが土一揆の暴動である。

(1) 三浦博士「國史上の社會問題」二八一頁

(2) 將軍の慶事凶事に當つて昵近の公家・武家・僧侶共から献上物をするのが例であるが、當時窮乏の折柄、兎に角、目録だけを差上げて形式上献上物のあつたことにしておく風が起つて來た。この目録はとりも直さず折紙である。處が幕府も窮乏の折柄であり、遂にこの折紙に託して献上物の

催促をなし、實際その目錄のものを取上げやうとした。そこで折紙だけでは効力がなく、現實の折紙、即ち現ナマでなければ訴訟でも何でも一切効果がないといふ世態となつたのである。尚「戰國時代史論」二五二頁參照のこと。

(3) 當時一般に讀まれた「庭訓往來」には、地方から京都へ出訴する手續な照會せるものに對する答書に、賄賂、請託、秘計(運動すること)等が必要であると述べてある。

(4) 「滿濟准后日記」永享三年七月八日の條

(5) 「應仁記」

(6) 三浦博士「日本史の研究」三一六頁

(7) 「蔭凉軒日錄」長享二年五月二十六日の條

(8) 一揆なる語の意義、一揆の種類變遷等に就ては拙稿「一揆の觀念」(經濟論叢第八卷一號所揭)參照

(9) 中村氏「日本文化史、南北朝時代」二六〇頁

(10) 三浦博士「國史上の社會問題」三〇一頁

(11) 三浦博士、同上、三〇三頁

土一揆の原因は改めていふ迄もなく富者の壓迫に對する貧者の反抗である。これが根本の原因なることは言ふ迄もない。然し當時一般の世態が下剋上の世の中であつたことが、土一揆の爆發を容易ならしめたことは否定することが出來ぬ。また租稅の誅求の甚しかつたことや、飢饉や流行病のために、土民が窮乏したことも一の原因であらう。土一揆の起る前には飢饉や流行病のあつたことが多く、それが或は單に一揆爆發の機會をなしたに過ぎぬこともあらうが、またそれがために窮迫狀態が一層甚しくなつて堪へ切れず、遂に暴擧を起したこともあらう。要するに種々なる事情から釀成されて、貧者が反抗の聲を擧げたものと考へざるを得ない。

一揆暴動は單に洛中洛外のみに止まらず、諸國にも傳播して、この時代の通弊となつたものであるが、その最初のものは正長元年足利義敎の代

初に、京都を始め奈良其他の地方に起つたもので、德政即ち貸借契約の破棄抵當物の取戻を強制したものである。「大乘院日記目錄」(1)には『日本開白以來、土民蜂起、是初也』と記し、亡國の基これに過ぐ可らずと驚愕してゐる。この後、土一揆は屢起り(2)、その性質や態樣は種々樣々であるけれども、要するに何千人何萬人といふ多勢が集まつて、有名な神社や寺院を占領し、德政令の發布を幕府に迫り、それが聽かれねば社殿や伽藍に火を附けて燒くべしと威嚇したものであり、また實際放火を敢てしたこともあつた。また酒屋土倉などへ押入り混雜に紛れて、資財を掠めたり、借用證文を破棄したりした。勿論盗賊や無賴の徒も加はつて居る。

　土倉は前述の如く幕府にとつては稅源であり、從つて土倉を壓迫することを好まず、土倉も幕府に贈賄して取鎭め方を依賴したこともあるが、多くの場合に於て幕府には土民を遏服せしむるの兵力なく、德政令を出

して結末をつけるのが常であつた。かうなると、前期に行はれた德政擔保の文言も最早何等の效力なきものとならざるを得ない。從つて土倉の質物を無償で取戻すことも公然出來るわけであるが、それを請出しに行く者が覆面をして居たり、[3]女を以て白晝受取るべしなどといふ規定[4]の出來たことなどは、人情の機微を穿つものとして面白い所である。

　土一揆は土民一揆のことである。然し土民階級のものだけが關係したわけではない。例へば嘉吉元年の土一揆が德政を土民のみに適用することを拒絕し『[5]公家武家人々切迫之條痛敷相存之間』[6]この一揆を起したものであるから、公卿武士にも之を適用すべきことを主張してその目的を達してゐる。公家や武士の階級も當時經濟的に窮迫せしことは前にも述べた通りであり、彼等が土一揆に內通し又は幇助し使嗾せる關係の存せしことも明かであらう。また當時寺社本所などは、土一揆によ

つて有利なる結果を齎すこととて、彼等は土一揆の事を記して『珍重事也』とか『可然事也』『自愛々々』などと評してゐる。從つて土一揆は土民階級の一揆といふよりは寧ろ貧民階級の富裕階級に對する反抗であると說かなければならぬ。

然るに一揆の性質が更に一變せる場合がある。例へば、永享元年には播磨・伊勢・丹波・攝津・伊賀各地方に土一揆が起り、伊勢では大神宮の社頭に血を流すに至つたが、播磨の土民は『國中に侍をあらしむべからず』とて守護赤松滿祐の兵と戰つて、之を破つて居る。(6) これは武士といふ特權階級を葬らんとするものであつて、社會組織を根柢より破壞せんとするものといはざるを得ぬ。これと相似て更に猛烈なるものは、かの山城の國一揆である。

文明十七年末から十八年始へかけてのことであるが、當時應仁亂の動

機たりし畠山政長と義就との抗爭、尙結んで解けず、兩畠山が山城國に對峙して互に新關を設け、交通を杜絕し、寺社本所領を占領し、山城國民は之れが爲めに苦んだが、十七年十二月十一日、十五六歲より六十歲に至る山城國民は集會を開いて、兩畠山軍隊の撤退、寺社本所領の還附、新關撤去の三項を議決し、自ら軍隊を組織して畠山に迫つた。畠山の武士軍隊は、この國民軍隊の勢に呑まれて撤退し、山城國內の警備は民兵自ら之に當り、十八年二月十三日更に第二回の國民議會を宇治平等院に召集して、國內の法律を制定し、稅額を決定し、寺社領に對しても納稅を命じ、總ての行政事務は、總國月行事の下に統べられて、意外に永く繼續したものの如くである。七年後の明應二年八月の「大乘院寺社雜事記」に據れば、その頃には山城國人等も、長享元年(文明十八年の翌年)に幕府が任命した伊勢貞宗の山城國守護職たることに、漸く同意したとのことである。既にこれよりも以

前に、彼等の間にも分裂が起り、當初の勢を失ひしも、兎に角その頃まで紛擾は續いてをつたものであらう。(7) 當時、他方に堺其他の自治的都市の發達し居りしことを合せ考ふれば、こゝまで進んだ土一揆の存したことも必ずしも不思議なことではなからう。が然し、かうなれば、問題は最早貧富の問題ではなくして、純然たる政治上の問題であり、一種の革命運動である。

土一揆の中には、烏合の衆が所在に蜂起して暴動せる如きものもあつたであらう。然し社寺に立籠り、地方より京都へ入るべき關門を塞いで京師の物資を絶たんとせし如き(嘉吉の土一揆)(8) 多少の秩序を具へて行動したものも少くなかつた。一揆の大將は多くは浪人の武士か、武士らしい浪人であり、その下には擧止の輕捷と奇襲の奏功とを以て得意とせる土民兵たる足輕があつて、相當の武力を示したものであつた。この足輕

の出現によつても時代の傾向は明かに看取し得らるる。

要するに土一揆は約一世紀半に亘れる貧民階級の一大運動である。下層民これを以て單純なる暴民の秩序破壞の暴行と見るは當らない。下層民が因襲的に自家の運命を諦めることが出來れば、問題は起らぬが、當時の下剋上の雰圍氣の中に生活し、而も自己の實力を自覺せる場合には、當然起らざるを得ざる反抗である。それが腕力として現はれしことも時勢の然らしむる處であらう。

(1) 「續々群書類從」第三、六四六頁

(2) 佐野氏「日本社會史序論」二九頁以下に土一揆の年代史があり、重なる事件三十四件を掲げてある。

(3) 三浦博士「日本史の研究」三一五頁

(4) 長祿元年德政制札案文(竹越氏「日本經濟史」第二卷二〇九頁所引)

(5) 「建內記」

(6)「薩戒記」

(7) 三浦博士、前掲「三四八頁以下「戰國時代の國民議會」參照

(8) 同上、三一一頁

第六章　集權的封建制度の社會

第一節　社會組織

一　集權的封建制度の成立

戰國時代に崩壞した社會は、信長、秀吉によつて組織立てられ統一されつゝ江戶時代に入る。武家時代の始め、知行の關係は頗る複雜であつたが、守護の權力が擴張さるゝに從つて、次第に簡單となり、戰國時代以後、兼併せられて大領主を生じ、やがて德川時代となつて、石高を以て所領をあらはすものとなつた。玆に於て細分されてをつた知行關係は、少數の大領土に統合されて、集權的の色彩極めて濃厚なるものとなつた。これ德川時代を以て、中央集權的封建制度の時代となす所以である。

然らば徳川氏は如何にして、中央集權的封建制度を現出するを得たものであるか。 慶長八年、家康征夷大將軍に任ぜられて、兵馬の全權を握るや、彼は將軍として諸侯に臨むのみならず、又一面に於ては、自己の直轄地に對する領主であつた。 而もその直領地即ち天領は、全國の四分の一に及び四十七箇國(日本全國六十八國)に散在し、政治上樞要なる土地、商工業の中心たる大都會等の如きは、何れもその掌中に收め、奉行代官等を派して、之を治めしめたものである。 爾餘の地は、皇室御領・寺社領地等を除くの外は、大名の領地であつて、領內の行政は概ね諸侯の自治に委ねたものであるが、此等大名領地の內には紀伊・尾張・水戶の御三家に屬するあり、幕府恩顧の臣たる譜代大名の領地と、將軍直接の家臣に非る外樣大名の領地とは、犬牙交錯して存在し、貞享元祿の頃、提封一萬石以上を有するもの總計二百四十家(御三家を含む)であつて、その中、十萬石以上のものは四十五、石高最も高き

加賀前田侯と雖、百二萬石餘に過ぎない。而も幕府は初期に於て四百萬石を有し幕末に及んでは八百萬石を占めて居た。徳川氏が諸侯に隔絶せる大勢力を有せし事は實に明かである。(一) 是れ恰も西洋に於て、國王が元首としての資格を有すると共に、王領を支配する領主としての資格を併有し、王領の廣狹如何は、その實力に影響する所甚だ大なりしと同樣の關係を示すものといふべきである。 徳川氏のこの莫大なる天領は、諸侯を壓するに十分であつたのみならず、幕府の初世、英明なる將軍輩出して、內に於ては參覲交代制度、大名領地の配置、婚姻政策、土木事業の御手傳等の政策によつて諸侯を制馭し、外に對しては鎖國的政策によつて、外部よりの刺戟攪亂を避けて、國內の平和を維持するに努めしことは、更に一層徳川氏の權勢を大にすると共に、諸侯をして益々萎縮せしめし所以であつて、これやがて中央集權的封建制度の完成せられ、徳川氏三百年の太平

を現出した所以である。

(1) 天正慶長の頃における全國の總石高は約千百萬石で、それが元祿の頃に至つて、二千六百萬石となり、天保の頃は三千萬石と稱せられる。又幕府の實力を現はす語として「幕府八百萬石」の語あるも、これは幕末のことであつて初期は四百萬石位であらう。諸大名の地を削り、又代々開拓の結果、四百萬石のものが八百萬石となつたものであつて、全國の石高と比すれば、徳川氏は大體に於て全國の四分の一を占むることとなる。(「大日本租稅志」「吹塵錄」、吉田博士「維新史八講」二七頁)尙、貞享元祿の頃、三十萬石以上の諸侯を擧ぐれば次の如くである。(單位萬石)(中村孝也氏「封建制度論」國家及國家學第四卷十二號、第五卷一號)

前田綱紀	金澤	一〇二・二七	島津綱貴	鹿兒島	七二・九〇
伊達綱村	仙臺	六二・〇〇	徳川綱誠	名古屋	六一・九〇
徳川光貞	和歌山	五五・五〇	細川綱利	熊本	五四・五〇
黑田充元	福岡	五二・〇〇	淺野綱長	廣島	四二・六〇
毛利吉就	萩	三六・九〇	藤堂高久	津	三六・三〇

鍋島光茂	佐賀	三五・七〇	徳川綱豐	府中	三五・〇〇
徳川光圀	水戸	三五・〇〇	井伊直興	彦根	三五・〇〇
池田綱清	鳥取	三二・〇〇	池田綱政	岡山	三一・〇〇

二　封建社會の特徴

鎌倉以後、日本の社會組織が、封建的となつたといふことは、單に武士の階級についてのみ、これをいふのではなく、一般社會の組織が、封建的となつて來たことを指すものである。例へば主從の關係は武士社會に存すると同じく、商人仲間に於ても存在する。奉公といふことは、單に役人が御上に仕へ、武士が其主君に奉ずるといふばかりでなく、平民の場合に於ても、召使は主人に奉公し、主人に對して、やはり臣從關係に立つ樣になつて來た。[1] また上述の如く鎌倉室町の時代には、職業的の階級が漸く發生し、社會的に地歩を占むるに至つたものであるが、彼等は同業相團結して

專業の形をなし、座外のものの之を侵すことを許さなかつた。かくの如く主從の關係があり、階級の別が認められ、すべてのものを其位置に固定せしめ、特權を重んずることは、これ封建社會の特徴であつて、此等のことは、封建制度が社會の安固を要求する所以なることを考へれば、當然の歸結といはなければなるまい。

德川時代は集權的封建制度の時代であつて、史家は之を以て封建國家の完成せられた時代として居る。從つて封建社會の特徴たる階級制度の確立や、主從關係の嚴存することは、此時代に於て特に著しきものがある。この封建的の特徴は種々の方面に亘てあらはれて居る。例へば政治上に於ては祖法墨守や新儀停止が標語であつて、物を變へることを嫌ひ、祖先の定めておいたことは、何事も祖法なればとの理由の下に、中々變更せない。從來の仕來りを重んじて、新儀といへば善い事でも躊躇して

容易に採用せぬ。職制の上にも大目付とか目付とかの監察官があつてお互に監察し合つて惡いことの出來ぬ樣に仕組まれてをる。これが卽ち目付政治である。[3] その上、禮法や格式で縛り上げて、手も足も出ぬやうにして仕舞ふ。言論の自由は勿論認められて居らず、當路者に內々意見を上るのは別として、處士の橫議は當時甚だ忌まれたものであつた。[4]

更に各種の職業には、何れも株仲間の制度があつて、仲間以外のものが新に同業を營むことを許さず、徒弟から職人に成り上つて後、宿這入をし、仲間中に挨拶して、始めて同業者となることが出來る。漢學·和歌·俳諧等の學問や、弓馬·劍槍の武藝はもとより、茶湯·生花の遊藝の末に至るまで、從來の形式を守つて改めず、中免し·奥免し·免許皆傳·秘事口傳などの制規があつて、儀禮形式のみに拘泥して居る。學にしても藝にしても一たび其門に入れば、其流派の外に出づることは異端邪說として排斥される。[5] 此

等は即ち封建社會の特徴である。かくの如き特徴を有する社會が、沈滯保守の社會であつたことは、毫も怪しむに足らぬ所であらう。

(1) 內田博士「國史總論及日本近世史」一三六頁
(2) 內田博士「近世の日本」六二頁
(3) 吉田博士「維新史八講」一八頁
(4) 拙著「經濟史研究」四一頁
(5) 齋藤隆三氏「近世世相史」七五七頁

三　德川時代封建の得失

德川時代に於ける封建政治の得失如何に就いては、從來多少の議論がある。論者[1]或は德川氏が、封建維持の爲めに努力したる總ての政策は、概ね商工の利害に反し、經濟上の發達を阻害したるものにあらざるはなし」とし、交通の阻害、參覲交代に伴ふ弊害を說き、或は德川氏のそれの如く、純

乎たる武斷主義を基礎とする、封建制度の下にありては、唯だ武士階級の存在のみを認めて、平民社會を蔑如し、殊に商工の如きは、殆んど無用の長物として取扱はれ、素露盤を手にし、金錢上の事を談ずれば廉耻を重んずる士風に害ありとして、痛く之を排斥するが如き有樣なりしかば、當時一般の風潮が經濟上の利害に矛盾しつゝあつたことは、勿論疑を容るゝ餘地なかりしも、搗て加へて、德川氏が封建維持の爲めに勵行したる政策は、徹頭徹尾この惡風潮を增長して、社會の基礎を腐敗せしめたるものと云はざる可らず』と說き、以て當時の封建制度が我國經濟上、社會上の進步を、甚しく阻害したる有害なる制度として論ぜられてゐるが、私の見る所ではは必ずしも然うではない。勿論種々の制度には利益あると共に、弊害の伴ふは免れざる所であるから、封建制度にも弊害の存する事は勿論であるけれども、而も論者の如く暗黑面のみに捉はれて、その光明面を逸する

は私の採らざる所である。例へば交通の阻害、參覲交代制度の弊害、商工業の沈衰についても、却て反對の事實もある。かの參覲交代制度によつて交通は寧ろ大に發達し、文化は普及し、消費の向上を來し、諸侯財政上の窮乏は、却て國產獎勵となり、新田の開發となつた。殊に幕府の政策は必ずしも武斷主義のみではない。經濟上の發達に留意したることも頗る多く、商工業次第に發達し、後には社會の一大勢力となりしことは否認する能はざる所である。假りにこれ等枝葉の問題は姑く措くとするも、封建制度は、動亂の後を享けて、社會の基礎を安固ならしめんとする、自然の必要に基いて發生せるものであつて、社會發達の或る時期に於ては、經過せざる可らざる階段である。而も德川氏が封建維持に努めたるが爲め殆んど二百五十年に亘つて、毫も紊れざる平和の狀態を維持することを得、國民をして安んじてその生を送り、產業に從事するを得せしめ、且この

平和の時代に於て、充分なる準備を整へ、潜勢力を養ひ得たればこそ、我々は明治維新に於て、西洋文明を享受し、最近五十年間に於ける長足の進歩をなすを得たものではない乎。若し徳川時代の封建制度なく、戰國時代に次ぐに、尙割據動亂の世を以てしたりさせんか、國內の統一未だ成らず、十分なる準備を整へざる中に、早くも外部の關係錯綜し來つて、單に經濟上社會上のみならず、政治上に於ても、我國は如何なる運命に逢着し居たりしか、容易に斷ず可らざるものがある。かく考ふれば、徳川時代の封建制度が、有害無益のものとは斷ずることは出來ぬ。

(1) 瀧本博士「日本經濟史」二一七—三〇頁

第二節　社會階級

一　概說

前にも述べた如く、戰國時代における混沌たる社會狀態は、信長や秀吉によつて統一の運に向つたのであるが、秀吉は先づ高野山の法制を定めて僧侶から武器を奪ひ、更に全國の刀狩をやり、檢地を行ひ、侍・百姓・町人の階級を嚴重に區別し、游民を取締り、以て階級社會を再現せしめたものであるが、この遺緒を承けて社會階級制度を確立したものは德川時代である。

德川時代の社會階級をあらはす語として、從來一般に士農工商の詞が用ゐられて居る。士は武士の階級を指し、農は百姓の階級、工は工匠、商は

商人で、この工商の兩者は所謂町人の階級に屬する。而して士農工商を合して、四民と稱したものである。太宰春臺は經濟錄に於て「士農工商を四民といへば、士も民也。然ども農は五穀を作り、工は器物を作り、商は有無を通ず。此三つは其業を食む者也。士は國に仕へて、君の祿を食む者也。さる故に士を除て、農工商賈を四民とすることあり。商は行て物を賣る。賈は家に居て物を賣る、皆あき人也」と說き農・工・商・賈の四者を以て、四民として居るが、これは一般に行はれた考ではない。四民といへば、士・農・工・商の四者を指すのが通常である。

さて、この士農工商の四字は、如何なる意味を有するものであるか、これには次の如き二種の異つた觀察があつたやうである。即ちその一は、これを以て四民の社會上の地位順序を示すものとする說であつて、例へば『本を重じ、末を抑るといふこと、是古聖人の法也。本とは農也、末とは工商

也』[2]武家と百姓とは田地より外の渡世は無く、常住の者なれば、只武家と百姓の常住に宜しき樣にするを治の根本とすべし、商人は不定なる渡世をする者故、善惡右に云が如し、然れば商人の潰るゝことをば、曾て構間敷也。是又治道の大制の心得也と可知』[3]とか、又は『農を本業といひ、工商賈を末業といふ』[4]『農を勸め商を退くべし………夫百姓は國の本也………工商はなくても濟むべし』[5]の類がそれであつて、武家が政柄を執りし當時に於て、自ら高く社會の最上位に立ち、又農業經濟時代たりし當時に於て、耕耘に從事し、國民の食糧、幕府諸藩の財政上の根源たるべき米穀を供給する農民が、武士に亞いで重要なる地位を占め、工民は技巧に從ふの民であり、軍器の製造などから考へて、多少重きを置かれ、商人よりは上位に立つたものである。商人に至つては不生産的な錙銖の利を爭ふものであつて、貨殖のことは口にするだに恥ずべきものとせられし當時に於て

は、最も卑しむべく、最も排斥すべきものとして、四民の最下位に列せられたものである。

他の説は四民共存の説である。例へば、主君武士を養ふことは農工商を警固し惡人をおさへ、不能を進めんが爲なり、有司をおく事は、農工商を以て、其道を竭しめ、萬民の患を救が爲なり。……農人は天地生植の財を主ごる。田畠を開て八穀を布、桑麻を植、山に入て薪をとり、野に趣ては萱をかり、總て山野河海の食物を取つて、天下の衣食に勞す。工人は天地器用の材を掌る。金鐵大木の類に接り、其材を用、農具を出し、兵仗を作り、衣服を織り、室宅をいとなみ、總じて萬の器を作り、天下の用に勞す。商人は天地の偏倚をたすけ、有を省て無を補ふ、餘り有を取て不足に與へ、總じて天下の財を通して、天下に其化育を蒙らしむ。…………人々相見ること一家の如く、人に勞することを好み、人を勞する事を悲み、天地の道を助

け、天地の化をほどこし、我辛勤を顧ざるものなり。是を以て、農工商の人ともに相思ひ、ともに相勞し、ともに相やしなはれて、其成功に恃る人なし」(6)といへるが如きは、四民の中、その一を以て本とし、他を末とするものではなく、士農工商の四者、何れも國家樞要の職を盡すものとして、その共存繁榮の理を說明したものである。

然しながら士農工商の言葉に對して、從來世人の懷いてをる考は、かくの如き四民平等說ではなくして、第一說の如き階級的差別觀である。即ち、士を第一とし農はこれに亞ぎて重要なるものとし、工商はその末位に在るものなりと考ふるのが、普通一般の思想であらう。

然しながら當時の社會階級は、士農工商即ち武士階級と農民階級と町人階級とを以て、全部を盡せるものではない。この外に尚二三の階級を認めなければならぬ。先づ考ふべきは公家の階級である。いふまでも

なく彼等は、政治上に於ては何等の實力を有せざりしも、尚皇室を圍繞せる貴族の階級として、儀式典禮や學問文學等の方面に於て、相當の勢力を有せしものといはねばならぬ。

武士と百姓町人との間に介在するものとして、神官・僧侶の階級があり、學者の階級がある。前者は社寺領を有し、ある程度まで、寺社領内の自治を許されて居つた特別の階級である。後者については、徳川時代の文化が一般に儒教的の文化であり、幕府に於ても、武士にしても、町人にしても、一般に學問を尊重したものであつて、多くの學者が輩出して當時の文化を指導したことから考ふるも、學者なるものが、當時社會上一種特別なる地位を占めてをつたことは明かである。

社會階級の最下位に位するものとして、穢多非人の階級がある。[8] 穢多は長吏小頭に屬し、非人は非人頭に屬するが、兩者共に穢多頭たる彈左衞

門の支配を受けたものである。身分上からいへば、穢多は先天的に賤民たるものであるが、非人は必ずしもそうではない。往々にして良民から此階級に下つたものもある。職業上からいへば、前者は常に竹皮の笠、草履同裏附、燈心破魔弓箭等の製作を業とし、幕府の保護を受けて其專賣を許されたものであるが、後者は物貰渡世をなしたに過ぎぬ。良民は彼等と交らず、通婚せざりしことはいふ迄もない。

之を要するに德川時代には公家・武家・僧侶・神官・學者・農民・町人及び賤民等の幾多の階級が存在し、一階級より他の階級に移ることは、極めて困難であつて階級制度は嚴に維持せられたものであつた。以下項を改めて四民の各階級につき詳述したいと思ふ。

(1) 「日本經濟叢書」卷 六、一〇六頁
(2) 荻生徂徠「政談」日本經濟叢書卷 三、三六〇頁

(3) 同上、四二八頁
(4) 太宰春臺「經濟錄」日本經濟叢書卷六、一〇六頁
(5) 山片蟠桃「夢の代」日本經濟叢書、卷二五、三〇一頁
(6) 室鳩巣「不亡鈔」日本經濟叢書、卷三、五三―六九頁
(7) 內田博士「國史總論及日本近世史」三六五頁以下
(8) 三浦博士「法制史の研究」三六八頁以下

三　武士階級

階級制度は、武士階級の內部に於ても、嚴重に立てられたものであつた。將軍の下には大名があり、幕府に直屬する所謂御直參には、旗本及び御家人の二種があつた。一萬石以下目見以上が旗本で、目見以下は御家人であるが、御目見以上は老中へ禮廻りに參るのに、大門から入つて玄關に至れば、取次が玄關を下りて挨拶するが、御目見以下は大門の脇の潛り戶か

ら入り、自ら玄關に上つて挨拶せねばならぬ。途中で御三家の行列に遭つても、御目見以上は態々背向きになつて知らぬ顔して居れるが、御目見以下では、行列の槍を見ると、其儘蹲り、若し御駕籠の戸が開いて居れば拜伏せねばならぬ。旗本御家人の何れにしても、譜代と御抱との間にも大なる差異があつた。」以上の外に陪臣もあり、浪人もある。兎に角、階級内に於ても、極端に差別的待遇が行はれたものであるが、侍階級全體としても、百姓町人とは全然異つた地位を占めたもので、武家の家來たる足輕中間に對しても、輕き町人百姓の身として、侮辱を加へたならば、切捨御免といふ一ケ條が刑法に設けられて居た程、彼等は社會の中心たり、儀表たるべきものと考へられ、百姓や町人は此侍を養ふために、纔かにその生存を許され居る如きものであつた。

武士はかくの如く社會の儀表たるべきものである。文武を勵み、廉恥

節操を貴び、儉約を守つて、一朝有事の日には君の馬前に討死の覺悟を有すべき筈のものであつた。然し元祿時代や大御所時代（文化文政）の華美の世になると、身分不相應な奢侈風流に浮身を窶し、生活難の結果は、賄賂を貪つたり、利慾のために惣領除をして、持參金付の養子を迎へたりするやうになつた。切捨御免の特權はあり乍ら、切捨てる勇氣は最早なくなつて居つた。文久三年には、若し切り損じて町人より殺害されても、士道に外れたことさへなければ、其家名を斷絶せしめずに跡を立てゝやるから、見苦しい振舞をせぬやう注意されてゐるなどは、武士の面目果して何處に在るか。[3]

當時の幕府も諸侯も財政窮乏に弱り果てゝをつた。彼等は新田の開發や、米穀の增產によつて、歳入を增加する方法も採用したけれども、それ位では追付くことは出來なかつた。或は貨幣を改鑄しその出目を利用

し、或は町人に御用金を命じ、又は經費節減や節儉令を布き、以て纔かに之を彌縫せしものであるが、諸侯と雖、また租稅誅求や、商人の融通によつてその急場を逃れたものであつた。國本論に曰く「民の患ふる事多しといへども、前年の租を出すを最も甚しとす。姦猾の有司、民の長を召て曰く、今年何等の經費、幾何、朝掌の費、貢献の費幾何、財用すでに盡く。いま來年の租を出すべしと、民皆頓首して退き、涕泣して漸く來年の租を出す。初め約するに、其出す所の租は、秋冬に至りて上より償はんとす、約堅くして其の言ついにしるしなく、民竊になげくといへども、是を訴ふれば楚撻背に至り、桎梏手足に來らんことを恐れて、聲を呑て涕泣す、來年に至りて、有司、民の長をよびて又來年の租を出さしむ。…………一二年にして、既に五六年の租を出すに至る」[4]と。然れども諸侯の領民に課する貢租にはもとより限りがある。遂に江戸大阪等の富商に屈して借財をなし、一時

の用に充つるの風を生じた。經濟錄に曰く「今の世の諸侯は、大も小も、皆首をたれて町人に無心をいひ、江戶京都大阪其外處々の富商を憑で、其續け計にて世を渡る。邑入をば悉く其方に振向け置て、收納の時節には、子錢家より倉を封ずる類也。子錢家とは金銀を借す者を云ふ。邑入にて償ひても猶足らず、常に債を責られて、其罪を謝するに安き心もなく、子錢家を見ては、鬼神を畏るゝ如く、主を忘れて町人に俯伏し、或は重代の寶器を典當して時の急を免がれ、家人をば飢して子錢家をば珍膳にて饗し、或は子錢家とて故もなき商賈の輩に、祿俸を與へて家臣の列に入れ……凡廉恥を忘れて不仁不義を行ふ人、比々として皆是也。諸侯すら然也、況や薄祿の士大夫をや」[5] 云々と。又諸侯の中には一年の國產販賣によりてその債務を完濟することが出來ず、翌年の物成を擔保として、融通をなせるものもある。[6] かくて諸藩の勘定奉行其他財政に關與する者の主務

は、債主たる商民に對する折衝應對に存し、舊債の整理新債の借入等に力を盡し、或は手段を弄して、借財の返濟を免れんとするに至る。即ち曰く「今時は新規の役人出で、主人のおためと號し、借財相對せし前後のものを退け、其身出世之種に、いろいろ惡政を企、民百姓を痛め、興利之臣出るより事起る。銀主は貸し金の利德をとりて、年分妻子を養ふ事なるに、元利返濟なき故、近年市中銀主困窮に及び、潰れ申家々數多有、依之其屋敷え返濟之儀申立愁訴すれ共、其役人、何も此方はしらぬ、皆前之ものの取斗致せし事にて、畢竟町人共の出銀せしが不調法といふものなどいふて取あへず、其不仁の輩間々有り」かくて「銀主をたをし、借り口もふさがれば、名目銀を借りあつめ、領內の町人百姓に、しばしば用金を申し付け、甚しきは領分融通のものへ名字、帶刀、乘馬、紋服などを許し、格式をひさぐやうに相成り、武家の威光途には地に落ちはて、其終りは領內の民と君主との難儀に

なりゆくものなり』(9)。更に他の一方にては、窮乏の極、家臣に對して本高の封祿を給せず、御借上と稱して、其實永久に知行扶持を削減したるもの少からず、東潜夫論に「諸侯の國大小異なれども、大抵貢賦の半を以て公用に給し、半を以て臣下を祿す。慶元の頃は、是にて事足りしなり。近來の諸侯は、多く臣下に半祿又は三分の二を與ふ』(10) といひ破れ家のつゞくり話に『武家は大名小名にかぎらず、世上一般の不如意より政事までも破れ、殊に陪臣などは、三割減、或は半減、甚だしきは其餘にも減知せられ誠に憐れなるありさまなり』(11) といへる如き、其一例である。當時諸侯の窮乏は、實にかくの如く甚しかりしものである。是れ地位のみ高くして、實力なき侍階級の、現實暴露の悲哀である。

(1) 三浦博士「國史上の社會問題」三二三頁以下

(2) 「御定書」第七十一條

(3) 三浦博士、前揭、三二八頁、三五三頁
(4) 「樂翁公遺書」上卷
(5) 太宰春臺「經濟錄」日本經濟叢書第六卷一二八頁
(6) 「草間伊助筆記」大阪市史第五卷九二五頁
(7) 新宮涼庭「破れ家のつゞくり話」日本經濟叢書第二十一卷五五頁
(8) 「草間伊助筆記」前揭八六五頁
(9) 新宮涼庭、前揭五七頁
(10) 帆足萬里「東潜夫論」日本經濟叢書、第二十六卷、四三六頁
(11) 新宮涼庭、前揭、六三頁

三　農民階級

我國に於ては、農業は昔から行はれて、重要なる產業とされたものであるが、德川時代に於ては、種々なる理由から、特に重要視されたものであつた。その主なる理由は、

(一) 我國は古來農業を以て、國を立て、人民多數の職業が、農業に在つたことは勿論であつて德川時代に入つては、商業工業も次第に發達したことではあるが、尙、農業は國民の產業中、最も主要なるものであつたことは疑なき所である。卽ち、農は立國の基として、重要なるものであつた。

(二) 德川時代に於ては、米を貴ぶの思想は殊に甚しきものがあつた。「米穀は人の命にかゝはり候物にて、無此上大切なるものに候」とか、「金銀は、いか程澤山にても、金を喰ては一日も送らるゝ物にては無御座候」とか「穀は民の食物也。食は民の天也」などといふの類は枚擧に遑なき程であつて、貴穀賤金の思想は、當時一般の思潮であつた。かくの如く、人民一般の生命を維持する主要なる食料、卽ち米の產出を掌る農業が、一般に重要視されたのは、當然のことゝいふべきであらう。

(三) 米は、國民生活上重要なるのみならず、當時に於ては、國家の經濟が

すべて米穀で以て切り盛りせられ、石高で所領の大さを示し、大名旗本一般武士に至るまで、主として米穀で以て、その俸祿を受けたのみならず、國民多數の所得はこれによつていひあらはされ、又ある程度まで貨幣の作用をなしたものであつて、當時は決して純然たる貨幣經濟の世の中ではなく『米遣ひの經濟の時代』といつても決して差支なき狀態であつた。卽ち米穀は、幕府諸藩の財政上の根源であつたのみならず、國民經濟一般の狀態も、亦これによつて推察さるゝの有樣であつた。從てこの米穀を生產する農業は、頗る重、大なるものと考へられたのは、故なきことではない。

(四) 更に對外關係から見れば、德川時代は殆んど鎖國の時代であつて、現今の如く自由に外國と交易するの途開かれず、爲めに國內の人口は、國內の米穀を以て養はざる可らず、從て米穀生產額の多少は、直ちに國民生

活の安危に至大の關係を及ぼした。是れ農業が大に重んぜらるゝに至つた理由の一つである。

（五）前述の如く米は幕府諸藩の財政の根源であるが、時代の推移に伴ひ、諸種の事情から、幕府も、各藩も、財政の困難に陥るに至つた。尤これが救濟策として、或は經費の節約とか、又は貨幣改鑄による出目を利用するの方法も採られ、其外各地各藩に於て、所謂國產奬勵の手段に出でたものであるが、一般に農業の開發、米穀の增產による歳入の增加といふことも盛んに行はれた所のものであつた。されば農業の重要は、幕府諸藩の財政の根源といふ一般的原因より一轉して、財政窮乏を救ふものとして、更にその重要を加ふるに至つた次第である。

要するに當時に於ける重農の原因としては、以上五者を數へ得ると考ふるが、その中、始めの三者が最も根本的のものであつて、對外關係及び財

政困難の二者は、何れも第二次的のものであり、又前三者に比すれば、後に至つて生じた處の原因である。而してこの農業の重視に伴つて、幕府諸藩の勸農政策が起り、又これと相伴つて、德川時代における農業の大なる發達を見るに至つたことは論ずる迄もない所である。

前述の如く、德川時代には農業は著しく進步し、又最も重要なる產業たりしものであるが、然らば當時農民の生活狀態は如何なりしやといふに、それは意外にも彼等は一擧手一投足に拘束を受け、些細なる點に至るまで制限を加へられ、たゞ租稅を輸す爲のみに存在せるが如き、慘じめな生活をなしたものである。卽ち幕府は、農民に對して奢侈を禁じ、粗食を强ひ、衣服は木綿ものに限り、不似合なる家宅を作ることを禁じ、嫁とりなどに乘物を無用とし、荷鞍に毛氈を掛けて乘用す可らざることを命じ、會々凶歲にあへば、酒造はもとより、饂飩·麥麵·蕎麥切·饅頭·豆腐等に至るまで、總て

五穀の費として、製造若くは小賣することを禁じ、米食は勿論平素でも奢侈として禁せられたものであつた。加之娯樂遊戲に至るまで制限を加へ、在方における芝居・相撲・歌舞伎・淨瑠璃其の他の遊藝の興行を禁じ、藝人及び興行人の出入滯在を許さなかつたものである。かの有名な慶安の御觸書(2)には、衣食住等に對する制限の外に「みめかたちよき女房成共、夫の事をおろかに存、大茶をのみ、物まいり、遊山、すきする女房を離別すべし」として家庭生活の内に迄、其干渉の手を伸ばしてゐる。されば當時農民の狀態は、校合雜記に家康の談話として引用せる「難儀にならぬほどにして、氣ままをさせぬが、百姓共への慈悲なり」(3)といへる一句によりて、之を察すべく、本多正信の「百姓を治るの法は、一年入用の食料だけを殘して、其の餘は年貢に取り、彼等の手許には、財の餘らぬ様に、且つ不足なき様に治むべし」(4)といへる主義が實行せられたものであつて、胡麻の油と百

姓は、絞れば絞るほど出るものなり(5)」として誅求を是れ事とし、農民は纔に飢餓を免るるだけの、生活をなしたるに過ぎざるものである。

されば農民の中には耕作を廢して都に上り、商人となり、或は日傭夫となり、以て都會的生活をなせしものも、少くはなかつた。それがために農村の疲弊を來たした。このことは當時の論壇を賑はせし、一の題目であつた。例へば「總て百姓の奢盛成より、農業を厭ひ、商人と成こと、近來盛にて、田舍殊の外衰微す(6)」とか『農民も出替りの奉公人に來りて、直に留りて日雇を取、棒手を振り、直に御城下の民となる者、日を追ひ年を追て夥しく、今已に廣さ五里に餘り、屋家の稠密いふばかりなし(7)』と說き、又或は『當時諸國の民の耕作を嫌ひ、米の食を悅び、百姓を棄て、商人に成故、衰微したる村々多きこと、度々承ること也(8)』といひ、又『近來何れの國の人民も、百姓家にそだちたる輩ら、町人の榮華をうらやんで、やゝもすれば商人

になるもの多し。百姓減じて商人ふへるは、日本國中の損失にて、自國ばかりの損失にあらざるなり』(9)といへるが如き、是れである。

農民は、當時の國民中の最大多數を占むるものであつたが、其實際の生活は、かくの如く、搾取され壓制されたものであつた。

(1) 拙著「經濟史研究」一三一―二頁
(2) 「德川禁令考」第五帙二四二頁以下
(3) 「德川實記」第一編三五四頁
(4) 本多正信「本佐錄」日本經濟叢書第一卷、一九頁
(5) 本多利明「西域物語」日本經濟叢書第十二卷一八四頁
(6) 荻生徂徠「政談」日本經濟叢書第三卷、四四四頁
(7) 荻生徂徠「太平策」日本經濟叢書第三卷、五五五頁
(8) 「政談」前掲、三五九頁
(9) 新宮涼庭「破れ家のつゞくり話」九〇頁

四　町人階級

幕府の觀る所では、町人は武士の如き、祖先の勳功も、彼等自身の手柄もなく、又百姓の如く、四時不斷の艱苦を嘗めて、國家國民の爲に、必要品を作り出すものでもなく、只管、算盤玉を彈いて安逸に耽りながら、錙銖の利を爭ひ、動もすれば、高價品や珍奇なものを賣付け、奢侈を增長せしむる無用の者として考へてをつた。それにもかゝはらず彼等はその營業を許されて居るのであるから、この有り難き御國恩に酬ゆるのが當然である。從つて彼等からは、冥加とか運上とか稱するものを上らしめて、町人から租稅を取り立てるといふやうなことは、別に深くも考へてゐなかつた。

幕府は農民に對すると同じく、町人に對しても、日常生活に隨分干涉を加へたものであつた。(1) 櫛笄から草履・下駄・日傘に至るまで、一定の制限を

設け、絹布の着用を禁じ、商品にも種々の制限を付け、時好に投ぜんとする新奇のものや、華美高價品はもとより、野菜類でも季節以前に賣り出すことを禁じ、大火暴風雨等の後に、物價や勞賃を上げることを禁じ、又、大豆の相場が下つたにも拘らず豆腐の市價を改めざるは何故であるかといふ調子で、物價にも干渉し、米價の調節[2]などで、種々の手段を弄したものであつた。

商人は、かくの如く、種々なる干渉制限を受けたとはいふものの、農民に對する制限干渉とは、その程度に於てその性質に於て、決して同日の談ではなかつた。それは農民に對する慶安の御觸書と、同年に出てた町人に對する町觸[3]とを比較するも明かである。例へば町人に對する分では、衣類は、『町人召仕絹布着し申間敷事』とか『蒔繪之家具拵申間敷事』作事に金銀之箔付間敷事』『三階仕間敷事』とかの類であつて、農民のやう

に、『百姓は分別もなく、末の考もなきものに候故』云々とか、朝起きをせよ、酒や茶を買て飮んではならぬ、たば粉を喫んではならぬ、雜穀を食へ、茶飮み女房を離別せよなどと、人間を人間とも思はぬやうな規定は、一つもない。たゞ風俗の頽廢を防がんがために、奢侈に走ることを戒めて居るばかりである。町人からは稅は取らぬ、國恩奉謝の冥加を上らしめるといふ態度、卽ち名分の上に於ては、私利を營む卑きものとして、百姓以下のものとされて居るけれども、實際に於ては、その生活の程度や實力は、之を認めざるを得なかつたものである。されば町人は一方に於ては株仲間を設けて同業者の團結を計り、營業を獨占することも、或程度の自治を行ふことも許されたのであつた。勿論かくの如き團體の存在は幕府が彼等に下すべき命令の傳達や、其他一般の取締につき、便利であるのみならず、元來商人に對して種々の制限を加へし目的は、國民生活の簡易質實を

期するにあつたから、それに抵觸せざる限りに於て、彼等の商慣習を尊重することとして、これを認めたものであるとの解釋も、一應尤な次第ではあるが、私は商工業者の株仲間の成立に就ては、その商慣習を認めるとか、又は取締上の便宜とかいふ問題が根本問題となるのではなくして、始から農民と商人とは同じやうに取扱はれて居ないこと、卽ちその根本的の立場の相違から起つたものであらうと思ふ。彼等の商慣習を尊重するといふことと、それ自身が、既に彼等の實力を認めて居るからのことであつて、若し實力もなく、而も幕府の觀察せし如く、商人が眞に無用のものとすれば、何故に彼等の商慣習を認むる必要があるか、解釋に苦しむ次第である。株仲間を認めたことと、商人に對する種々の制限とは、一寸考ふれば矛盾せるものの如くに見えるが、表面上は兎に角、實際に於ては、上述の如く、商人の實力が認められてをつた次第であるから、右の二者は決して矛

盾せるものではなく、根本の原由は極めて明白であると思ふ。

商人の社會上の地位は、表面上は以上述ぶる所の如きものであつた。德川時代は米遣ひの經濟の時代であり、又貨幣經濟の次第に發達し來りし時代である。かゝる世の中に於ては算盤玉をうまくはじくものは卽ち富を集め、やがて實力を有するに至るものである、況や泰平の續くと共に、弓は袋に納められ、長押の槍は徒らに塵の堆きに任せ、戰爭は昔物語となつて、世は贅澤に流れ、奢侈を追ふ有樣であり、武力は當世に用なく、金力が之れに代るの時代となつた。元祿の頃に至つては、彼等の中に極めて豪奢なる生活をなすものがあらはれて來た。江戶では紀ノ國屋文左衞門、奈良屋茂左衞門が巨萬の富を重ねて豪奢榮耀を極め、且暮花街に放浪して一擲千金を惜まず豪興一世を驚かしたことは、世に傳へて今も人の稱する所、京都の中村內藏助、難波屋十右衞門、大阪の淀屋辰五郎が居住の

美、衣服飲食の奢りに、一代の精を聚めて世を驚かしたのも、亦元祿豪華の時代に於ける、町人の豪奢を代表せるものであらう。(5)

「元正間記」に淀屋の驕奢を述べて曰く『自分屋舗前に橋を掛けて淀屋橋と名を付け、四拾八戸まへのいろは藏、あらゆる寶を買ひあつめ、長者號を受く。淀屋は家名、本名は岡本也、其子三郎右衛門老年に及び隱居して古安といへり。彼の古安が代に、をごりやしきを四方に構へ、家作の美しき事は、たとふべきやうもなし、大書院・小書院惣體金張付・金ぶすま・桂田記短記能がさいしきの四季の草繪也、にはには泉水立はし、唐大和の樹木を植ゑ夏座敷と號して、ビイドロの障子を立て、天上緣も同じビイドロにて張りつめ、清水をたゝへ、金魚を放し、天帝天下の御深所でも是れにはいかでまさるべき、右之外數寄屋のかまへ、金銀を延べたるごとく、大座敷には欄間に四季の草花を彫らせ、雨えん高欄は朱ぬりに在立て、大名高家の連

中方もいかでおよぶべき。表の廻り、手代座敷、料理間、臺所大きなる事言語たえ、夫々役人を定めて家内は常に市を立つ、是れによつて西三十三箇所の國の大名衆之御用を承はり、西國九州の諸大名淀屋金しやく用無きは一人もなしといへり。金銀の威勢には諸大名より御附屆け、家老用人のれきれきにも手をつかせ、高位大祿の御方々共ひざを組みて居る事有り[6]』云々。

世の泰平となり生活向上し、奢侈の行はるゝに伴ひ、窮乏を訴へつゝあつた武士階級は、何れも財政の困難に陷り誅求を事とし、町人に頭を垂れて、その融通に依賴して、漸く難關を切り拔けつゝあつたことは、既に述べた所の如くである。町人嚢には「いにしへは、百姓より町人は下座なりといへども、いつの頃よりか、天下金銀づかひとなりて、天下の金銀財寶、みな町人の方に主とれる事にて、貴人の御前へも召出さるゝ事もあればい

つとなく其品百姓の上にあるに似たり」(7)といつてゐるが、町人の力は百姓を凌ぐ位のことではなく、既に早く武士の階級をも凌げるものである。たゞ階級制度の嚴立せる世なるがため、此力も政治上に用ふる能はず、名實ともに權力階級に立つを得ざりしと雖、その實力に於ては武士を壓し、國內の金權を握り、社會の一大勢力たる地位を占めしものであつた。蒲生君平が『大阪の富豪一たび怒れば、天下の諸侯皆慄へ上る』といへるは、蓋當時の町人の力を示して遺憾なきものである。

有力なる町人の集れる所は、大都市殊に大阪・江戸等であつた。然し江戸は、武家政治の中心地であるから、武士の權力、階級的束縛等はやはり强かつた。之に比すれば、大阪は金力生活の中心地であり、町人の天下であつて、自由の氣が强く、兩市は全然その趣を異にしてゐる。大阪は、その天然の地位と歷史上の關係と、富豪の淵叢たることによつて、西國・中國・北國の

諸藩を始め、關東東北の諸侯及び寺社武士等も、此地に藏屋敷を設け、米穀其他の國産を輸送して商人に賣却したものである。改めていふ迄もなく、當時は農民の租税は金納ではなくして、大部分米納であつた。諸侯は之を金錢に替へるの必要がある。そこで米を此處に運んで、それを賣り、又は抵當として、金錢の融通をつけたもので、其相手方たる金融業者は即ち掛屋である。掛屋とは、金錢を其家に掛けおくの意味である。この掛屋は年を追うて増加したが、彼等は實に大名の經濟上の權力を自己の掌中に握れるものであつた。かくて大阪は自ら『天下の臺所』となつて、(8)諸侯皆大阪の米相場によつて、喜憂を爲すに至つたといはれて居るのも、無理からぬことである。

大阪の掛屋に相當する者は、江戸では札差である。札差なる名稱は、昔幕府より廩米受取手形の渡るとき、その人名を書して之を割竹に挟み、藏

役所の藁包に挿したるに始まるものである。札差は旗本の廩米受取方から、その賣買をも受負ふ商人であつて、慶安の頃から起つて、元祿の頃次第に發達し、享保の頃には、一の株仲間となつたものであるが、彼等も亦旗本御家人の金融機關となり、經濟上の權力を握るものとなつた次第である。

江戸は新開の地であり、政治の中心であつた。之に反して、大阪は商業地としての歴史を有し、金融の中心地であつた。町人階級の發達が後者に於て特に著しく、物質的生活が、常に一歩を先んじてをつたことは明かであるが、啻にそれのみならず、精神的生活、例へば學問藝術の方面に於ても、亦天下の魁たるべきものであつた。

德川時代では敎育は餘程進んで來た。學問は單に僧侶や貴族の專有物ではなく、都會の地には、所謂寺小屋なるものが盛んとなつて、普通敎育

が施され、町人も金を貯めるばかりではなく、學問も相當にやつたものである。[9] 前述の如く經濟上社會上の實權が、町人に移ると共に、學問も亦漸く町人の手に落ちて來た。而して進取活動的な町人には、淸新にして卑近な學問が興らなければならぬ。この時勢の要求に應じたものは、卽ち心學である。[10] 心學は商人道を說いたものであり、町人階級の哲學である。京都の石田梅巖から起つて、中澤道二や、手島堵庵などが、大に斯學のために盡したもので、平民社會に及ぼした影響は、極めて大なるものがあつた。

心學は始め京阪を中心として起つたものであるが、啻に心學のみならず、一般に京阪關西地方には、學問が盛んであつて、町人出身の有名な學者も少くはなかつた。例へば國學の大家本居宣長も、伊勢の松阪の町人の家から出てをり、漢學の方では、京都の伊藤仁齋も商家の出である。心學の石田梅巖も、もとよりそうである。大阪では山片蟠桃や、草間直方が町

人であつた。 蟠桃は両替商升屋平右衛門の番頭であつて、夢の代の大作を残し草間直方は始め鴻池家に仕へ、後、両替商となり、三貨圖彙の名著で有名である。 大阪には、三宅石庵や中井甃庵から始まつた懷徳堂があつて、町人を相手に學を講じたものであり、中井竹山、同履軒の兄弟に至つて、その經濟學說は大に見るべきものがあるに至つた。 前記の蟠桃も竹山履軒の門人である。 此等は最も著名なる者の一例に過ぎないが、これによつても町人の階級が、一概に、無學のものでなかつたことは明かであらう。(11)

要するに德川時代、殊にその後半に至つては、町人階級は既に全く國内の金權を掌握せしのみならず、精神的文明をも左右せんとするに至つたものであつて、實世間の勢力を一身に背負つて立つ者は、商人階級を外にしては、之を求むることを得ざる有樣であつた。

(1)「德川禁令考」第五帙、五三九頁以下、六五一頁以下、四一五頁以下

(2) 拙著「德川幕府の米價調節」參照

(3)「德川禁令考」前揭、四七一頁

(4) 三浦博士「法制史の研究」二六二頁

(5) 齋藤隆三氏「近世世相史」二四〇頁。木宮泰彦氏「おもしろい日本歷史の話」一九頁以下

(6) 物集高見博士「廣文庫」第十九冊、一一二一頁

(7) 西川如見「町人囊」日本經濟叢書第五卷六五頁

(8)「浪花の風」（溫知叢書第七編）三頁、「大阪市史」第二卷三一二頁

(9) 清原貞雄氏「日本文化史、江戸時代後期」六六頁以下

(10) 瀧本博士「經濟一家言」二九七頁以下

(11) 內田博士「國史總論及日本近世史」三七七頁以下。瀧本博士、前揭、九七頁以下

第三節　社會問題

一　米價調節問題

米價の調節といへば、物價問題であつて、社會階級間の經濟問題たる、所謂社會問題ではないかの樣に、考へる人もあるかもしれぬ、然し德川時代に於ては、國家の經濟が、すべて米穀を以て切り盛りせられ、所領の大さを示すに石高を以てし、大名旗本一般武士に至るまで、主として米穀にてその俸祿を受け、租稅の收納も亦之を以てしたものであつて、純然たる貨幣經濟の時代ではなく、米遣ひの經濟の時代であつた。而も武士を中心とする社會組織の上からして、武士は農民と共に米の供給者たる地位に立ち、商工二民は之れが消費者たる地位に立つて、互に相反せる利害關係

を行せしものである。經濟錄に曰く「米の價の高下は、民の利病の懸る所也。國を治る人、心を盡して思慮せずば有るべからず。凡四民の中には農人は穀を作出す者也。租を納て其餘を食し、又其餘を賣て諸色の用を調ふ。士人は君より田祿を賜はり、此祿を以て衣食より以下諸色の用を足す者也。工人は器物を作り四體を動して米に易る者也。商賈は貨物を賣て米を糴ふ者也。是四民が内にて士と農とは米を糶る者也。工商は米を糴ふ者也。さる故に、米の價高ければ士と農とに利あり工と商とに害あり。米の價賤ければ工と商とに利ありて、士と農とに害あり。……今の世は、天下の諸侯人民迄東都に輻湊して、皆旅人なれば、金銀を以て萬事の用を達する故に、米價貴ければ士人悅び、米價賤ければ士人困む」と。尤米價の極端なる變動は商工階級と雖必ずしも利とする所ではない。卽ち曰く『米價貴ければ士人悅び、米價賤ければ士人困む。士人の

方に金銀多く收まれば、武人は利に疎き者にて、金銀を蓄ふる心も少き故に、一時の歡樂榮耀に輙く金銀を出し費す。此時に於て、工人商賈の輩其利を得て喜ぶ。價の高き米を糴へども、口に食ふは僅にて、利を得ること多き故に、さのみ米價の貴きを苦まず、米價賤ければ、士人の方に金銀乏き故に、工商も却て利を得ること少し。故に今の世には、米價太賤しければ、四民皆困窮すること古代より甚し』と。(二)

米價の變動は、幕府諸藩の財政上、竝に社會の各階級上に及ぼす所の影響は、頗る大なるものがあつた。爰を以て米價を適當に調節することは、財政上並に經濟上より見て、必要なるのみならず、當時施政の大方針たりし、階級制度の維持より見るも、亦その必要があつた。思ふに武士階級は、農民と同じく、米の供給者たる地位に立ちたるのみならず、爲政者たる地位を占め、彼等が米價の相當に高きことを、喜びしことは之を察するに難

くはない。然るに當時商人階級は、既に國内の金權を掌握し、諸侯多くは之に資給を仰ぎ、纔にその國用を辨ずるの有樣であつたから彼等は武士階級に對して、隱然一大勢力を成した。而も幕府施政の大方針は、故例を重んじ、上級下級の區別を嚴守し、階級制度の動搖を阻止せんとするに在つたから、幕府武士は常に米價の高からんことを欲するも、之れが爲めに殊更に、商工階級の利害を無視し、その不平を勃發し、ひいて武士階級に對する反抗となり、階級制度破壞の念を萠さんことを欲せず、加之、かの市井の細民が、米價騰貴の苦痛に堪へず、徒黨を組んで、所在に蜂起し、富豪米商等を襲つて、所謂『打毀し』を演ずるに至つては、幕府は袖手傍觀することが出來ず、之を鎭壓すると共に、此の如き社會的騷擾を惹起せしめざるが爲め、米價の暴騰を制するの策を、廻らさゞるを得なかつたものである。

かくの如く米價を調節することは當時に於ては單純なる物價問題と

してではなく、社會を組織せる各階級間の利害を調和することを、主たる目的としたものであるから、所謂社會問題として之を觀察するに非れば、その眞相を究むるを得ざる性質のものである。これ茲に本問題を說明せんとする所以である。

德川時代の初期に於ても、米價調節の事實は存するが、未だ頻繁ならず、其方法も亦單純であつたが、元祿以降には稍激甚となり、殊に米將軍の名ありし吉宗の時代に入つては、益々甚しく、その方法もまた甚だ多種多樣となり、恰も凡百の春花、一時にその妍を競へるが如きものがある。蓋、米價調節史上、注意すべき一時期を劃せるものであらう。而して町人を强制して、買米を行はしめたことは、既に享保の末年に其例を見る所であるが、其後寶曆十三年には町人に對する御用金によつて、米價を調節せんとするの方法も亦行はれ、町人の財力に依ること、益々多きに至りしは、蓋幕

府財政の困難に由る所であらう。其後天明文化天保の各時代にも、種々なる方法が行はれたが、文化年間には、主として米價の引上に力を盡し、天明天保の兩期には、寧ろその引下に關する事例が多い。幕末に於ける極端なる米價の變動と、之に對する調節策との、殆ど見るべきもののなかつたことは、共に當時に於ける政治社會上の紛亂によるものであつて之を以て他の時期に於けると同樣に比較することは出來ない。

德川時代前後二百五十年の間、時に應じ機に臨んで行ひし米價調節の方法は、千差萬別であるが、今その主なるものを分類概括すれば、次の如くである。

(一)價格に對する政策
- 一、米價法定……………………引上、引下策
- 二、米價引下令…………………引下策

(二) 直接に米の需給を左右する政策

- (甲) 供給増減策
  - (A) 供給減少策
    - (イ) 市場在米減少策
      - 一、買上米……………
      - 二、買米令……………
      - 三、買持米の許可………
    - (ロ) 市場在米増加防止策
      - 一、産地圍米令…………
      - 二、廻米の制限…………
    - 引上策
  - (B) 供給増加策
    - (イ) 市場在米増加策
      - 一、官米の拂下…………
      - 二、買持米賣出令………
      - 三、圍米處分令…………
      - 四、廻米令………………
    - (ロ) 市場在米減少防止策
      - 一、買占圍持の禁止……
      - 二、他國積の禁止………
- (乙) 需要増減策
  - (A) 需要減少策
    - (イ) 酒造制限策
      - 一、酒造高の制限　……
      - 二、酒造米購入の制限
    - (ロ) 食用米制限策
      - 飯米節約令…………
  - (イ) 酒造増加策
    - 一、酒造高制限の撤去
    - 二、酒造米購入の奬勵
- 引下策

(B)需要增加策
- (ロ)食用米增加策……飯米買入命令…… ｝引上策

(三)間接に米の需給を左右する資金融通政策
- (イ)資金供給策
  - 一、諸侯拜借金……
  - 二、米商拜借金……
- (ロ)資金吸收策……御用金……

（以上　引上策）

(四)取引機關に對する政策
- (イ)米穀取引所に對する政策……
- (ロ)米商株仲間に對する政策
  - 一、米商株仲間の設定……
  - 二、米商株仲間の停止……

（以上　引下策）

當時行はれた米價調節の效果については、各場合につき、考察せなければならぬ所であるが、それは、あまりに詳細に亘るから、姑らく別の著述に讓ることとし、大體について言へば、多大の效果を認むることは出來なかつたやうである。當時にあつては、米穀の生產分配等の狀態が、今日とは異つてをつたがため、自然の出來事、殊に作柄の豐凶は、米價に對して特に甚しき影響を及ぼし米價の暴騰暴落を惹起し、忽ちにして從來の人爲的

手段の效果を粉碎し、更に反對の人爲的手段を講せざるを得ざるに至つたことが少くなかつたやうである。

(1) 太宰春臺「經濟錄」日本經濟叢書第六卷、一一八頁

(2) 同上、一一九頁

(3) 拙著「德川幕府の米價調節」參照

二 打毀

米價の調節策を述べた私は、米價に關連せる社會運動としての打毀(うちこわし)について述べなければならぬ。打毀は米騷動である。米價暴騰のため生活の困苦に堪へざる細民が、一揆を起し、無賴の徒も往々之に加はつて、米屋はもとより質屋酒屋其他富豪の家を襲うて、その家宅を破壞し、米其他のものを掠奪し、又は極めて不法なる値段で强買したものである。即ち

富者及び利益の壟斷者に對する貧者の反感の爆發せるものであつて、都會に於ける町人の一揆である。

之に對する官憲の應急策としては、暴民を逮捕し嚴罰に處すると共に、暴民取締のために、各町の自衛を計り、外出の禁止等を令し、更に他方には幕府自ら米錢を施與し、廉價販賣を行ひ、或は小賣米屋を保護して家業を營ましめ、又富豪及び特志者を促して窮民を救恤せしめ、其他廻米策、消費節約、酒造制限、圍米賣出等の米價調節方法をも併せ行つたものである。

打毀の例[1]は、享保・天明・天保・慶應の各時代に亘つて、これを見ることが出來る。天保八年二月の大鹽の亂[2]も、米價騰貴し國民困苦せるに際して、當路者及び富豪の行ふ處、當を得ざるもの多きことを憤慨し、決然立つて兵を擧げしものであつて、米騷動の一種とも見ることが出來るが、然し、それは政治的色彩の甚だ強いものであつた。打毀として最も有名であり、且

標本的のものは、天明の打毀である。

明和天明の頃、天變地妖相ついで起り、大風噴火旱魃相前後して災害を逞くし、かの天明の飢饉の如きは、最も悲慘なる狀況を呈した。百姓町人は、これ等の災厄によつて、苦しめられたのみならず、此時代に於て、幕府が財政の窮乏を救はんために採りし種々の政策、例へば貨幣の改鑄、富源の開發國產の奬勵、座及び運上の制度、融通政策の如きは、偶々以て百姓町人の負擔を增加することとなり、遂には彼等を驅て、一揆騷動を企つるの已むを得ざるに至らしめ、かくて單に米騷動のみならず、農民の强訴等種々の暴動は、隨時隨所に行はれて、この時代の特色をなすに至つたものであるが、これ等種々の社會運動は、畢竟武士階級の無力を示すと共に、町人百姓の自覺、民權伸張の表現たるに外ならぬ。　この時代は從來、混濁の世(3)として知られしものであるが、その一面には既に新氣運の勃興せるもの

あることを、看取せなければならぬ。足利時代の言葉を假りていへば下剋上[3]の世相を示すものであつて、武士社會に對する鼎の輕重は、既に明かなるものがある。

世に天明の打毀として知られて居るものは、天明七年の出來事である。その前年の六年から氣候不順で凶作の地方多きに加へ、大阪町人に用金を命じ、七年六月には諸國寺社・山伏・百姓・町人に對する用金があり、市況の不振、在米の拂底は、米價の騰貴を一層大ならしめ、天明五年十二月に六十一匁の米價が、六年十二月には一〇一匁五分、七年六月には一八一匁乃至一八七匁に上る有樣であつた[4]。去秋以來諸色高直の爲め、饑渇に迫れる細民等は、五月十一日夜多數相率ゐて天滿伊勢町の茶屋吉右衛門の居宅を襲ひ、家作諸道具を破壞し、翌十二日には搗米屋を襲ひ、錢百文を出して二升三升の米を押買し、若し諾せざれば米雜穀を引出し、或は家宅を破壞

し、被害二百餘軒に及んだ。之れが爲め米穀商は勿論其餘の商賣の者と雖、恐怖して休業する者多く、小買米にて其日を送れる者を始め、其他良民の日常生活にも差支ふるの有樣を呈したが、幕府は暴擧に附和するは勿論、見物にも罷越間敷旨を命じ、一町毎に番人を置て守らしめ、又嚴に暴民を逮捕し、窮民を調査して各町より手當をなさしめ、尚一般に施行を奬勵し、小賣米屋に保護を加へて、不法强買者を訴出でしめたが、小賣商人等は、店頭に丸太の垣を作り、垣の間から米錢を授受したものもあつたといふことである。(5)

然るに細民の暴動は單に大阪のみに止らず、殆んど時を同じうして、京伏見・郡山・堺・和歌山・山田・甲府・駿河・廣島・長崎・石卷等近畿・東海・中國・九州・東北各地に起つたが、その最も激しかりしは江戸の打毀である。江戸の張紙相場は、豐年の歲には、百俵につき十七八兩のこともあつたが、天明七年春

には百八十兩となり、五月中旬頃最高二百十二兩に上り(6)諸民の困窮甚しかりしが、五月十八日に至り、本所扇橋邊深川六間堀にて、玄米屋舂米屋を破壞したるを始めとして、二十日には赤坂御門外なる米屋を打毀し、京橋南傳馬町三丁目の萬佐と稱する有名なる米問屋を襲撃して、二十二日の曉方に至るまで各處に騷擾し、米商はもとより、乾物屋酒屋などの害を蒙るものがあり、富商も又その災厄に會ひ(7)南は品川、北は千住、凡御府內四里四方の內、誰頭取といふこともなく、此所に三百、彼所に五百、思ひ思ひに集りて、鐘太鼓を打ならし、更に晝夜の分ちなく、穀物を大道へ引出し、切り破り奪ひ取、八方に持退きたり。初めの程は穀物ばかり奪ひしが、後には盜賊加はりて、金銀衣服の類をも同じ樣に奪ひ取り(8)しといふことである。二十二日に至り、俄に出兵に決し、町奉行出馬し、先手十人に命じ組々の者を召連れ、市中を巡視し、暴民の逮捕に従ひ、漸く鎮靜に歸したが、幕府は四

民に令するに、朝夕粥を食して、消費を節約すべきことを以てし、又米雜穀を廉賣し、金二萬兩・米六萬俵を出して窮民を賑恤し、關東郡代伊奈半左衛門をして廻米に盡力せしめ、大阪に於て三萬五千石の米を買上げ、江戸に廻送せしめ、酒造三分の一を命ずる等、種々の方法を採つたが、在米の増加に伴つて米價下落し、張紙相場も百三十兩となり、諸色値段の下落を見たが、大阪における米相場についても、六月の肥後米百八十七匁を最高として漸次下落し同、年秋諸國八九歩の作柄にて、人氣次第に鎭靜し、十月には七十七匁前後、十二月には八十匁前後に降るに至つた。(8)

徳川時代に於ける米騷動は、多くの場合に於て、國民日常生活の危殆に瀕するに及んで起つたものであつて、その情に於ては、寧ろ憐れむべきものがある。　慶應の打毀に當つて、高麗橋畔に　乍恐今じめつ自滅爲致呉候歟、又は米三百目位に爲致呉候哉、右兩用共出來がたく候へば、上町初市

中墨に致候間、乍恐御返答承度、此段張紙を以奉願上候」以上、月 日、難澁者より「御老中様」と書いた張紙があつた由であるが、天明の暴動に於ても、類似の記事があつた。以て暴動の性質を見る可く、細民の窮情は、遂に生か死か、その一を選ばざる可らざる有様に迫れるを想像するに難からざるものである。彼等の打毀は、もとより政治上の暴動とは、その趣を異にするけれども、彼等が米商の外、富豪などを襲撃せることから見れば、單に騎虎の勢といふわけではなく、富者階級に對する反感の爆發したものと考へざるを得ぬ。田沼時代の流行歌といふを見るに「世にあふは道樂ものにおごりもの、ころび藝者に山師運上」といふのがある。(10) これはもとより、一般に風俗の頽廢せることをいへるものであるが、所謂おごりものの跋扈は、遂に貧民階級の反感を徴發するものであるから、かの富豪に對する打毀は、一面に於てこの感念を示すものと見ることが出來やう。

終りに暴動と米價との關係を見るに、寶暦五年に打毀の風說に恐れて、米商がその持米を吐き出し、市場在米の豐富となりたる爲め、米價十匁餘の下落を生じたことは、暴動(未遂)と米價とが直接に相反應せる一例であるが、その他の多くの場合に於ては、暴動は米價に影響なく、又はたゞ一時の變動を生じたるに止まり、その應急策並に其後の調節策の如きも、天明七年の江戶打毀の後、廻米政策の功を奏したる外は、多くは後年における秋納の豐饒なりしによつて、漸く米價の下落を見たものである。 又慶應の打毀の後には、米價一時に下落したるも、忽ち暴騰し、遂に征長事件解決し、下關通船の自由となるに至つて、全く下落するに至つた如き、要するに人爲的調節策によるよりも、自然的調節によつて、米價の著しき下落を見たることが多かつた。 これは德川時代に於ける一般米價調節策の場合と異る所なきものであつて、暴動は一時の救濟策を喚起し、細民焦眉の急

を救ふだけの效はあつたかもしれぬが、之によりて米價を直接且つ確實に、左右するを得なかつたことは明かである。然れども他方に於ては、動もすれば民意の閉塞せられ、下情の上達せず、言論の自由なく、亦その機關も存せなかつた當時に於ては、打毀の暴擧も、現今と異れる意義を有するものとして多少寛容すべき所もあるが如くに考へられる。

(1) 拙著「經濟史研究」二〇〇頁以下參照
(2) 「浮世の有樣」第三卷一一三二頁、一九九頁。「大阪市史」第二卷四八四頁以下
(3) 吉田博士「德川政教考」下卷一頁
(4) 草間直方「三貨圖彙」日本經濟叢書第二八卷
(5) 「大阪市史」第二卷四頁以下、第三卷一一八〇頁以下。「堂島舊記」(德川時代商業叢書所收)一一九頁以下
(6) 「後見草」(改定史籍集覽第十七册七一七頁)
(7) 同上七一八頁

(8)「天明七丁未年江戸飢饉騒動之事」改定史籍集覧第十七冊。「後見草」前掲七一九頁。「三貨圖彙」前掲一七六頁

(9)「大阪市史」第二卷九四〇頁

(10)「後見草」前掲七二一頁。辻善之助博士「田沼時代」一一五頁

三　百姓一揆

打毀は、都會に於ける町人の米騒動であるが、百姓一揆は、農民の一揆である。前者は一領内に限らず、各地に傳播した普遍的のものであるが、後者は局部的のものであつた。加之前者は貧者の富者に對する反感であつたが、後者は農民の爲政者に對する反抗である。

百姓一揆は、徳川時代の後半卽ち正徳享保頃から幕末へかけて頻發せし重要なる社會現象であつて、其原因は場合によつて必ずしも同一では

ないが、要するに領主又は農官の施政に對する不平の爆發であり反抗であつた。前にも述べた如く、當時農民は租税を搾り取る機械の如くに考へられたものであり、彼等は常に負擔の過重に苦んだものであるが、天惠の少き場合には屢凶歳となり、飢饉の襲ふ所となつて、餓莩路上に横はるの慘狀を呈したことが少くなかつた。かゝる場合に爲政者が適當の處置をとらず、又は平素農民が彼等に對して不平不滿の念を有するときは、これを機會として百姓一揆が爆發せしものであつて、元來その領主又は代官等に對する反抗であるから、その起る範圍は、その地方に局限さるゝものであつて、全國又は他地方に直ちに波及すべき普遍的性質を有するものではない。

百姓一揆の實例は頗る多い。(1) かの有名な永應二年の木内宗吾の一件は、百姓一揆の先驅をなすものであるが、これは堀田侯の奸臣が凶荒に對

する常備倉の設置を名として、家屋稅・人頭稅其他種々の重稅を課して、農民を苦しめたるに起因するものであつて、其後時々諸國に蜂起した百姓一揆は、概ね皆この佐倉騷動を藍本となし、奉行若くは代官等の橫暴苛酷の處置に會ふ毎に、其利害關係を有する農民全體が相互に一致結合して、强制的に救濟を求め愁訴嘆願して、遂に聞屆けられざるときは、勢止むことを得ず、竹槍蓆旗の大騷動を演ずるに至るのであつて、卽ち徒黨・强訴・暴動の三階段を具ふるのが普通である。尤、佐倉騷動は暴動に至らず多少統一的秩序的に行動せしものであるが、普通の一揆は土一揆よりも一層無統一であり、且勃發的のものであつた。卽ち主謀者を中心として蹶起した一村の農民が、城下に押寄する際、沿道の村民に對し、加入せざれば燒打する態度を以て脅迫するから、苦しみを同じくせる農民は、大抵その仲間に加はり、丁度雪達磨の如く、轉々一歩を進むる毎に、其の同勢を增し、數

萬の大群集となり、鐘太鼓を鳴らし法螺貝を吹き、蓆旗を押し立てて、城下に迫るのが普通のやり方である。秀吉の刀狩以來、百姓町人は武器を所有するを得ざるものであつたから、彼等は竹槍・鍬・鎌等の凶器を提げて暴動したものであつた。[2]

一揆は大抵成功した。勿論首謀者は磔刑・斬首・追放その他の酷刑を受けたものであるが、其要求條件は大部分貫徹し得た如くである。一揆に襲はれた武士は、大抵城中に逃げ籠り、積極的に戰鬪行爲に出でず、城中より交渉使を出して、農民側の要求條件に聽從するのが常であつた。勿論幕府は屢法令を出して、農民の徒黨强訴を禁じ、又は密告政策を採つて居たが、既に武士が社會統制上に何等の勢力を有せざる當時には、それ等の法令も大なる效果を擧げ得ざりしは當然のことであらう。[3]

一揆は『能々堪がたきに至らざれば……おこる物にあらず、假令おこ

さむと思ふ者有とても、村々一致する事はかたく、又惡黨者ありてこれをすゝめありきても、斯樣の事を一同に潜に申合す事は、洩れ易き事なれば、中々大抵の事にては、一致は仕難かるべし、然るに近年此事の所々に多きは、他國の例を聞て、いよ〳〵百姓の心も動き、又役人の取計ひもいよ〳〵非なる事多く、困窮も甚しきが故に、一致しやすきなるべし。而して一揆勃發の後「まづ一旦靜まれば、よき事にして、さのみ跡の吟味も委しからず、張本人を一兩人とらへて、定まりの通り刑に行へば、其むきにて跡の上の取計ひを嗜み改むる事もせず、世間の例多ければ、さのみ耻辱とも思はれぬやうの所もありとぞ」[4]。もし百姓一揆の原因に鑑みて、租稅の負擔を輕くせんか、武士階級は到底生存することが出來ぬ。それで一揆が起るにしても、搾取は止められぬ。結局は武士を主とし農民町人を隷屬者とせる、社會組織を改むるの外はない。幕府の仆るべき運命は、この方面か

ら考へても首肯される。

(1) 佐野氏「日本社會史序論」四七頁以下に百姓一揆の年代史あり
(2) 瀧本博士「經濟一家言」二七一頁以下。佐野氏、前掲、四五頁以下
(3) 佐野氏、前掲四六頁及六〇頁以下
(4) 本居宣長「玉くしげ別本」日本經濟叢書卷十六、二〇頁二一頁

四　土地問題と棄捐

德川時代では田地については永代賣買の禁制があつた。これは寛永二十年三月以來のことであつて[1]、その後も屢命せられ、幕末まで引續き存してをつた規定であつた。尤も水戸藩にはこの禁なく[2]、又事實に於ては色々な名目を設けて、質に入れて流したり、或は讓渡したりして、實際では田地を他人の手に渡したことも行はれたが、法文の上では禁せられて居

った。「地方凡例錄」には「田畠を永代に賣渡しては、百姓家督に離れ、有德成百姓は次第に田地多くなり、小百姓は段々潰れ、後は一村の田地、一兩人にて所持いたし、又は他村の百姓のものとなるにつき」云々とある如く、土地の兼併されて、貧富の懸隔の甚しきに至ることを、虞れたために出來たものであつて、これも當時の社會問題の一つとして考ふべきものである。(3)(4)

(1) 「德川十五代史」第四編二二七頁
(2) 藤田幽谷「勸農或問」日本經濟叢書第廿卷一〇五頁
(3) 日本經濟叢書第三十一卷二〇二頁
(4) 内田博士「日本經濟史研究」上卷三三頁

田沼秕政の後を受けて老中の職に就いたものが、松平定信である。先づ奢侈困弊を極めた世相を改めんがために質素儉約を勵行し、田沼が計

盡せし諸運上を止め、寛政元年には有名な棄捐の令を發した。卽ち旗本御家人等が、札差商人より年々借財をなし、それが積り嵩つて此等士流の家計困難に陷りしため、天明四年以前の借財は悉く帳消として償還を免除し、其手當として此等商人共へ金八萬兩を年五朱の利で二十五ヶ年賦で貸下げ、又天明五年以後の借財は、元金の多少に拘らず、高百俵に付一ヶ年、金三兩、利子は金五十兩に付て一箇月一分の割を以て、返濟すべきことを命じたものである。[1] これは舊債中の或るものにつき、年賦拂を認めた點に於て、多少の差異はあるが、要するに鎌倉時代における德政と同じ性質を有するものである。 定信はこの棄捐を實行するに當り、從來札差が巨額の利益を占めしことを責め、嚴科に處すべきものなれども、格別の憐愍を以て、其罪を問はず、棄捐及返濟方等につき異議を述べず、有り難く感謝すべきことを述べて居るが、それは武士の手前勝手であつて、札差にと

つては、迷惑至極のことであらう。札差はこの棄捐によつて一大損失を蒙り、彼等は其後一切の貸出を嚴重にし、殆んど貸出停止の狀を呈したるため、旗本も非常なる苦境に陷り、遂に旗本等は辯才に富み、氣力ある浪人或は町人を使用して札差と交渉せしめ、札差が貸金に應せざる場合には、暴力に訴ふるに至つた。これが藏宿師と稱せらるるものであるが、札差等もこれに應ずるため、所謂對談方なる、辯才あり膽力ある者を使用し、旗本と札差とが暴力競爭をなすに至つた。(2) かくてこの棄捐は藏宿師の弊を生じたのみならず、何時また棄捐令が出づるかもしれぬから、財界に不安の念を與へたことは、幕府が其後慶凶作等に當り、棄捐等のことなきを諭したによつても明かである。(3)

其後五十餘年を經て、天保の改革が、享保、寬政の治を模範として行はれたが、天保十四年十二月十四日、卒然、旗本が札差に對して負ふ所の借金は、

新古を問はず、一律に無利息二十ヶ年賦となすべきことを命じた。茲に於て又も札差と幕府との間に種々抗爭を生じた。嘉永四年に、天保の改革によつて停止された一切の株仲間が再興さるると同時に、札差も亦舊の如く營業を許可さるゝこととなつた。(4)

寛政の棄捐にしても、天保の棄令にしても、窮乏その極に達せる武士階級を救濟せんとするものであつて、財力の點に於ては、治者階級と雖到底町人に及ばざることを明かに示すものであつて、これも侍階級の憐れなる實狀を示す一の例であらう。

(1) 「徳川十五代史」十編六八頁。「寶暦現來集」近世風俗見聞集第三、三五四頁
(2) 竹越氏「日本經濟史」第六卷五八〇頁一七三頁
(3) 「日本百科大辭典」第二卷一二九二頁所載、三浦博士「棄捐」
(4) 竹越氏、前掲、一八〇頁

第七章　日本社會史の特性

第一節　日本社會史と明治時代

一　明治の社會階級

明治の維新は政治上の一大改革であつたと共に、亦社會上の一大變革であつた。封建制度は覆されて集權制度の世となり、極めて嚴重で煩雜であつた階級的差別が撤廢され、徳川時代の社會制度はすべて舊制度(アンシアン・レジーム)として破壞された。徳川時代には苗字帶刀は武士の特權であり、百姓や町人で之を許されてゐたものは特別の恩賞として極少數のものに限られてをつたが、明治三年には百姓町人も苗字を稱することを許され、帶刀は町人のみならず士流のものにも一般にこれを禁止することとなり、翌四

年には從來人間扱をされなかつた穢多非人をも解放して百姓町人と均しく平民の籍に編入された。昔の公家や武士の階級に屬するものが華族とか士族とかいふ名稱の下に平民の上に置かれ、多少身分上の差異がある如くに見ゆるけれども、今日に於ては殆んど其存在の理由を失へるものであり、たゞ華族の當主は今尙上院議員となるの權を有してをるけれども、士族に至つては平民とその權利關係を異にすることなく、武事は國民皆兵の下に士族階級の專有物ではない。從て四民の名稱はあるけれども、政治上に於ても社會上に於ても差別的意義を有するものではなく、たゞ門閥を重んじ、階級制度の存せし過去よりの因襲のまゝにその名稱を存するに過ぎぬものである。

明治の社會階級としては、上述の如く華士族平民の三者を數ふべきものであるが、それは形式的のものであつて、實際に於ては四民平等である。

この社會階級の區別が、貧富の懸隔をあらはすべき何等かの問題を含んで居るかといふことは考へられない。或は華族には世襲財産制度があるが、他の者にはその規定がないといふ位の差違はあるにしても、それは決して重要なる問題ではなく、實際の財力の上に些の影響をも及ぼす能はざるものである。從つて明治時代に於ける社會階級の間に於て惹起された經濟問題なるものはあるべき筈がないと思ふ。然らば明治時代に頻發した社會問題なるものは如何なる性質のものであつたらうか。

二　明治の社會問題

從來土地といふ財産を有せし武家階級は、廢藩置縣と共に土地を奉還して金祿公債證書を受け、兩刀を奪はれて新しき貨幣經濟に順應して生活せねばならぬやうになつた。彼等は實業社會に身を投じたけれども

所謂士族の商法で失敗を繰り返すばかりであつた。そこで政府は彼等に對し授産の方法を講じ、又國立銀行、日本鐵道其他の會社の設立を奬勵補助し、歐米の新組織に因つて事業の經營をなさしめたが遂に彼等は實業界の新知識として我國經濟界に一新勢力を成すに至り、我國の社會經濟組織に大なる革新を促すこととなつた。嘗て貨幣を卑んだ士族が事業界の先驅者となつたことは實に皮肉ではないか。

德川時代に擡頭し發達し來りし町人階級はこれまた從來の特權や保護を失つて自由競爭の世の中に自立の途を講ぜざるを得ざることとなつた。德川時代の町人階級は『金錢は町人の氏系圖』と稱する程、金錢を貴んだものであるが、彼等には蓄財の思想はあつても、企業的精神や事業慾は持つて居なかつた。明治維新の後に資本主義の社會があらはれても、其中心をなすものは、町人階級の者よりも寧ろ下級士族の出身のも

のに在つたことは不思議ではない。例へば澁澤も岩崎も藤田もこの下級士族の出身であり、舊き大町人たる三井が近世的資本家に轉化する爲めには士族の出たる中上川を迎へざるを得なかつた如き(1)這間の事情を示すべき一例であらう。

かくの如くにして所謂實業家なる階級があらはれ、資本主義の社會が現出したわけであるが、その反面に勞働者の階級、無産者の一群があつて資本對勞働の關係を造り、資本家と勞働者との間に介在して、中等の農工商業者、さては俸給生活者等の所謂中間階級(3)も起つて來た。そして社會は新にこれ等の資本家・中間階級及び無産者階級の三者が鼎立し其間における富の分配の不公平に起因して、種々なる社會問題を釀生しつつある次第であつて、明治時代に於ける社會問題なるものは、いふ迄もなく此等の經濟階級間に於ける分配問題であつたのである。

(1) 佐野氏「日本社會史序論」三五七頁、圓谷弘氏「我國資本家階級の發達と資本主義的精神」六一一頁

(2) 佐野氏、前掲、三六二頁以下

三　所謂社會史の時代的限界

私は今まで主として社會階級間の經濟問題を社會問題として考へて來た。然るに明治時代に入つては、前述の如く社會階級間における經濟問題はなくなつて、新に興つて來た經濟階級間に富の分配の不公平に關する問題が生じて來た。勿論明治以前にも、貧富の階級的鬪爭と見るべきものがあつた。土一揆や打毀の如きはそれである。然しその當時は貧富兩階級の對立が主要なるものではなくして、その外に社會階級なるものが嚴存してをつて、その社會階級間に種々なる貧富の問題が生じた

ものであるが、時代全體の上から見れば社會階級の世の中であつて、これに貧富間の爭が、附隨して生じて來たに過ぎない。之に反して明治時代では社會階級はあつても、それは何等の意義を有せず、時代全體の上から見れば經濟階級が重要なるものとして、その經濟階級間に於ける貧富の爭が、主要なる社會問題として起つて來た時代であつた。換言すれば、一は社會階級が意義を有し、他は經濟階級が意義を有せる時代である。一は貧富の爭はあつたにしても、それはどちらかといへば、其當時の社會問題としては、寧ろ附隨的のものであつた。反之、他は貧富階級の鬪爭そのものが最も重要であり、當時の社會問題として主要なるものであつた。

かくの如く社會問題の性質は明治以前と以後とに於て一大變化をなして居る。明治時代における經濟階級間の經濟問題は、實に狹義の社會問題に屬すべき性質のものとして、即ち廣義の社會問題の歷史より區別

して別に論述する方が、首尾一貫せるものと考へらるゝが故に、所謂日本社會史は、徳川時代を以て暫く完結とすべきものであらうと考へる。從つて明治時代に關することゝは、以上の極めて簡單なる記述を以て筆を止め、他日機會を得て改めて論述することゝしたい。

第二節　階級鬪爭の意義

一　社會階級の鬪爭

マルクスは『歴史は階級鬪爭の歴史である』[1](Die Geschichte aller bisherigen Gesellschaft ist die Geschichte von Klassenkämpfen) といつた。勿論社會は何れの社會にしても一の階級から成り立つものではなく、政治的には治者の階級と被治者の階級があり、經濟的には勞働せしむる階級と勞働する階級とがある。上古に於ては一方に貴族階級があり、他方に賤民の階級があつた。貴族の階級は卽ち治者階級であり、被勞働階級である。賤民は被治者階級で勞働階級であつた。然しこの貴族階級と賤民階級との間には、如何なる鬪爭が行はれたか、或は『隱然の絕ゆることなき鬪爭』[2]が

あつたとも見られやう。奴隷の反抗(3)の如きはこれを證するものであらう。然しそれよりも貴族雄族が互に他を排擠したことや、土地を兼併し富强を爭つたことは、史上に明かなる所であり、莊園時代に於ても莊園が誅求に堪えなかつた人民の、避難所であつたことから見れば、所有階級と非所有階級との間に、爭があつたわけではなく、寧ろ上古王朝時代に於ては、同一階級內に於ける鬪爭の方が、一層激しくはなかつたかとも考へられる。降つて中世武家の世は、從來說かれて居る如く『東人對西人』の爭や『南朝對北朝』の爭の時代と考へるよりは、公家と武家と庶民との三階級の、發達競爭の時代と考へなければならぬ。(4)この時代の『下剋上』なる言葉そのものは、既に階級鬪爭の意味をあらはして居るではない乎。近世江戶時代に至ては、社會階級の制度確立し、下より上を窺ふを得ざりしが如きも、實際に於いては武人對町人の階級鬪爭を現出したものであ

る。

之を要するに、ある場合には公然の鬪爭であることもあり、又ある場合には隱然の鬪爭たることもあつたが、何れにするも、何等かの意味に於て對立せる階級間の爭なりしことは、日本の歷史に於ても免るる能はざる所である。然しある場合には一階級内の爭の方が、强烈であつたことを忘れてはならぬ。

(1) Manifest der Kommunistischen Partei.

(2) a. a. O.

(3) 瀧川氏「奴隷の反抗と我が古代法」我等第四卷十號

(4) 吉田博士「日本文明史話」一一六頁

二　貧富の對立

社會問題は貧富の問題である。上古にも中古にも貧富問題はあつた。然しそれは貧富階級間の爭ではなくして、社會階級に伴ふ貧富懸隔の問題であつた。然るに中世以後に至つては朧ろげながらも貧富階級の輪郭が描き出されて、その兩階級の間に一種の社會運動が起つて來た。かの土一揆の如きはそれである。これは社會階級の立場から見れば同じ階級內の爭であるが、それよりも寧ろ貧富階級間の爭と見る方が適當である。同じ社會階級、卽ち土倉酒屋等の富者階級としての庶民に對する貧しき庶民の反抗であつた。德川時代の打毀にしても同樣である。米屋が襲擊されたばかりではなく一般に富者が暴徒の標的とされたものであつた。而してこれと同時に中世には旣に新たに職業階級なるものが發生して來て德川時代に入つては更に一段の發達を遂げた。この貧者の階級とか、職業の階級とかゞ起つて來て、從來の純然たる社會階級間

の爭の外に、別個の階級鬪爭を起して來たことは、これやがて經濟階級が起り、それ等の間に階級鬪爭の起るべき先驅をなすものである。

私は上來社會階級間の經濟問題を主として說明し、且それが經濟階級間の階級鬪爭に移り變るべき、過渡的の貧富階級間の社會運動についても、論じたものであつた。この關係が發展して純然たる經濟的階級があらはれて、社會がブルジョアとプロレタリアとの對立となり、所謂社會階級なるものが無意義のものとなり、狹義の社會問題の起るに至つたのは、明治以後のことである。社會史上から見れば明治維新の意義に蓋しここに存することであらう。

（大正十二年八月十一日稿了）

校正を了りて

本書の第一回目の印刷が東京から京都へ送られたのが八月の末であり、それを校正して送り返したのが九月の一日の朝であつた。その後に新聞の報道により東京横濱で大地震が起つたと云ふことを知り、多分この社會史の原稿もすべて灰燼に歸した事であらう、十數萬の生靈と數十億の國富とが一朝にして消失したことであるから、それ位の犠牲は已むを得ぬ所であり、或は寧ろ當然のことかとも考へてをつた。其後數週間の間、杳として消息なし。然るに災厄の當日東京から發送された第二回目の印刷が同月十八日に私の手に入り、更に廿二日改造社の濱本氏が突然研究室へ來訪されて原稿はすべて無事であつたといふ吉報を齎らされた。實に意外であり、再生の感――とでもいふべき感じが起つた。それから暫くの間また何等の消息もない。然し原稿が無事であつたといふことが判ると、そこは人間の悲しさで、成るべく早く出版したいといふ慾が起り、改造社の方と相談して漸く復興第一年の一月に本書が世に現はるることになつた。處が印刷進行中、原稿の一部即ち震災の當日文撰をやつてをつた部分十數頁が紛失してをることが判り、幸ひ私の方に草稿が殘つて居つたので、急にそれを補正して前後の聯絡をつけたが、其原稿を送つた郵便物が又々紛失し、三たび其部分の原稿を認め、漸く全部の印刷を終ることが出來た。

今にして顧みれば本書の出版は始めから終りまで震災によつて影響を受けた如くであり、未曾有の震災に對する私一個の記念として本書程思ひ出での深いものはない。現に第二回目の印刷を送られた封筒は、九月一日午前十一時乃至十二時の消印が明瞭に押捺されて居る。私は之を本書と共に永く保存しておきたいと思ふ。（大正十三年一月二十六日東宮御成婚の日、初校を了りて）

索引

（注意）假名遣の法によらず、字音に據り、且つ頭字相同じきものを一所に纏め、以て檢索に便にした。

エ、ヱ

オ、ヲ

カ、ガ、クワ

ケ、ゲ

コ、ゴ

サ、ザ

シ、ジ

ス

セ

ソ

タ、ダ

テ、デ

ト、ド

索引

マ

ミ

ム

メ

モ

ヤ

ユ

完

印刷製本の手違ゐから、豫告の定價を變更せなければならぬことになりました、

右あしからず御承知をこふ

改造社

大正十三年二月十日印刷
大正十三年二月十三日發行
大正十三年二月十五日再版
大正十三年二月十七日三版
大正十三年二月二十日四版
大正十三年二月二十二日五版
大正十三年二月二十五日六版
大正十三年二月二十七日七版



日本社會史

定價金貳圓五拾錢

著者　本庄榮治郎

發行者　東京市芝區愛宕下町一丁目一番地　山本美

印刷者　東京市麴町區紀尾井町二番地　福王俊禎

發行所　東京市芝區愛宕下町一ノ一　改造社
電話芝（一六三八番　二八五四番　四三〇三番）
振替東京八四〇二番

東京印刷株式會社麴町出張所印刷